

魔藩名勝考 大隅 五

魔藩名勝考卷之五

目次

- 一 高千穂峯書紀 附天茂矛 虚國嶽
- 一 高千穂神社諸社一覽 附稅所祠 野神祠 天子祠
- 一 稻葉祠 待世祠 市岐祠 飯富祠 七社祠 御手洗川
- 一 兩度川 華林寺 四十八池
- 一 茂杜名寄集 附止上祠 大隅祠
- 一 夕暮閑地名便覽 附牡鹿野瀨 春山野牧
- 一 隼人城隼人記 附拍子橋

一 氣色杜千載集

一 氣色濱夫木集 附守君神祠

一 神造島續紀

一 大穴持神社延喜式 附富隈

一 韓國宇豆峯神社延喜式 附國分寺

一 風杜方角集 附姫城

一 青葉山日吉祠地名便覽 附臺明寺

一 宮浦神社延喜式 附福山牧 回村 太玉祠

一 投谷八幡宮 八幡八幡宮 景清塚

大隅國部第一

大隅國 オホスミ 大隅・日向等は、吾薩藩國の内なれハ、宜く州を以て稱すヘキカカシ、然とも六十六州各國を以て稱するは、猶魯國・

齊國の如し、是古朝廷有儀而定給ふ所なり、私に州をもて稱すヘカラス、

大隅ハ古の襲國の地也、古事記に熊曾國謂建日別、曾ハ

換字、建ハ健、即神代紀、所謂日向襲とも、景行紀に襲國云

々、是謂熊襲八十梟帥、又曰悉平襲國なと見えたり、こ

の襲といふハ、釋紀に山嶽襲重の義也とあるは古き傳な

るへし、今の肥後・大隅かけての地層、巒疊嶂波濤の如

く、高千穂峯を中央にして、峻岨ソビエムダテ峙たれハいふ也、さ

れば其國俗の資質も勇猛強悍なりしほとに、熊襲とも連

ねいひ、又建日別とも、隼人とも、梟帥などと皆勇猛敏捷なるか故に、其地勢と俗習に因て、熊襲の名ハ出来しなり、さてこの大隅といふ號も、大角とも書けるか如く、

山岳の聳時たるより出しなるへし、凡稜角のあるを曾波といふ順鈔に、抓稜曾波乃木、抓後云四方木、又嶮岨云曾波、云曾波太通、工匠削去村稜、云曾波袁登留、又蕎麥云其突三角、颯河豚狀如豆腐なるよりいふ、而稜角あるハ嚴威ゆゑに、襲もオゾンキ、オゾマシキなどト通ひて、熊襲と、かいふに同じ、古事記傳に、於曾志の約たる言とのミいふハ誤なり、かやうに山岳のミ岨ち襲れる地なれば、神代紀に膏肉空國とも書されたり、膏も今の現に在て、日向・大隅・薩摩かけてハ、高千穂峯の根足の様にて、連山曲弗块圯として其限をしらす、恰も波瀾高低の勢をなせり、そもく大古ハ、今の肥後・日向の南半より大隅かけてハ熊襲の國にて、景行の御時に火國・日向國などの號を命給ひつゝ、薩摩までも猶日向の國內なり、自後に大寶より和銅に至りて、薩摩・大隅てふ國々を置れしを以て、書紀まてハ薩摩・大隅の事を総て日向國とハ書されたり、又今の肥後の熊本、同國なる球摩郡などハ、古の熊襲と呼し熊てふ称の名残にてそありける、肥後の日和村より以南も、天正の比までハ猶今の球摩領分にて熊襲國の境内なりしを、其後に熊本の地に併せられたり、熊てふ地方域もいと廣かりしを知へし、又大隅の地に其限てふ名多く、凡七限ありといふ、この限も、續紀和銅六年四月乙未、割日向國肝坏本ハ熊てふ名の殘也、贈於・大隅・姁襪四郡、始置大隅國、○姓氏錄・大和

本紀、并作大角、按、大隅國內にて大隅郡なるハ、西南の極隅に在極隅の意、極隅の意、和名鈔、山城國綴喜郡大住郷あり、中原康富記を云り、鳥險集、赴大隅州詩曰、路入大邦天、隅とハ、

に、隼人司領山城國大住郷とあるも、并に大隅國より上りし隼人か住居せしに因の名なり、○日本風土記作阿思米、○延喜式曰、大隅國行程、上十二日・下六日、所管八郡三十五郷、遇匝一百五里十一町四十間四尺、東日向、西薩摩、北界肥後、南至海島、○國造本紀曰、纏向日代朝御代治平隼人、同祖初小仁德朝伏布爲曰佐賜大隅國造、國造ハ國御臣、而當初封建之國司、以爲社稷之主宰者也、○初小、後曾小川など見ゆ、即贈於也、小の字ハ假字の誤と見えたり、○天武紀十四年、大隅直書連并十一氏賜姓忌寸、○續紀養老四年二月壬子、太宰府奏言、隼人反殺大隅守陽侯史鷹、三月丙辰、以中納言正四位下大伴宿祢旅人、爲征隼人持節大將軍、○同紀天平十四年十一月壬子、大隅國司言、從今月二十二日未時至二十八日、空中有聲如大鼓、野雉相驚、地大震動、丙寅遣使於大隅國、檢問并請聞神命、○天平寶字七年十二月、禮部少輔從五位下中臣朝臣伊加磨左遷大隅守、○神護慶雲三年十一月、外正六位上大住直倭・外正六位上大住忌寸三行并授外從五位下、○寶龜六年四月、外從五位下大隅忌寸三行爲隼人正、○續後紀承和九年七月、主殿首正六位下淡路真人豊守爲大

隅權掾、續今昔物語に、薩摩守任國に下りける時、大隅掾も附て其國に下りけるか、一任既に畢て守上る間、大隅掾守の爲に聊違ふ事ありて、守大隅掾を殺さんとおもひて、安藝・周防の程を過ける折ふし、其澳に人も寄らざる島のあるに、謀を構てこの大隅掾を放置てける、大隅掾、後に海人の艇より助りて上りける云々、いと腹くるる守にこそ、○三代実録元慶二年四月、從五位下行大隅守佐伯宿祢春繼爲安藝介、○江談鈔、

大隅守清原爲信、○續世續物語、寛徳元年八月、大隅守長國爲但馬介、○康和三年正月、受領内伊豆・參河・能登・長門・紀伊・大隅とあり、○中右記、天永二年正月除目の中に、大隅良俊史見えたり、○作者部類曰、赤染衛門ハ大隅守時用か女なり、○後撰集、源公貞か大隅へまかりくたりけるに、せきとの院にて、月のあかよりけるにわかれをしミ侍りて、平兼盛、遙なる旅の空にもおくれねハうらましきハ秋の夜の月、○千載集、大隅に任はて、上らんとしけるを、大貳さたことまたしとてとめけれハ、津守在基、住のえのまつらんとのミ歎きつゝ心つくしに年をふる哉、

噲啖郡 舊作襲・曾・添・初小・贈於等、和名、噲啖、曾於、この噲啖にハ紀伊の伊の如く助字なり、讀ヘからず、○一書作胸國、大隅國噲啖郡是なり、

○大八洲紀曰、襲國、
高千穂峯 書紀○古事記作高千穂之久土布流多氣、序作高千嶺、○風土記作高茅穂、○今言霧島嶽、旧事大成經作切嶺山、○今按、高今之高原、千猶如千五百之千、穂如水穂之穂、○風土記以爲高千穂者、貴富之謂也、一説、高高山、千獨秀、穂露出上之稱、並言此山也、巖楚於千萬峯、一説、千穂祝峯、有積生稻穂、故名、○詩客の字を弄者、千帆嶺と作、亦關半峰、鷲羊嶺、走虎嶺、躑躅山等は映山紅に就て名を

設るにて、亦大隅州を霧洲など書り、

在鹿兒府良位十三里

此地今日向・大隅兩國之界在山半、東屬日向諸縣郡、西屬大隅噲啖郡、然書紀以下曰襲之高千穂、亦曰添之峯、續紀所謂噲於郡曾乃峯即此、此地古ハ繫襲國故也、猶曰駿河之富士山耳、書紀曰、皇孫天津彦々火瓊々杵尊離天磐座、且排分天八重雲、巖之道別道別而天降日向襲之高千穂峯矣、是天照太神の勅をもて、皇孫を葦原中國に君臨玉はんとて、此峯上に下り着玉へりをいふ、古事記に云々、於天浮橋、宇岐土摩理蘇理多々斯豆、天降坐于筑紫日向之高千穂之久志布流多氣云々、此文古語にして解かたきよしいへり、然とも共に此霧島嶽に降到玉へるに至てハ異なる傳なし、姓氏錄序曰、天孫降襲西記之時、神武臨夏東征之年、○懷風藻序曰、襲山降蹕之世、檀原建邦之時、○一名穗日二上峯、穗日ハ古事記に日向國謂豊久志とあるに同じく、奇靈の義、亦穗日にも作る、比泥別と見え、久士分布流多氣し詞なり、並に日神之御孫始て臨觀玉へるを以て、贅ていふ名也、書紀曰、皇孫遊行之狀也者、則自穗日ノ二上天浮橋立於浮渚在平處、而誓穴之空國、自頓丘竟國行去云々、○二上者、此山上二峯突硝、東號矛峯、縣郡、絶頂建矛、○塩土傳曰、霧島山上建靈矛、神代舊物也、通證曰、此乃天

孫所自從之矛也、与所謂以天瓊矛指立於磯馭盧島之上義同、又曰、廣矛者大己貴神、平生裝齋人望所畏、故奉授天孫、所以示歸順之驗於國內也、山上之靈矛は即廣矛にして、今俗に天之逆矛といふ、逆は朝日之逆昇などいふかことく、茂矛の義にて猶幸矛といはんか如し、通證曰、今諸社祭ニ有幸矛、先導神輿、蓋此緣也、又曰、天皇即位之日、執柄臣振茂矛待立君前、專以後威武備云云、故大己貴命曰、以此矛卒有治功、天孫用此矛治國必平安、蓋皇孫降臨于高千穗峯也、警蹕前導行叱、且呵故曰、稜威之道別道別猶如後世天子親征行裝也、既而邦内服從天下無事、因樹此矛于山上、而鎮標萬世之下、猶如示解嚴、而無復用干戈也、是乃與夫神功皇后以所杖矛樹於新羅王門義正同、抑亦古之俗也歟、久安百首前大納言隆房卿歌に、神さひていはへる矛の見ゆる哉こはよも山の人の守りか、通證曰、靈矛長八尺許也、此其銚を併ていふならん、今其銚ハ折て幹のミ立り、其長六尺、圍一尺許、銚刃近所、長鼻大眼の面像を左右に起し成り、其銚は文祿元年山上炎たりし時、燉折しを移奉れりとそ、今山の東南三里許の山足に安置して、荒嶽權現と齋ひ祀る、即神體なり、此處は、都城の内不動寺村不動堂の地なり、その銚の長さ一尺余、鐔の如き所に雲像を鑄附しと見えたり、所々土食して小指頭許に穿てる

痕あり、銚幹ともに金なれとも、何金たるハ堅定かたし、山上なるは其色縹ヒメバロ綠、銚ハ黝クニクロヤ黑色をなす、蓋露處と室藏との異なるへし、余か皆親見を以書す所也、天明初年、鷹府下有點商池田某、新鑄偽矛配立眞矛側、周圍形製稍倣之、噫名分之暗、僭越之醜、深可以疾矣、而某始立偽矛于山上、時怪異百出、尋某發吳疾暴卒、其子又爲顛疾無狀、至于自拔刀斫位牌、因問命於卜者曰、模造靈矛之僭自致招咎、全家讐服、即除去偽矛矣、先是庚戌之夏、源清東知伏水邸日、嘗遊京師、而謁明經博士伏原宣條卿、卿曰、高千穗山上之靈矛者、実神代舊物先皇寶器、夫天地之古今之遠キ、其變曾幾乎、而屹立以屹于今、誠可貴矣、比屬如聞之、一賈堅模作靈矛配立其側、有諸、清東愕然對曰、山中罕ミ到未之聞也、卿曰、有則是大不好事早救之矣、渠必雖愚妄所爲、恐使後世開偽端矣、蓋卿聞之橋東逸者云、清東還郷而將告于朝、既而聞撤去之、因使余書其事以報卿、未果卿亦没矣、可惜、夫且通證曰、近世島津義久配立新矛、是妄誕、未曾有之者矣、谷川氏何由誤書之乎、亦可怪之甚也、○西號火常峯ヒメツク、風嘯即二上之一峯也、火常炎、後世終陷凹、今俗呼其火坑称御鉢、其狀空豁邃深目下數百丈、人從其上邊如馬背行足甚

危懼、既又曆數險則矛峯矣、今併東西兩峯、謂之霧島嶽者也、この西峯ハ今ハ嶺較平夷に成しかハ、俗に御鉢と称ふ、君美記に、御池と西峯と東峯との間を迫門丘といふ、いふ是なり、昔時ハ霧島神社茲に在しかとも、度々炎上にて峯崩れ岡陥りたれハ、神社を遷坐なし奉る、而迫門丘とハ、二上峯の中央にて凹處なれハいふなるへし、駒を背撓馬とも背戸馬とも呼か如し、俗に瀬戸尾とも瀬田尾とも書けり、西峯炎上之事、粗左に挙ぬ、

續紀桓武帝延曆七年秋七月己酉、太宰府言、去三月四日戌時、當大隅國贈於郡曾乃峯上、火炎大熾響如雷動、及亥時火光稍止、唯見黒烟、然後雨沙峯下五六里、沙石委積可二尺、其色黒焉、○今按、凡霧島西峯即火常峯、炎上の事、續紀所載、國史に見えたるの始なるへし、其社傳に記す所ハ、仁安二年是年六條天皇丁亥歲也、より起れり、後又文曆元年十二月廿八日の炎より大なるハなく、是時桐宇皆燒盡すと見えたり、是四條天皇甲午歲にて、按に、加茂長明方丈記に、元曆二年の比、大になふる事侍りき、其さまよのつねならず、山は崩れて川を埋ミ、海はかたふきて陸をひたせり、土さけて水わきあかり、磐われて谷にまろひいり、渚こく船ハ波にたゞよひ、道行駒ハ足の立

とをまとはせり、況や都のほとりには、在々所々に堂舎塔廟一としてまたからず、或ハくすれ、或はたふれぬる間、塵灰立上りて盛なる煙のごとし、地の震ひ家の破るゝ音、雷にことならず、屋の中にをれハ忽に打ひしけなんとす、はし出れハ又地われさく、羽なけれハ空へも上るへからず、龍ならねハ雲にものほらむ事難し、おそれの中におそるへかりけるは、只地震なりけりとこそ覺侍りしと云々、當時地震のすさまじき事、長明親見知たるにてこそ、此震動の後、霧島山も崩陥り、矛なんとも熾そこね、西の峯も燒土しけん、その世のありさま書せし文を見ても、王室陵夷し、風俗頽廢しも、実に武家權を握り、天下革命世道一變の時運にや、護身の壘となし給ふ寶劍さへ西海に沈ミて、再ひ天上に還り入らず、いとくゝいみじき世にてそありける、さらハ此山上の靈矛の折そこねしハ、実に皇綱紐せず、權武力に歸するの表象にてそありけらし、この後久しく想て、天文廿三年より弘治元年に至り又炎、天文廿四年即改元弘治、是歲後奈良帝乙卯ニテ、加賀ノ國白山亦炎たり、永祿九年九月九日、又火を發し人多く焚死す、是歲正親町帝丙寅にて天下大亂、天正四年より同六年に至りまた炎、天正四年、正親町帝丙子、是歲鎮西大亂なり、慶長三年より五年に至り炎、三年ハ後陽成帝戊戌也、是歲豐太閤薨、後五年関ヶ原合戰、同

十八年より翌年まで炎、十八年は後水尾帝辛丑、是 又元和三年より翌年に至る、三年へ丁巳、慶長十 寛永十四年丁丑より翌年に至る、九年より三年目なり、皇宮炎上す 又自同二年八月發

至同四年三月、和漢合運日、寛文二年十月大隅大 又享保元年九月廿六日發火、此時東霧島社・狹野社・瀬戸尾社・神徳院 同二年

丁酉正月三日又發、俗に兩郡嶽新燃と云、此時錫杖院及菅下民屋 區云々、是 是歳江戸

凡享保元年より是歳に至り大に火を發して連日熄、亦大 岩石化して焔となりて虚空より隕ち、沙石秤を鍍か如く、灰燼

雨降に似たり、また昼にして夜に異ならず、行客路を失ひ、人々相比て蓆席を載て其壓傷を遮防けり、數里の間、

田畦を埋没し、草木焦枯る、皆今人の親視る所、其往昔の火勢亦推て察すへし、白石古史通曰、櫛觸は奇石降なり、此山の西嶺に火石あり、時ありて、そのうち

猛火發して沙石飛下る、數百里の外に及ぶ、されへ奇石降と云ふしなり、又曰、櫛日即神火なり、また曰、西嶺に火井あり、土俗これを御池といふ、時ありて猛火井中より起る、土俗これを神火と云、其火發する時は山嶽震ひ動きて、

山嶽震ひ動きて、火烟天に漲りて、沙石の地に飛下ること四方に及ぶ云々、此櫛觸を奇石降とし、櫛日を神火なりといふものへ、白石の臆説なり、神代に山上火を發せしこと見えす、いかてか後の世の火をもて櫛觸の名に被らすへき、古史通の説へ、皆附會杜撰の事多し、盡くな信とせそ、

萬葉集廿卷、太平勝寶八年丙午六月十七日、大伴宿禰家持作歌一首、

今按、天平寶字八年正月、從五位下大伴宿禰家持爲薩摩守と續紀に見えたり、此歌疑へ家持之國に就し

後に作れる所ならん歟、

久堅之天之戸開高千穗之 峯仁天降志天皇之 神之御

代与利櫛弓乎 手握持志眞鹿兒箭乎 手挾副与大來目

之 勝武夫乎 先尔立 鞞執負山川乎 盤根裂見与跋涉

國寬志都々 血捷振 神乎理平歸順奴 人乎茂招志撥清

事奉与秋津洲 大和之國之檀原之 畝傍之宮于宮柱

太知立与天之下 統御祁流天皇之 天之日嗣登繼与來

君之御々代々隱障奴 赤心乎天皇側尔 致尽与事來

祖之業登言立与 授賜留子孫之 弥繼續于見人之 語

嗣來与聞人之 鑑尔爲乎可惜 清厥名増大凡尔 心思

与宗子等 祖之名絶奈大伴乃 氏登名尔命留大丈夫之

友 「季安云、此へ仙眞註ナラン、此説へ誤也、按、續紀、古慈悲志三船を皆藤原仲滿右出雲守大伴古慈悲宿禰、爲淡海眞人三船所謔言而解カ續言ニテ解任シタルト見ヘタリ(眞生)

任、是以作此歌也と見えたり、其大旨へ、我子弟を感

愾して、祖烈を不墜さらむことを欲す、其初句へ大伴

の先祖天忍日命帥來目部遠祖天櫛津大來目、天の石鞞

を取負、頭槌の太刀を取佩、天の梶弓を取持、天の眞

鹿兒矢を手挾ミ、皇孫の御前に立して、高千穗峯に降

臨し玉ふの屬従たりしよしを述たり、所謂物部の伴男

にて、武士てふ事の原なり、此題辭を噓族歌とありて、

國風の雅正なるものなり、○大同類聚方に載す、日向藥私注曰、高糖藥共云、是也、大伴宿称守傳之奏焉。患氣者之物劑也、私云、體症、病大、治之、咳、疝氣一切之病、ネナシ一分、菟絲子一分、ヨロヒ一分、ミタカラ三分、石解射マツホト二分、キハタ一分、黄蘗サネノミ五味子二分、合之爲末、納壺埋土半年、出之以薯蕷煉之、傳板陰乾爲粉、日之服之、神也者以勞咳當知焉、

○新井君美霧島嶽記曰、日向之州多太初神蹟焉、而其區深奧其途窅絕、雖古好事之士、或未能至、故拳世罕能傳也、元祿壬申秋七月、長崎人高道周高子者深見作左衛門、舊名宗種、永弘者青木主計頭、正恒者岡六郎兵衛也。與同邑藤永弘・藤正恒共遊西州名山、因登霧島之嶽、在州之諸縣、古所謂高千穂之峯、鴻荒之世天孫所降也事見國史、神基巨鎮蟠根、所據重嶺桀磈連抱環列、亘數十里、南有一水、屈曲盤折而東流、蓋源自北方諸山焉、上流曰上瀬、下流曰下瀬、其中曰中瀬、土人相傳云、是伊佐奈伎神祓除濯身之所也、水北兩山墻立、澗水注于其間与中瀬合、謂之櫻谷、谷口古祠曰瀬織津比咩祠、西去既過上瀬、而北有一山、奉九神六神之祠、其西南山又有住吉神祠、又西數里高山特起曰橋嶽、山下平曠之地曰櫛原、有叢祠曰櫛明神祠、祠下有小池曰小門池、相傳云、是橋小門之櫛原也、蓋史以爲浮渚在平地、是已按、櫻谷

至櫛原祠、皆非皇家祀典所與焉者、蓋土俗因古史及古祝辭以祭之而已、又西數里乃至嶽下、至所登處、當三里許、因次東坊即僧坊也、詰朝將頽嗽、命奴取水於被川、是水有一小龜、在水桶中、乃命放之、後聞登嶽者袖龜而行、則不遇霧毒、蓋此神賜衆皆不知也、天明得鄉導一人而上、其道峭峻羊腸逶迤層品巨石犬牙互錯、泉水注其中、爲池爲沼者四十八所、古木大樹幽蔚陰翳、其下多人參山躑躅之類、行既將半、惟沙土而已、已時始至絕巔、掃地疊石以爲圓壇、徑可丈許、當中植矛一枚、古色蒼然、若銅若鉄其秘楯圖、出地八寸、鉞鉞挫折而所存者長二尺、兩刃廣二寸、背之兩面有如刻銘數十字、刃下左右有如劍鼻者、細視之則其象類鬼頭相背、突然而出者爲其四目、隆然而高者卽爲其鼻、鼻高各二寸、瑰璋奇怪不可尽狀、相傳云、是天孫初降、建以爲標、古之所謂國柱也、壇下徘徊俯覽四方諸山皆在目下、於是乎、知此山之傑出、不與培樓爲類、忽聞空中有聲、如風驟至、鄉導之人愕然曰、大霧將起、諸君疾去、衆皆笑而不答、其人急走而下、指顧之間昏霧四塞、瞑目而坐、永弘崎之祠官也、卽謂二子曰、昔者天孫方降于此、陰霧晦冥日月失光、地有二神白、取禾千穂散其穀子、乃如其言、天色開朗、因名千穂之峯、

後人每遭此患、亦得今名、是行也我有其備、子等第忍之、乃出新穀於袖裡、散之以祝焉、食頃而西南風來日色方動、衆皆歡甚、乃欲獲觀火井而去、火井土人謂之御池、既失鄉導不知所在、西望烟氣而下、相距將近、黑烟如湧火光炎々、似走朱蛇、井在山背上、周圍可五百步、深不可測、其水湛碧沸白、烈焰中起聲如震雷、觸擊崖石、石勢欲飛、衆皆心悸欲去、道懸井口縈廻一繞、而又外傾下臨無際、目視而兩脚不伸、殊不可止、匍匐而行、攀緣而下、去井稍遠顧視其險、始發窮途之嘆焉、日將晡而到西麓、次白坂坊、主僧聞道所由、乃嘆曰、危哉、神火之熾也、聲震數十里盤石飛墮地、爲之陷往々而在、子等不爲靈粉則幸矣、明日乃拜嶽麓神祠、卽是奉祀天孫者、延喜神祇式所謂霧島神也、美考諸史籍、太古之世稱謂國柱者凡三、其一則見國史、其二神祇式所載、曰伊豆州那賀郡國柱神祠、曰大和州平群郡國柱神祠、而降及中世皆失所在、況有爲能知其制者乎、天孫所建者、古未有傳之、而今三子者乃獲觀焉、美亦幸得考其制、嗟其可以爲奇哉、

國柱按に、此記に橘原の上中下の

水を一川の流に三の瀬ありといふハ誤なり、是は下津瀬・上津瀬・中津瀬とて各別の川流なり、後に出せり、又四十八所の池沼といふも、霧島嶽の中にミあるにあらざり、是も後に見たり、さて深見子等か、山上の靈矛の柄はかり植りとは、誰もこゝろ着ぬ事なれば、因其秘出地八寸とし、鋒存するもの長二尺と記したり、是は柄を以鋒と誤り、其中を八寸ハ柄とし、二尺ハ鋒と誤認えたるにてそありける、前に記する如

く、其左右の如劍鼻者の上に、圓く鑿の様なるかあり、其圓キ所より即鋒は折てなく、只その折痕今に残れり、又四且兩鼻といふは、柄の兩方に相背きてつきぎての露計をも言、取銘數十字を刻る如しと初たり言也、文字らしきものハ露計もなし、余は銘數に入りし所をも柄に抜出で見たるに、土に入し所ハ扁ミあり、土に食しものハ如し、又火井も今は水滴で硫黄を噴出す、勢最長るへし、土麿躑ハ所謂石岩てふもの也、むかしより此山の名産とす、笈埃隨筆に載す、今東武より取寄て秘藏し、キリシマといふ處は、寛文年間、藤室和泉守霧島山より武寄て秘藏し、キリシマといふ取寄て、染井の下屋敷に植て、染井の里植樹屋伊兵衛といひしもの接木悉にキリシマと呼り、花の大きなるを琉球といふも、元來薩州よりわたり來れる名なればなり、京都西条映山紅寺と云あり、境内皆キリシマにして、季春の比は土地の貴賤群集して、花の下に憩ひて遊遊せりといふ、此石岩享保中の炭上より焦相して、今ハ山上に在こと稱なり、只此山中幽谷大岩相聯て、俗に仙區の説を傳ふもの今にもあり、又瀬戸尾山に蛇床子多し俗瀬戸尾人參といふ、此余の葉帥或ハ奇樹等に至りてハ、山人も其名を知らざる多し、東遊記に、薩州の霧島山の峯に黒水精あり、人を見る、靈山なる故に、同國大口峯に黒水精あり、道路皆是なり、信州和田峠の星石によく似たり、此外西遊雜記に、山上の靈矛の事を記して曰、土人秘して語る事あり、他國より動もすれハ霧島山の鋒の事を尋問ひ來る人多し、何と告んやうなし、是によりて、遠からぬ國の守銅を以て數丈の鋒を鍛冶數人を集て作らしめ、それに鋒を彫りて、此山奥の人も通ひ難き嶮山の峯に建給るものなり、是を一覽あるにも、危き道の難所を七里ばかりも分入されは見かたし、穴賢、新に作り給ふしなといふ事を、我より聞しと人に語り玉ふたと口止して物語りきとあり、世には妄説もさまざま、有事なれども、かくまての偽説は未見聞す、吾藩中にかゝる言を出すものも有まじ、是は西遊雜記を書し者か、彼近世島津義久新一矛を鑄て立副とある妄説を、東遊記に記せる歟、又池田正右衛門が一旦誤て寄進せし偽鋒の事を聞て書せしやと、とまれかくまれ跡形なき事共まていづ觸して世人の惑をなすハ、竊小説にして造言の罪を正すべき事也、因て爰に附して其偽を辨へぬ、先是橋石州か西遊記に、偽矛の事を誤り載たれども、其は誤のまゝを書したるの如くならず、

○山野養雪集霧島山詩、將謂鴻濛未判先

四時昧意此層巔 遙看脚下跨三國 仰展眉頭凌九天 雲
断雲連雲又霧 々開霧鎖霧其煙 東西南北失歸路 暗喚

烏藤落日前、 中馬重陽

久かたの天の八重雲はるゝ日も烟たえせぬ高千穂の山
肥後熊本島温

逸矣鴻古有神在天 乃眷日域降岳巔 維天之妹在雲漢
邊 爰來胥宇厥德隕然、

凡高千穂衆峰の絶頂を窮んと欲ふものは、東西二道に由
て攀渉の事なり、但春夏炎燠の外は登遊に宜しからず、
沍寒密雪の候ハ陰風勁く、衣を捲き膚に薄り、或は冥迷
鬱塞に堪かたしとす、加之白日といへとも扱寸雲霧四合
ては咫尺も辨へかたし、唯快晴にして嶽頂に雲霧なきの
日を卜して方に弥望すに、下億尺の壑に臨み、上青霄を
履か如し、群峯環り峙ち、遠近態を異にし、渺焉として
極る所をしらす、信に皇孫の天関を闢き、雲路を排給ひ
し高山靈岳水土の所秀、神氣の所感、凜乎として魂悸き、
凜然として心を恐しむ、我友曾て富士山に登り、かの俯
して陽谷の旭日を望み下して、虞洩の露月を指すもの固
よりその雄觀といへとも、曾て高千穂峯の巔に在て、邪
辟驕漫の情灌泮して消尽き、敬畏恐懼の思期せずして誠
なるに至るには如さるなりといへりき、因按に、南岳唱酬の
序に、宗朱喜其友張
拭と共に、乾道丁未の冬、風雪を冒して衡山の巔に登て、奇勝を探尋しと
見えたり、又按に、山樓志云、朱文公每經行處聞有佳山水、雖過途數十
里、必行游焉、携酒一壺銀杯幾容半升、時飲一杯登覽竟日、未嘗厭倦、
嘗欲以木作輿因刻山水凹凸之勢、合木八片爲之、雌雄筍相入可以折度、

一人之方足以負之、每出則自隨と云々、天下の名山水に志
あらんもの、朱子に倣すとも此高千穂の雄觀を闢へからず、

○虚國嶽カラクニ、高千穂峯の西二里許に在り、同郡の内埔郷に隸、此嶽極
て高し、中領より上は草木なく、白石焦土頽垂て遠見れ
ば積雪の如し、巔の半腹ハ深谷の池にて大波池と称す、
東西三百間、南北二百間、其湖水決々として瀑瀉を起す、
故に名とす、土俗言、是神龍の蟠潜せる處なり、此家に
登る者噪喧をなし、或ハ赤色の悦巾を塵き飄すことを戒
む、若或は犯すものあれハ、神漢雲を起し霧を覆して風
雨暴疾に及ぶ、愕然山下に下れハ反て白日青天となるこ
と往々あるなりといへり、按、師古云、涇州界有激水、清徹不容
縛之、龍之所居、每喧汗輒興雲雨、土俗元卑、於此
也、即此ならん、さてこの嶽道甚た峻絶なる上に、其路箬竹
蒙茸繁密、攀登に艱るか故に至る者罕也、虚國ハ空虚の
地といふかことし、蓋脊肉之空國也とあるを、口訳に脊
背也、無肉以譬不穀之地といひ、古事記傳に、空國ハ昔
よりムナクニと訓れとも、胸副國に空字をかゝすして、
別に胸字を書れたるを思へば、カラクニと訓へきにやと
云り、然を此虚國を二上峯とある、一ツの峯なりとも又
所謂向韓國とあるにて、皇孫尊遙に韓國を望み見給ふ所
の謂にて、韓國見嶽なといふといへる説などハ信られず、
此虚國嶽ハいとく荒芒たる竹藪にて、大むかしハいさ

しらす、今たに人も通はぬ處なり、又虚國とは主なき地
 なともいへるをや、伊賀風土記曰、猿田彦神始此之國爲伊勢加佐
 分爲名、其國之名未定十餘歲、謂之加羅具似、虚國之義也、後改伊
 賀、吾娥之首禰也云々、古言に虚國と稱ふる名の義、是にて知へし、

同國曾於郡郷田口村

高千穂神社 諸社一覽〇今名西霧島宮、西
タカチホ 高千穂神社とは東霧島宮あるに對いふ、

奉祀正殿瓊々杵尊・彥火・出見尊・葺不合尊・神武天皇、
 以上四神、東少宮、右腋國常立尊・高皇產靈尊・伊弉諾尊
 ・天照大神以上四神、西山王、左腋大汝命・國狹槌尊・惶

根尊・神皇產靈尊・伊弉冉尊・素戔鳴尊・正哉吾勝尊、
 以上七神、合爲一座、〇以上を六社權現と稱す事ハ、寶曆六年、霧島宮
 の社司頭取橋本休太夫が呈状に見えたり、今見に、本宮内陣に神像奉安
 の神祇六基あり、瓊々杵尊より神武天皇まで各一基つゝ、四ありて、某神
 の名祇を附く、其少宮・山王社ハ左右に一基つゝあり、并に朱漆金鍍結
 構精緻、錦帳珠簾赫耀として眼を炫すか
 如し、此内陣本藩第一の莊麗といへり

在魔府良位十三里餘、高千穂峯之西麓二里、

〇例祭年中數十度、就中正月元日朝、神前之齋庭に三ツ
 の神を敷、神人等立之、各手に眞神を持って四方に向ひ米
 を散す、以て神代之故事とす、祝辭あり、日向風土記に、
 散米の事見ゆ、又謂之字知未伎、今散錢といふハ散米の
 代にせるにて、散米錢之略語也、

社記曰、上古の神厩ハ今の宮地より東一里十町程之瀬戸
 尾に在り、延曆中、山上炎上の後、村上天皇御宇、當分

の社地に遷座あり、
寺記に、天曆中、性空上人瀬戸尾より當分の社記に建立すと、是なり
 傳曰、文曆九年十二月、霧島山大に火を發して、神厩寺
 院咸丙丁の災に値ふ、此時神代之靈寶傳記宣命等盡く燒
 失せり、於是文明中まで凡二百六十年一本三、假宮の躰な
 りしを、文明十六年甲寅、先君忠昌公釋兼慶に命して

祠壇を新建せしめ玉ふ、今の厩地ハ即村上の御宇遷徙て
 改建の處なり、又文明後、寶永二年乙酉十二月十五日炎
 上す正徳五年、淨國公御再興、即今神厩なり、按、小林
 瀬戸尾權現社あり、相傳云、文曆中霧島炎上の時勸請す、
 是を霧島中央六所權現といふと云々、中央といふハ即迫

門丘にて、所謂二上峯とは今の東峯と御鉢の事にて、其
 交の低き處を迫門丘とも、中央ともいひしと見えたり、
 又神厩迫門尾に在し時は、高千穂宮ともいひしにや、凡
 瓊々杵尊の厩號を高千穂宮と稱せし例ハ、日向國兒湯郡
 妻神社の内高千穂宮ありて、瓊々杵尊を祀りしにて知へ
 し、續後紀承和十年九月甲辰、日向國無位高智保皇神奉
 授從五位下、又三代実録天安二年十月廿二日、授日向國
 從五位上高智保神從四位上、此日向國と計記されて郡ノ
 名なければ詳ならねと、上古迫門尾に在りし時ハ日向國
 内なり、霧島靈應記曰、弘安四年閏七月初日、
按、元史作八月一日

和漢書聞 蒙古入寇の時、當宮に奉幣ありて奇瑞の事を載之差異、

たり、又 松齡公征韓の役に臨ミ玉ひ、御願文一通及御

歸朝の時奉納の御鎧一領、其餘世々獻納の刀劍等多し、

御鎧は黒革緘にて、袖端には小十字御紋、外ハ蕤荷花の

紋を附らる、是神明冥加の義を取玉ひしといひ傳ふ、謹

按に、當時是より前豊太閤來犯し、國難洊に臻り、民窮

し兵疲れ人心甚安からず、加るに日本諸將と遠く絶域に

航し、互に摧陥の殊功を立んと欲す、実に危急存亡の秋

なり、於是 公所頼は、惟是天神地祇にして其黙禱切至

の感應、靈鷲天に翔り、神狐地に走る、故に凱旋の日朝

鮮にて召れし御鎧を以て、賽愿の爲に御寄進なされしと

申傳ふ、誠に仰て始終の御心勞を察し奉るべき事共なり、

又慶長十九年、 松齡公より霧島座主職へ賜ふ書に、宮

迫の掃除可被入念候事附せるを、霧島領之分路作無油断

可被仰付候事与云々、この路作とは慶長十八年迄山上炎

て、沙石路乎塞くを以てなり、

○税所祠 在本宮西掖、所祭藤原篤如の靈と云、如一本ニ作之、

社記曰、人皇五十九代宇多天皇七世孫左少將正五位下藤

原篤如、後一條天皇時爲霧島社務職、治安元年辛酉三月

廿一日、一本廿日、ニ作る、下向大隅國、因嘗神稅事、謂其官所曰

税所、篤如卒而後崇其靈也、篤如子孫有税所氏、姫木・重久・野添・馬場等皆其支庶たり、税所氏嘗霧島神領、詳見諸家大概等、

○野神六社大權現 在本宮坤半里許

奉祀天御中主尊・高皇產靈尊・天照大神・天萬栲機千々

姬命・天忍穗耳尊・玉依姫、以上合六座、相傳稱本宮御祖神、

○天子明神 在本宮坤一里田口村、

奉祀蛭兒・天忍日命・天穗津大來目命、以上三座、姓氏錄

曰、大伴宿禰高皇產靈尊五世孫天押日命之後也、而天孫

彥火瓊々杵尊神駕之降也、天押日命大來目部立御前、降

于日向高千穗峯、然後以大來目部爲天靱負部云々、此地に

この二神を齋祭る事、最其理ありといふへし、附而按に、

本藩の肝屬氏ハ蓋大伴宿禰姓にて、天押日命皇孫に従賀

し奉り、遂にその支庶當國に止住て、退胃肝屬諸郡を押

領せしも知るへからず、伴の單姓に改めしハ、弘仁十四

年四月、大伴宿禰爲伴宿禰、觸諱也と見えたり、

○稻葉神社 在本宮坤方一里田口村、

奉祀木花開耶姫・倉稻魂猿田彦大神、

社記曰、太古木花開耶姫爲皇孫卜定稻田之稻穗、以嘗之、

依其意法、嘉禎年中、橋本氏依神告、卜定御影迹求神田

于此、今此田稻積、毎年八月廿五日、爲新嘗之神供、又

于此、今此田稻積、毎年八月廿五日、爲新嘗之神供、又

二月初酉日折年祭、奉備千種祭御田神、今按、この卜定田の事ハ笠狭宮の所に見えたり、後世に准て見る時は、卜定田の事ハ何の國郡と預定られて、而其卜食に當たる處をハ卜定田となさるゝ事なり、此處なども皇孫の皇兒降誕ませし時、卜定田に當し御田代なりしも知へからず、

又皇孫降臨の時、稻穂の縁もありて、今に至り不蒔稻として、この霧島にハ艸叢の中などに自然生の稻産る事あり、皆陸稻ラギイネなり、今俗に霧島稷なとて陸種の稻を傳へいふハ、この峯より出し種也けり、

○待世祠ウキセノミヤ 在本宮埒方一里田口村、今松瀬と書なり、本義なるへし、奉祀本宮に同じし。

社記曰、文曆元年甲午十二月廿八日絶頂神火の時、神殿灰燼、于時神輿并不断火を掻負ひ奉り、不断火は神代より焚繼し火として、今に神前に待世村に柴扉を締て奉齋こと二百三十年にして、文明十六年甲辰、今の地に遷宮す、因て此行廟の跡を假宮と称へり、待世とは、災を避て後、遷座の世を待の義といへる説ハ附合なるへし、

○市岐明神 在本宮埒方二里大久保村

奉祀天神玉命・天八坂彦命、

○飯富明神 在本宮埒方二里大久保村

奉祀岐志爾保命・天日神命、

○七社明神 在本宮埒方二里川北村、俗稱尾谷

奉祀八十枉津日命・神直日命・大直日命・天伊佐布玉命・天表奉命・天背男命・經津主命、以上、本宮の支廟とす、

○御手洗川 在本宮之下二里龜石坂の左、川中に水神丹生祠あり、冬の候に至り涸渴、毎歲如是、按、爾雅所謂累水と云者坎、积水云、夏有水冬無水曰累、其側より出つ、首夏の節より漸く流れ出て増減なく、初

○兩度川 同所の流にて、此水或は滯溜、或ハ涸止む、按、爾雅所謂乾涸也、時不出而積水云、一見一否云、疏果有時出見有

○華林密寺ケクリシラは本宮の右脇に在り、別當寺とす、又多寶塔自 松齡公始と云、華林寺記曰、當社は欽明天皇御宇廢

胤上人建立之于瀬田尾、天曆中性空上人今地に遷宮す、按

に、薩隅の佛法を傳ふ、持統天皇より始る、往古上人な「高僧傳云、性空延喜十年ニ生、同十九年十歲始持法華、承平七年二十八喪父」と僧の有るへき事ならず、朝野群載、花山法皇書写山上

人傳曰、沙弥性空者東京人也、父從四位下橘朝臣善根、

中、「承平六年」後年從母至日向國、「天曆八年、登觀山御懸懸僧正、許備日州、結庵霧島住居四載」三十六遂出家籠

霧島山、讀誦法華日夜無餘念、山庵幽寂無四隣、中、此

後一鉢屢空、齋儲并日、然無飢苦、數年後去霧島、更移

住筑前、本朝通紀曰、性空居霧島四年矣とあり、而に華

林寺神德院・錫杖院等、皆謂性空天曆中寺院建立すと、

性空雲水の貧衲僅に四年間に、神廟及伽藍を新建する事叶ふへき事にあらす、是は天曆中に神社再興ありしを、

性空に誘註しと見えたり、○又霧島縁起之内二十卷、平家四の巻丹波少將成經被配流于薩摩沖小島之時、有詣霧島山之詞書曰、夫より室町船引大山とて、月影日影もならず深山の峩たる石巖をしのきて越はて、日向國西方島津の庄につき給ふ、彼の庄の内に、朝鞍野といふ所に一峯高くしてそは立り、煙たえせぬ所あり、日本最初の峯霧島の嶽と号す、金峯山・富士山の高称よりも最初峯なるか故に、名けて最初峯と云、六所權現の靈地也、かのいたゞきにイワヲ六ツ有、長時に猛火もへあかりて、雲につゞきていつとなく黒泥ふり下て、ツ、ク末なん十里とはかることなし、然とも彼嶽何本地共不知ける、播磨國書写山を建立してまし／＼ける聖空聖人、彼峯に登山して、我此神の本地を礼奉らんと誓給て、七日參籠して法華經を讀誦せらる、五日と云子刻計に、大山振動して岩くツレ猛火もへて、殊に烟ウズマキて、暫計して、マハリ一二丈、ソノ丈十餘丈計ある大蛇、角は枯木の如にして、イカル眼ハ日月の如くにカマヤキ、大にイカレルサマニテ出來給り、聖人は是を略、成經參籠して、我サツマ方へ行ナン、ノチは再び旧里に歸らん事も難知けれハ、社參して後世を助からんと思ふそと有けれハ、アツカリ

の武士ナサケ有ける者にて、何か苦しく候はんとて、奉供て參りたり、誠に地形勝れて此方世に越たり、タメシ（頭註）元禄中、寛文カ霧島行二日、望金剛門顯接花、而問住丹波少將成經七日七少きも、その少將餘に名残をしく、七日參籠して、法華夜參籠自裁梅核、今何處之有乎、老僧對曰、梅則不知、核則是花、指路頭數圍古木、廿八品石面に書寫して籠奉りて、卒都婆を作り、五輪をキサミ、梵漢兩字を書なんとしてワスレ形見を残し、櫻梅自ウエオキ、サマ／＼彼山に形見を残しなんとして、御宿に下向あり、少將月日重るに付ても、只古郷のミ戀しく、ゆふな／＼に及ひければ、今様をうたひ、朗詠せしなんと心をスマシ涙を流し、イツト無くシホタレ、下今以上の文を併考るに、性空の比まては高千穂宮の神廟のミ有りて、所謂本地堂なんといふもの未たなかりしと見ゆ、さて其後に六所權現といふから、六觀音といふを本地と習合したるなるへし、又最初峯といふことは華林寺縁起の中にも見へて、日本大八州の最初に出來し山なりなんといへれと、こハ皇孫の尊の初て天上より此地下へ降臨なし玉へる峯なるほとに、かく最初とハふるく稱へ來しものなり、そも／＼此霧島山ハ、大むかしより名高く、世人も貴ミ詣けるハ、皇孫の降迹といふを以ての故なるに、日州白杵郡延岡嶺に高千穂大明神といふ有から、近比ハ其山をも古の高千穂峯そといふ俗説の出來て、今

いハつれか高千穂峯の眞蹟でふ事決かたく、世俗も其か説に惑されて疑を扶む事と成れり、又この山の事は、書紀などにも、襲の高千穂峯・添峯ソツリともありて、山城風土記に、日向曾之峯アモリマヌ天降坐神とも見え、いと後の世なからも、桓武紀に、曾の峯と書されて紛ふへくもなき證據あるを、世の人こゝろさかしらになりて、いろくに鑿てる説共をいひふらす事と成りぬ、猶高千穂宮の所にくはしく辨へぬ、

○霧島四十八池といふハ、其凡數をいふ、粗左に挙ぬ、

一長池 縦五十間東西、横四十間南北、鉢池 縦百間北南、横八十間、國見池 縦横各十、後庵池 縦横各十、金剛界池 縦横各百、胎藏界池 縦百六十間、横十八間、琵琶池 縦

廿間東西、横廿五間南北、大波池 縦三百間東西、横二百間南北、弓弦池 横十八間、眞荷田の池 以上曾於郡郷、雄池・雌池・籠山池・虚池・肌間池・御手洗池

並諸郷、柳池 以上都、小畑池 小林柴原郷、不動池・速水池・山神池・柳池 以上都、小畑池 小林柴原郷、

池・岩屋池・六觀音池・飯獄池 以上飯野郷、石原池・杓子池・

沢原池・岩屋池 以上吉松郷、三日月池 栗野郷、沢泥田池 財部郷、米池 久

麻原池 馬嶽郷、此等ハ皆霧島嶽の山足に自然と瀦となり

し池沼にて、大むより水田などに墾して潰れたるも限り

なき事と聞えぬ、書紀に、皇孫天降於日向襲之高千穂峯

矣、既而膂肉胸副國、自頓丘竟國行去、立於浮渚在平地

とあり、是上古の時は、この嶽の四陲は池沼のミなる故に、小高き頓丘を傳ひ、又水流ある所にてハ、浮渚のある平なる地を見立て、其上より經過玉ふ御道の行形なり、さて當時の次第を想ひ見れハ、是の山上よりして、日向の方に枉て過りつゝ、彼處此處に立寄て、可都の邑里を臨觀玉へる立しとハ書れしなり、今にも貴人の過臨を御立を立、又輻を立るなど称ふるをもて見るべし、

同郡同郷重久村

茂 シクリノモリ 杜 名寄集 ○顯昭注する所によれハ、深山茂林をいへるか如くなり、蓋此地重久のときも茂繁の言に庶し、今地志略の傳説に據る、

府北九里

名寄

み山なるしけりの杜の下紅葉いつくをもりてそむる雫を

を

六帖

おもふこと何をか更にミ山なるしけりの杜ハ我としら

なん

○止上六所大權現 社ハ乃山下に在り、即茂り杜にて、神

奉祀彦火と出見尊・豊玉姫、左瓊・杵尊・木花開耶姫、右真不日・同七日・同廿三日・同廿四日・九月九日・十一月廿八日、合尊・玉依姫、例祭六度、正月元

社傳曰、止上神社ハ景行天皇熊襲を討玉ふ時、神の稜威

に頼給ひし故に御勸請也、往古ハ當社より東の尾群山の頂に立せられしを、數百歳のむかし、今の處に遷宮といひ傳ふ、又此祭禮に、正月七日ハ王の御幸とて神輿を守下し、同廿二日まで御行窟にて、神供を奉るの祭ありしを、慶長の比に至り其式ハ行れず、但神面麻布の神衣天冠寶刀等櫃に藏りて今に存す、是王御幸の裝束也、○熱祭と云あり、其式ハ杜の西方數百歩に、眞魚板といふ田中に小き叢林あり、俗に隼人塚といふ、正月十四日、此所に里人初臘の獲物野猪・鹿肉を三十三本の串に貫き、地に挿立て牲とし祭る、隼人を誅せし時の故事を傳習次す云、

○大隅神社 三ツの社とも云、本 祭神火闌降命也、土人以て 社鳥居脇にあり
大隅の地主神と稱す、

同郡同郷松永村

○夕暮関 地名便覧○今関の坂といふ所にて、峻しき石礎あり、水石下を潛行て百歩の山足に至り、自湧出るなり、即松永川なり
今関の地藏として小き地藏堂を立り、即関の旧址とそ、曾於郡本城より酉戌に當る、近比まで樟杉脩茂けるを、四十年前に伐除て田地とす、その田の字を今に暮門と呼り、むかし霧島神宮の御花園にて、神輿濱下の時、動もすれハ還御の折毎に此處にて日の暮れし程に、夕暮の名あり

といひ傳ふ、

待とりて袖も涼しく成にけり日も夕暮の杜の下風

此處を詠るなるへし、

○牡鹿野瀧 亦云夕暮瀧、夕暮関より北一里二町餘在り、即松永村之内男鹿野といふ所なり、此地桑原郡鹿嶋郷持松村に界へり、

○瀑布の高十六間餘、濶七尺許、その水三段に落る、是

夕暮関の前に出る松永川の頭なり、又水上に大瀧といふ

あり、深山の樹木葱籠たる所にて、毛孔を冷からしむ、

凡此等の瀧壺のほとりには、獨身ハ往もやられぬやうに

すさまじく、所謂美濃養老の瀧などハ、甚穩にして優く

しめやかなるハ、蓋上國と邊要山川險易の異なるにや、

同郡國分郷上小川村 此地古大隅國府、後今の字に 作るハ、國分寺より出たる故、

隼人城 隼人記○今云新城、慶長十年、貫明公自同郷富隈移城於此、時名曰新城、○相傳、火闌降の後裔大隅隼人の故城址也、城中に長谷袋といふ所に大なる巖洞あり、

里人云、大人隼人の居處の地なり、
(領誌) 大永五年九月二日、清水城主本田三河守親安攻取より、清水の本城ニ対して 新城の名出たり

府東北八里

○拍子橋 隼人城より寅卯方十町許に 在り、今庚申橋とも呼へり、

大人隼人記曰、大人弥五郎殿ハ、上小川村の内拍子橋に

て、日本武尊御討なされたり、その時舞踊して手拍子を

取りたる故に、此名ありとそ、今按、景行紀廿七年秋八

月、熊襲又反而侵邊境不止、冬十一月丁酉朔己酉、遣日

本武尊令討熊襲、時年十六云々、十二月至熊襲國、是傳指大隅初曾長主唐、因以伺其消息及地形險易、時熊襲有魁帥、名取石鹿文也、亦曰川上梟帥、悉集親類酒宴、通證曰、酒宴訓新室歌拳、一説拍上也、願宗紀、手掌擲亮拍上賜とあるを引けり、然則拍子橋へ正に拍上の義に同く、今の歌舞に拍掌而曬之と同じ、是拍子橋の古名たる證とすへきなり、於是尊解髮、作童女姿、佩劍袖裏、密入梟帥之宴室、梟帥感其容姿、則携手同席举杯戲弄、時更深人闌、梟帥且彼酒倒臥、尊抽袖中之劍、刺梟帥之胸、未及之死、梟帥叩頭曰、且待之、吾有所言、尊留劍、梟帥啓之曰、汝誰人也、尊曰、吾是大足彥天皇之子也、名日本童男也、梟帥曰、臣是國中強力者、當今未有勝我之威力者矣、不思有復若皇子者也、臣以賤奴陋口、敢以奉尊號、自今以後宜称日本武皇子、言訖乃通胸而殺之、故称曰日本武尊云々、古事記曰、倭男具那王出劍、取熊曾之衣衿、以劍自其胸刺透之時、其弟建見畏逃出、乃追至其室之堵本、取其背皮、劍自尻刺透云々、其室之堵本といへるハ、當時より此所に橋ありしにて、堵本とハ即拍子橋なり、拍子とハ梟帥か新室に拍上せしよりの名にして、古事記の記す所ますく其実を得たるなり、さて國分郷の古名ハ曾小川といひしよし見えたれハ、川上梟帥ハ曾小川の川上に住たるにて、邑をもて称し也、曾小ハ即曾於の訛にて

そありける、今里言に、ソオゴカハト唱へり、又大人隼人記にいへる弥五郎ハ、川上梟帥取石鹿文をいひ継しにや、今末吉郷岩川にて大人弥五郎と名けしハ別なるにや、其所に、市成郷双子壘といへる所ありて、兩の墩丘あり、土人傳稱す、大人弥五郎奮に土を盛運ハれしに、此處にて楯擔折て土を覆せり、其偏ハ半を残せしとて較卑し、又櫻島黒神村より瀬戸の方に近く竈といふ所あり、周り一里許、彷彿として炊竈の如し、是大人弥五郎牛根に踞し、櫻島に跨ひて塗たてられし竈なりなといふハ、今の世に某の支配を治るを、手か届くなといふかことし、その管下に係れるをいふ、是等ハミな川上梟帥か魁梧雄偉の形容を象り語續し所なるへし、梟帥か日本武尊に向ひまるらせ、天下の強力僕に勝るものあらしとおもひしと自語けるにて、其大漢大力たるハ知らるへし、又正宮支社の隼風宮ハ、日本武尊隼人を撃給ふの矛とあるハ、即梟帥兄弟を誅給ひし時の器械にやあらん、而其後に至り、薩摩・大隅の隼人屢命に方ひ、化隔てし程に、天朝兵を發して征討し給ふ事續紀に見えたり、和銅年中大隅國を置るに及び、其守を就國せしめ玉ひしを、養老四年二月、隼人反して、大隅國守陽侯曆を殺せし事あり、因て三月、大伴宿祢旅人

を持節大將軍となし節刀を授られ、巨勢朝臣眞人を副將軍となし、進て隼賊を討しめ給ひ、同六年、將軍已下有功人に勲位を授け玉ふ事見え、七年、大隅・薩摩二國軍人等六百二十四人朝貢す、乃魯帥三十四人叙位賜祿、各有差とあるへ、歸順の誠を表して參洛せし時の事なるへし、自後隼人貢調物上京せしこと、比々挙るに違あらず、按に、日州的野八幡ハ和銅中に大人を崇め、又國分郷野口村四肢明神ハ大人を祀り、同じ福嶋村は其弓を瘞めし所也、又一説に、四肢とは四肢を分ち埋みて所々神に崇む、其靈を宥る所なと々あれハ、其大人或ハ弥五郎などいひ傳ふるもの、又必ず一人の隼人をいふには非ず、後の俗諺名を設けたるにて、養老中征討の隼賊と互に混れしも知かたし、さて此隼人城といへるは、隼人の住居せしのミならず、後々ハ所謂贈於君の州麻などにて、今の府中村ハ大隅守の都府にてそありけらし、贈於君てふものハ古の國造の如く、世祿の郡領なり、其守と椽とハ郡縣の國司にて、時に臨て京師より拜任して國に之もの也、續紀天平十二年十月、降服隼人贈於君多理志佐申云、逆賊廣繼謀云、從三道行、即廣繼自率大隅・薩摩・筑前・豊後等國軍合五千人許、從豊後國往云々、同十三年、天

皇臨朝授外正六位上曾乃君多理志佐、○同十五年、天皇御石原宮、授外從五位下曾乃君多利志佐外正五位上、授外正六位上前君乎佐外從五位上、○天平勝宝元年詔授外正五位上曾乃君多利志佐從五位下、外從五位下前君乎佐外從五位上、外正六位上曾縣主岐直志自羽志・加祢保佐并外從五位下、○天平宝字八年授外從五位上前君乎佐外正五位下、○神護慶雲三年、外正六位上曾公足膺授外從五位下、など見えたり、贈於君ハ專贈於郡を知り、乎佐ハ則譯語人也、又縣主・直等の官屬ありて、守と共に國政を與聞し事なり、餘ハ各條に おひて出す、蓋神武御宇内より、四海咸封建の王制なりしを、天智の御時に至り、賢しらに唐に習へれて、郡縣の政に變改し玉ひ、遂に天下分崩離折に及びし事、詳に詔詞解に論あり、此隼人城なども、火闌降命の子孫代々處守の住址なりしを、大隅守を命せられし比、その改政に信從はず、屢邊要を獵り、王化に順さる事とも一旦起たてりしなるへし、

同郡同郷府中村フナボウ、府中村國府の中をいふ、和名鈔に、桑原郡の所に出す、今土俗府中の事をクフと云、原府

の訛なり、

氣色杜クシキノ、千載集〇歌枕同し、凡杜ハ杜の字と通す、萬葉集、神杜毛利と訓り、又孝徳紀、生國魂杜、又難波杜とも、其字互に用ゆ、蓋古ハ神社林叢を杜と云、神籬なども日室木てふ義とあるにて知るへし、史記に、畢在關東南杜中、注、杜一作杜、戰國策云、神叢注、灌木中有

神靈托之、墨子、建國必擇木之脩葺者、以爲叢社云
凡某社と云もの此に倣見るへし、俗作森字非也、

府良位八里

河野通古か贈於紀行に、寛文の比、なげきの杜見んとて
ゆきたりし時、齡八句計なる翁のいひしハ、氣色の杜ハ
なげきの杜の枝杜と傳へたり、をちか童なりし比洪水に
流されしを、名木の跡絶さしとて、里人とも裁おきしは
つかなる杜、此川のむかへ杉村の中に見えたりと語りし
と云々、是ハこの氣色杜ハ、初鼻面川ハツノシメガハの隈に在りしを、

寛永二年の四月比、大水漲出て岸崩れ、叢社共に漂蕩し
ける、この時の地頭喜入大炊久加オホツク、社壇を今の地に新建
して、天満天神の木像を安置すといへり、杜の原處ハ今
の社頭より辰巳の方老町許上川原の地、木堀と字せる田
中に残れり、さて鼻面川ハ享保年中に川直して田地とな
りしとて、今も田の底よりむかしの杜樹の折たるか出る
をもて、字を木堀と呼へり、或曰、氣色杜ハ原天子とて
蛭兒神なりしを、誤りて天満宮を祭れりとそ、

千載集

待賢門院堀川

秋のくる氣色の杜の下風に立そふものハあはれなりけ
り

新古今

攝政太政大臣

秋ちかき氣色の杜に鳴蟬の泪の露や下葉そむらん

續古今

二位成実

夕涼ミ身にしむハかり成にけり秋の氣色の杜の下風

左近中將教長

見るまゝに移ひにけり時雨ゆく氣色の杜の秋の紅葉は

前大納言重賢

梢にはおそきみとりをまつ見せて春のけしきの杜の下

艸

玉葉

兵部卿有

うつり行氣色の杜の下紅葉秋きにけりと見ゆる色哉

六帖

中務

中へ木葉かくれハ哀なり秋のけしきの杜の月影

我ためハつらきこゝろも大隅の氣しきの杜のさもしる

き哉

月清

後京極

下艸に露おきそめて秋のくるけしきの杜「クイ」そひくらしの
聲「鳴」

拾玉

慈鎮

つくしなる氣色の杜を來て見れハ都のともものこゝちこ

そすれ

夫木

順徳天皇大御歌

中納言家久卿

明渡るけしきの杜に立鷺の上毛も深く雪ハ降りつゝ
春のくるけしきの杜の下蔭をりしれるとや萌渡るらん

新葉

妙法院内大臣

春深き氣色の杜にたち馴て秋まで蟬の聲やきかまし
露もさそ置まさるらし日にそひて染るけしきの杜の木
末ハ

鳴ぬへきけしきの杜の村雨に忍ひもあへぬ子規かな

山家

西行法師

四十四世遊行尊通

音にきくけしきの杜に来てミレハ立そふものハ哀也けり

千首

爲尹

月にほふ氣色のもりの子規いかにつれなき音をもをし
まし

千五百番歌合

良平

けふよりハ秋の氣色の杜なれややかて身にしむ山風の
風

公繼

冬の色をけしきの杜にあらはして埋れハつる雪の下艸

三宮

冬きぬる氣色の杜の村時鳥染し木葉を又さそひけり

唐錦

太上天皇大御歌

瀧波を梢にかけて山深きけしきの杜の蟬のもろ聲

なかめハや花も紅葉も春秋の氣色の杜の名にしおふらん

又、めくめ廣く隔てぬ春に大隅の國もゆたかに明わた
る空、是ハ立春の氣色や森の、朝霞けさそのこほりと
け初てくむにさはりのあらぬ若松、といふに附たり、

されと逢に大隅ハ附ぬなり、

氣色濱 夫木集〇松葉名所和歌集にも見えたり、同郷の中神溝村に属す、
今濱市と稱ふ、是は文祿四年、貫公公霧島府内より富隈に移り
立ありしよりの名といふ。

一名住吉崎 住吉神社 長門本平家物 有による 語ニ出たり 姫城浦

氣色杜より午方二十餘町の海邊の名也、又姫城村よりも
同し方に當りぬれハ稱ふ、上世ハ海涯いと瀕かりしとそ、

夫木

後九條

かはり行氣色の濱の夕烟誰か深きえに又霞むらん

禪杖

月やよゝすみよし崎の松を友

○守君神社 伊弉冉尊二柱、曩昔へ大隅一國の総社といへり、

〔頭注〕「上古大中臣姓姫木氏所世祭神也、此フタリ國司嫌てふも姫木別族瀬戸口伊豆入道カ記に阿不之觀に也、本ノマ、」

同郡同郷小村 蓋小島村の省なり、

神造島 續紀○今言小島、武備志同し

小村より海上一里計に在り、潮退時へ徒渉すへし、在昔へ三嶼あり、其一は宮瀬といふて平嶼にて、今の社地より午方八町餘に在りしを、後に海に没れて今宮洲ミヤノシマと稱ふ、即上古祠壇の故址なり、今の二嶼、陸に近を邊小島といひ、外に在を沖小島といふ、二嶼の間を中島と呼り、又數百歩の巨石甚奇くして、海底より特立するものを最早島イサノシマといふ、并に古松數十株、虬枝拳翠極ての景致あり、

府良方八里

按、續日本紀孝謙天皇天平寶字八年、西方有聲、似雷非雷、時大隅・薩摩兩國之界、烟雲晦冥、奔電去來、七日之後乃天晴、於鷹嶋信介村之海、沙石自衆、化成三嶋、炎氣露見、有如冶鑄之爲、形勢相連望似四阿之屋、爲嶋被埋者、民家六十二区、口八十餘人、四阿之屋は同紀に、御四阿ミヤノシマのきおろして壁なき屋の如しといふなるへし、是歳正月、同紀曰、大隅・薩摩軍人相替る、又大件家持爲薩摩守ともあり、

民多流亡、仍加賑恤、神護二年へ室字八年より四年目なり、室字の比には化成三島とありて、是に至り神造島と書され、宝龜九年には、其名曰大穴持と見えたり、初より神造島の名へありなるへし、又初には大隅・薩摩之界、於鷹嶋信介村之海と書され、是に至りては大隅國とあるを見るに、その鷹嶋てふ地へ、此邊に係りしを知る、猶鷹嶋神社の所にいふへし、○又この小島へ正に是大穴持の神領たるへきに、享保の比より亦勅院の寺料となれり、いと敷かしま事なめり、

大穴持神社 在同村、○延喜式○例祭九月廿九日、十一月初五日、

奉祀大己貴命、大穴持へ大名持にて、名高きを美詞、人に向ひて故名持の稱にて、大名持より出たり、

相殿 左少彦名命、右大歲神、

延享五年正月、社司谷口某か呈狀に、初社へ宮瀬に在りて、神躰へ石像也とあり、文徳実録に、常陸國鹿嶋郡大磯に少彦名神、濟世の爲に出現の事を載られて、皆石躰とあるに似て、この大穴持命の造し、新島へ、彼よりも手間最早かりしかは、必ず縁故あるへけれども、今その傳詳ならず、今この小村邑内に蛇を生せず、又麻を種ウマとを得すとそ、○又この小村の海中より、毎月朔日の夜火出で、國分麓若宮八幡の庭前に至る、其火大灯心燭の如く、地を去ること五六尺許、一條の火道ありて、他に散行す、人も亦その火道に屋舎を營す、俗に大穴持の火といへり、續紀曰、光仁天皇寶龜九年十二月、前此神護中、大隅國之海中有神造島、其名曰大穴持、至是爲社焉、

按に、寶字八年より是に至り十八年なり、しからは新嶼震動も息て、今の宮洲の島上に祠宇を創建ありしを云なり、又その爲社焉とあるは、皇朝の詔に由しとは見えぬ、延喜神名式、大隅國曾於郡小大穴持神社是也、

○富隈 即前に見えし氣色の濱の地にて、今濱市村といふ、四方松林の堡障なり、

文祿四年、貫明公魔島より爰に徙居し給ひ、同五年七月十日、近衛信輔公京に還り玉へむとて、是も魔島より船に駕て此浦に税駕し、相良某か宅に次させられ、翌十一日、富隈城にて和歌會あり、

信輔公

立歸る名残こそあれ松かけハ涼しき秋の宿とおもへハ此時になん、この富隈の城門ハ茅葺にてありけるを、或者の申けるハ、今軍國の砌、城ハ敵を防ぎ民を守る所に候、其上他國の使者なども毎度參り來候程に、あはれ城門計ハ瓦葺にもなされ候へかすと申上けれハ、貫明公聞し召して、數百歲附從る臣下達なれば、吾一家の内なるを、何そ門廡の高を以て國を固ふし衆を威すへきぞ、又今の時他國より使者に遣すほともの者ハ、必ず智恵あるへし、吾邦内の土庶強富なるを見てこそ貴ミ恐るへし、城門の茅葺なるハ我恥となおもひそと仰られしとかや、又

豊太閤より、天正十三年、始而貫明公へ書を遣す、其文曰、就勅詭染筆候、仍闕東不殘奥州果迄被任繪命、天下靜謐處、九州于今鉾楯儀、不可然之条、國郡境目相論、互ニ取分之儀被聞召届、追而可被仰出候、先敵味方共双方可相止弓箭旨、叡慮候、可被得其儀尤候、自然不被守此旨候者、急度可被成御成敗候之間、此返答各爲ニ者、一大事之儀候、有分別可有言上候、拾月二日、秀吉判、御名宛也、然共此時既に九州尽く御手に屬しけれハ、いづれを境目とも定めかたく、分國の事共秀吉への返答被仰入之砌、仙石・長曾我部兩使者として下向せは、打潰して追返しける程に、秀吉大に怒り玉ひ、親から數十萬の銳兵を引領し、既に九州に攻來りける、此日も三國の兵を擁へ、二州の嶮に據て猿冠者か兵糧を絶きり、南海諸島に後拒を謀るものならば、豈防ぎ戰ふ事の難かるへきと取／＼申けるを、公、いなとよ、今や天下久しく乱に入て、生民塗炭の苦を受たり、吾亦數百歲社稷の土地を、始て敵の蹄にかけさせむハ永圖にハ非ざるへし、渠縦ひ命を狭ミ號令すとも、其本天子宸襟を惱し、四海の擾乱を鎮めさせ給ふといはんに、渠に向ひ干戈を動すへからずとて、遂に泰平寺に御出ありて、木食上人か扱

のまに／＼和議を容られ玉ひける、是皆天命を畏ミ、無
 辜の民をして兵革の爲に、傷ふへからざるの誠より出玉
 ひけるとそ、されハにや、金湯の固め人臣の極も、茅門
 の百姓と共に富且守るにはしかず、聚樂千秋の亭も、子
 に七十の時なく跡絶はてしハ、さすかに國民を以て城郭
 として、帶礪の封を世々に傳へ玉ふにはしかさりしそか
 し、さて慶長九年甲辰十二月、貫明公爰を去りて、同
 國隼人城に移らせ給ひ、同し十六年辛亥正月廿一日に、
 者稀サカの春秋を超させ玉ひ、逝去玉へりし時、松齡公い
 たく御歎遊され、御手向あり、

なしおける名残めかれぬ花かたミ形見につめる手向草
 哉

あたし野の露よりけなる身のゆくゑ忘るゝハ浮世のな
 らひそよ

深き夜の月にさえたる鐘の音に壁のねむりハ覺果にけ
 り
 道しあること／＼をのミ國の爲人の教とすゝめしもの
 を

嗚呼 公國統受禪を以てすれハ父子、天倫の席次を以て
 すれハ伯仲、しかも天下叛盪の世に出て、未嘗て悅悌の

義を失ひ給はず、最後に臨ミ友愛の情四首の哀吟に、盡
 く乎として、其 貫明公を悼惜し給ふの切至、仰て察す
 へし、公の御詠固より數ふへからず、そのうち嘗て花有
 喜色といふ事を詠せ給ふを、語記し侍るまゝ記す、

松齡公

あつさゆみ春立しより久形の光のとけき花の色哉
 題は忘れ侍る、

鐘響く陰へくらまの山さくら木すゑの色ハ暮るともな
 し

同郡同郷上井村

カウニクツジミネ
 韓國宇豆峯神社 延喜式○宇佐記作辛國、○神社撰集曰、始宇豆峯の
 しまつる、宇豆峯へ今の社頭より申方
 五町許に野岡なり、土俗宇治と称ふ

奉祀三座、社傳等○例祭正月元日、二月初午日、
 關神名 九月九日、十一月初午日、

府良位八里半 永正元年甲午十二月以來の棟札あり、今の如く
 宇豆峯の麓に遷されしは、永正以前なるへし、
 祭神の考ハ
 後に出す、

延喜神名式曰、大隅國曾於郡一座小韓國宇豆峯神社、○
 按、韓國ハ亦齊空國の義歟とおもへと、此地いにしへハ
 城壘の址にて、韓神に由ありて聞ゆ、所謂隼人城より東
 南半里許に在り、宇佐記曰、欽明天皇三十二年二月癸卯、
 豊前國宇佐郡菱形池上小倉山邊有神、託三歲兒、告異人

大神比疑曰、辛國城八流之幡降、辛國地名、在大隅國曾於郡、我日本

人三十六代昔田天皇廣幡八幡曆也云々、しかれば應神の

靈を顯し玉ふや、この韓國に八旒の幡を降されしを以八

幡と稱しまつりし由にて、この地始て神靈を見し玉へる

最初の根源と見えたり、麿島神社に八幡之唐號を附られ

しなとも、此時よりの事なるへし、朝廷旌幡を諸國に降さしめ、天皇の靈を祀らしめ

玉ひし事も、雨森又書紀通證曰、宇豆峯高麗國蔚山之轉、蔚山郡今屬慶尚道、筑前風土記曰、高麗國意呂山、自天

降來日杵云々、是韓國爲高麗、宇豆峯擬蔚山之説なり、因

今細にその由緒を釋るに、當社所祀則五十猛命・韓神曾富

理神等也、地志略謂、韓國宇豆峯神社祭神三座と、蓋爲是也、是神在筑紫、或掌種樹、

或渡楫韓地、或爲韓鄉防禦使、而曾富理添之義、所謂曾

於郡添之峯、此等由其所適所掌所居、以名焉、○奥名艸

曰、韓神、次曾富理神云々、韓神掌踵素戔鳴尊之武、以

豫爲韓鄉防禦之備也、曾富理神曾富理、添副之謂、夫韓

鄉以滄海分之域、其地隣接于西州、以主鎮邊焉、此神與

韓神同、掌爲國家守邊要也、式所謂韓神園神是也云々、

由是則韓國神社、爲韓鄉防禦之神、故名焉、故祭之西州、

以鎮異賊、如其韓國城亦因以名焉、夫三韓の國ハ神功皇

后初て征伐し玉ふ、後應神御宇盡く臣服朝貢するを以、

後世天皇を以異賊を降伏するの軍神と稱す、而して天皇

の神靈始てこの韓國城に見れ玉ひ、その地固より韓神曾

富理神等を祀らるは、彼是につけても縁故ある事とそ見

えし、今廟所にこの石神あり、并に甲冑を擐し軍裝なり、

是亦その來處あるに似たり、土人曰、この地左右回僻、

山に靠り川に臨み、外患に備虞へきの要害藩内第一と稱

すと云々、又云、此神社の内陣に今佛像三軀を置く、是へ近比止上の別當僧源亮覺備といへるものゝ所爲なり、後世に至り、

祭神に紛らはしかり事と歎き語れり、

○太平山國分寺同郷上小川村にて、國分郷の龍集人城の西南八町許に在り、

續紀廢帝天平寶字四年紀曰、東大寺及天下國分寺者、本

聖武太后光明皇后之所勸也云々、是地大隅國都府故に國

分寺を置也、世俗諸國國分寺ハ聖武の勅額と覚えしハ誤

なり、又按、天平九年十二月、皇太夫人藤原氏、就皇后

宮見僧正玄昉法師、天皇亦幸皇后宮、皇太夫人爲沈幽憂、

久廢人事、自誕天皇未曾相見法師、一看惠然開悟、至是

適與天皇相見云々、按に、帝聖武素信佛滌僧、至于自称

三寶奴、其懦弱奈之何、此其禍端、蓋孽萌于茲、亦信用

牝雞私愛、後世遂馴致孝謙重祚廢帝淡路、而无籠道鏡穢

德彰聞之大患矣、豈得曰非聖武惑溺所以自致耶、而諸國

國分寺、豊太閤の毀破に繋て今存する者、觀音大士の木

像に過す、是より先、後奈良帝四辻參議中將季遠を勅使として、金泥字の心經を國分寺に納め玉ふ、天文十一年壬寅六月下旬、季遠日州山東に下着なり、然とも日隅大乱に因て通路なく、伊東太膳太夫義祐に屬して國分寺に致さしめらる、義祐大隅守護代本田紀伊守董親に轉致し、董親之を領して、是年十一月四日、當寺に奉納せるよし、本田氏舊譜に載たり、

同郡清水郷姫城村

風杜 方角集○土人古我杜とも稱ふ、むかし古我大治てふ人の住址せし故に、かく呼りと云るへ、山城の古我杜と混ひしならん、此地國分郷氣色杜より北方十町許にあり、

府北八里餘

夫木集

梅察

恨みしな風の杜なるさくら花さこそあたる色に咲らめ

松葉名所集

春渚

風の杜とてたゝをらぬけしきかな

正宮傳記曰、清水姫城城下宇都權現へ、瀬織津姫を齋ひ祭る、因て其前川を姫城か浦といふ、前の川今の天津川、浦へ前瀆なるへし、前に見えたり、蓋上世此社は瀬織津姫を祀りし所ゆゑ、姫城といひしなるへし、諸社靈驗記、八幡大神宮部曰、或時薩隅

の隼人叛逆しければ、將軍豊前守奉請大御神、祢豆辛島の勝波豆米爲大神之御杖、女官の、名なり、立御前奉行幸彼大隅・薩摩兩國、自海水浮龍頭、地上より駒犬をはしらせ、虚空より飛鶴首、隼人等大に驚き惶の時、彼兩國の内七所之城を抜む爲神威乎振ひ、令舞細男、則隼人等與宴にめて敵心を忘れ、城中より見物に出るの時、先五か城良・奴久・幸原・神野・比賣の城、凶賊等伐殺しけれとも、今兩城曾於の名城・比賣の城

の凶徒忽にしかたきの処に、大神託曰、我三年を限りて、荒振奴等を相たすけけり、今殺さしめむ者共なりと、其時將軍等大御神の教命を受けて、蜂起の隼人を伐殺しぬと云々、是何時とも詳ならねとも、古書なれへ引けり、さて注の曾於の名城とハ隼人城にて、比賣の城、即この姫城なり、元は比賣の城ともいひしならん、今姫木城と唱ふハ重復なり、○又奴久良へ奴久美、幸原は桑原の誤字なるへし、

○當城へ、先君むかし本田氏親に大隅守護代を賜ひし時、處守せる所なり、從四位下左京大夫本田重親此城を開退し時、中城の楹に、住なれし眞木の柱も忘るなよめくりあふへき時しあるや、と書つけゝる、此事を木戸監物か勇士談てふ冊子に、島津家臣本田何某か城を攻ぬきて、城主の居間を見るに、まきの柱よわれを忘れな、といふ源氏物語の歌を、床の柱にはり置しを見て、樺山安藝、善久、なかれてゝ歸るせもなき水くきの跡はかなくも

たのミ置哉、と詠たりけると載たり、

同郡同郷山路村青葉山

日吉山王 地主権現とも称す、その地主園へ、臺明寺の門より西廿間許に森山ありて、大禪の下に石室を立て、其故址を存ふ。

奉祀大穴持命、例祭十一月未申日、

此一山を青葉山と称ふ、地名便覧に見えたり、大隅州名所の一なり、青葉竹へ即此山の名産、俗に臺明竹といふ、

○社壇は益救の杉材にて、昔時名匠一の鉦を以て造立たりといふ、社の西、淨見瀧といふあり、高二間許、其水清徹にし鑑へし、社前の流を御手洗の清水と唱へ、祀具を洗淨る所なり、郷名の清水即淨見瀑布より出たりとそ、
○篠田は篠竹の竹田なり、相傳、むかし神武帝いまた高千穂宮に御坐ましける時、御箭の絳に用ひさせられし處なりとて、今山王鳥居の川向に在り、
天武紀、箭竹三千連送下於筑紫、など見えた
り、夫より後、天智天皇皇太子にて筑紫へ御下向の時、此地へ過臨あり、青葉竹を以笛材の貢御所に定められしより、笛竹之事につき、或は天使を遣され、或ハ綸旨を給り、在聽人及臺明寺主僧へ下知し、竹林を愛護すへきの旨を諭され、又同しく武家執權の奉書等若干通、臺明寺に筒藏す、
俗に臺明寺、文書と云、
臺明寺ハ竹林山衆集院と号す、自天智帝の勅額所と称ふ、然とも當時勅願の定額寺あるこ

とを聞す、是皇太子の時此地へ御過有り、其後登極ありてより、青葉竹を以て貢御に命せられしをいへるなるへし、笈埃隨筆に、むかし天智帝筑紫に六年まで止り給ふ、

その間に九州の地を巡見遊へし、大隅國にいたり玉ひ、

此時大隅國て多名へいまたなし、日向國內也、此邊に笛につくるへき竹也有ると御

尋ねあるに、當所の民、この山の竹候とて、一本を青葉つけなから伐て奉りけるを、帝笛につくらせたまふに、

其調律に叶ひて音聲めてたかりけれハ、都へ還御の後も、青葉なから伐て奉りし笛竹を買まぬらせよとて、大内に

もてはやし、數く笛に造出されけるほとに、世々に傳りしも多く、壽永に平家の敦盛なども是を秘藏せしを、

俗に敦盛の笛へ節にひき作りたる後、蟬より青葉を生したりなといひなしけるハ、其本をしらぬみたり言なり

と記したり、此事いかなる傳へ有て記したるかは知らねとも、其実を得たりとハおもはる也、又青葉竹を今臺明

竹といふ、他國にハなきものなれば、蒲葵ヒヤクなど同しく朝廷の御用に召れしもの也、今臺明寺文献の中、鐘銘一通を鈔録す、

隅州臺明寺、是青葉鳳笛之貢御所、白馬龍蹄之清濁也、

巖石廻外、澗川横中、遠近仰於靈驗、緇素致於歸依、爰

古鐘銘云、天慶九年之比鑄改昔日之小鐘云々、此鐘在寺具如本銘、然今其勢卑少、其音不遍、適送歲霜、拙及穿闕、仍衆徒合力、万人在勸、改彼古鐘、遂此大望、上通有頂、下度无間、于時正嘉元年丁巳冬十一月十九日庚午、作銘曰、

梵鐘高掛 韻氣无疆 夕聲傳風 曉響發霜 心池澄水
覺花送香 邪虎収髻 法鳥刷翔 聞堆尖峯 眠醒家郷
感佛因緣 勸僧苦行 逸音遠至 諸天降望 三明開悟
六道閑傷

大壇那當國守護代左衛門尉藤原朝臣兼頼

勸進者當山住僧阿闍利亮干

銘雕者藤原重房

高麗行則

大工 同 助行

同郡福山郷福山村宮浦或へ廻と稱ふ、是古名なり、

宮浦神社 延喜式〇福山村の海邊左方に在り、福山郷の総社也、

奉祀天神七代・地神五代・神武天皇、神位銅鏡三面、木像十體、天神地神之稱

ハ俗呼に因る、例祭正月廿五日、二月初卯日、九月初卯日、十一月初卯日、

〔頭注〕肝付省釣カ廻氏を伐テ取れるを、問もなく貫明公攻取給へる時、浦地伊賀申ケルハ、彼ニ廻リ此ニめぐりてヨカラヌ名ソトラモヘバ、福山と改めラレテハ如何といひければ、公其言に従ひ給ふとん、

府巽位九里餘

延喜神名式曰、大隅國曾於郡一座小宮浦神社、神社撰集曰、桃園天皇寶曆二年壬申十二月十八日、大隅國宮浦神社奉授正一位、詔略曰、中務路發、西海一方赫々威光、洋々神恩、萬世永沐厥德、宜授極位或耀祠壇云々、翌年

五月十五日、鳥居に正一位宮浦大明神の勅額を掛らる、
〇什寶に獅子丸劍長七寸四歩、無銘、金剛寶劍長六寸八歩、無銘、傳いふ、源三位頼政鶴を射し時、天子賜ふ所の劍なり、後頼政の孫子兵庫太郎當國に下り、此邑を領せし時奉納せり、每歲

正月廿五日、徑五尺八寸の的を社の庭前に懸け、稱して神の的といひ、神人二人烏帽子・狩衣にて之を射る、俗に鶴の惡氣を禳の神事也といふ、〇社記曰、先君貫明公嘗て宮浦庵に謁し玉ひ、時地頭山田理安奉陪焉、神人坂元某を召し、因命曰、每歲福山野先の驪駒一疋を以、斯庵の神御に奉

して永式とすへし、是より今に至り、福山野牧馬驅ある毎に、斯庵に事あり、但享保十一年より金帛を奉して馬疋に充代といへり、野先の駒とハ、野におひて乳馬を捕の時、最初に先づ獲所の名なり、國柱按、

宇内の馬ハ皇國をもて冠絶とし、其うち本藩をもて甲首〔頭注〕鎮國ニモ薩摩の馬てふありしとおほゆ、〇三代実録ニモ大隅國野神主多敷の事おほゆ、トす、推古記上壽の歌に、物の上等を品第して曰、〔頭注〕鎮國ニモ宇摩奈羅婆碎武加能古摩、在馬者也、日向之駒といふ事なり、此時の日向といふハ、大隅・薩摩かけての名なる事

は前に述
るか如し、書紀私記曰、日向國出千里駒、又續紀曰、宮崎郡

○書田牧の事、貞和七年執印文書あり、青馬にして白鬣、
人大伴人益、猷青馬、白鬣尾、尾ハ即神馬相也、姓氏錄曰、

道徳公御書、又ハ御書家由来ニモ出ントおほゆ、
額田部の湯坐連天津彦根命子明立天御影之後也、允恭天

皇御代、被遣薩摩國、平隼人復奏之日、猷御馬一疋、額

有町形廻毛、一書云、此、天皇喜之、賜姓額田部也、又日

本紀略曰、朱雀天皇承平四年甲午七月十七日乙卯、薩摩

國進唐馬一疋、されハ諸縣郡福山以東、末吉・恒吉なと

いへる所々、山川峻峭にして崑石磊落、其牧畜のことき

毎に艱難を経、備に辛苦を嘗むるかゆゑに、馬の駉健な

ること殊に勝たり、又先君宰相公の騎乗を跪駢といふ、

本民間の牝駒也、元龜三年木崎原の役に、公柚木崎丹

後を鎗刺玉ふに、人意の如くに跪きて危難を免れ給ひ、

馬与人謀而跪し事、詳
に湖鑑類函に見えぬ、自後も幾度か戰場に臨み功勞を致し、

終に八十三歳にて斃たり、馬墳始羅郡帖
佐龜泉院に在、伊作古記に、壽

永中、源將軍の佐々木に賜ひし池月といへる名馬ハ、薩

摩國額娃郡池田の牧より出たるより記したり、細馬集に載
からず、惟大日本史に池
月と書たるハよしあり、そもくむかし天孫氏海宮に趣せ給

へる時、海神の駿馬猷りしなといふ事、蓋しその原來の

少縁ならぬ事共になん、

○回村シラ大廻・小廻の名あり、○廻城俗に源三
位頼政の孫兵庫太郎が居址也といふ

島陰集、小春十有一日、與藤攝州赴日州飲城之暮、及

深更至廻浦口、而投宿於僧院、作是詩、東行二百里山川

廻浦城陰繫夜船、兩度寇來民半散、僧居雖窄借牀眠

衆妙集、細川幽齋

はるくくと國をめくりの里にきて西に入えの月を見る

哉

○葛例村カレイ和名鈔○今
作佳例川村、

同郡市成郷市成村

○太玉神社フイシマ當邑の總社也、例祭二月初
日、九月九日、十一月末日、

奉祀天太玉命、棟札曰、天文廿三年、地修覆の時の大棟識
頭岸良伯善守兼慶云々、

なるへし、

同郡恒吉郷

○投谷八幡宮オウシクニ奉祀國分郷麩
島神社に同じ、

社頭より申方廿間計の巖壁、巨石三ツあり、之を石體と
稱す、

○八幡八幡ヤシ未吉郷岩川と
いふにあり、

此祭に、十月五日濱下の時、大竹籠を編て大人の立像を

作り、大人弥五郎殿と稱す、其長一丈六尺七寸、圍九尺

也、頭面に冠を着せ、木綿拾三反ニ而梅染の單衣を製着

す、又太刀大小を佩し、大なる荷包カシヤクを提げ、手に矛を持

てる像にて、村中を輓行く、里俗武内宿祢と申傳ふといふ、按に、大人弥五郎へ隼人記に據れハ、火闌降命の子孫なり、

○景清塚カケキ 同郷中之内村柳井善門(頭並)上井日記ニ見ゆの背門の山中に在り、

傳稱す、上総悪七兵衛景清、日向の宮崎より來り住て、身死れるを葬りしとて、大なる五輪石塔なり、又小き五輪の石塔その後壘立り、又左の岡に火葬の場といふあり、又此所の農民龜次郎と稱者、景清の支裔なりとて、位牌・系図・佩刀・鎧等を傳へ持しを、七八代以前失火に焼亡し、太刀ハ大崎の土関武兵衛へ譲り、鎧ハ志布志の某所に藏む、此二人今に至り春秋彼岸の節、景清の墓参りす、今按に、宮崎郡浮田名生目村に、生目八幡といふ祠あり、例祭九月十五日、鑄流馬あり、土俗平景清也といひ傳ふ、景清ミつから目を扶出し盲目となりし時、

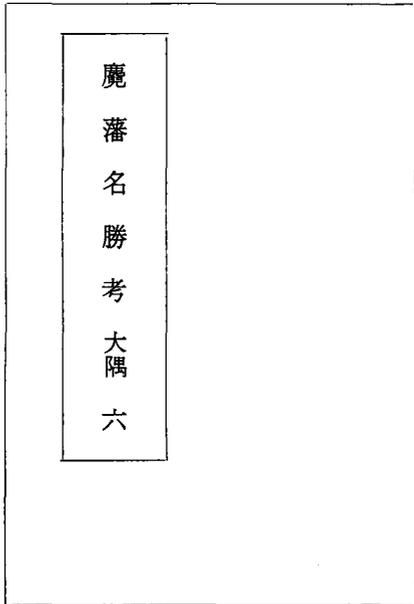
その眼玉を祭る所故、生目と稱ふと云々、又生目村より一里、跡江村沙汰寺といへる眞言地に、景清塚とて一字の堂あり、堂内に墓ありと見ゆ、法諱を水鑑景清、又建保二年甲戌八月十五日の數字を刻めり、土俗癩疾を患ふものは、是を治すとして削けるほとに、いと残り少になりて、是を削りしこと、おなしく、さて近年墓を改建て、居士號を加へしるしたるよし、當時に居士てよ法、享保十六年霜月の比、大家の郡名なし、蛇足を添しなるへし、

官池田喜八郎といへる人、景清の五百年忌の時、この墓所にて、

世々までもわすれやハする水鏡かけ清かれとおもふ計そ、と詠せられしか、其折このあたりのわらはに、いくともしらぬ翁の來り、人に告げて池田氏に傳へしむといへる、其歌に、

心たにすまハかけきよ水かミくもらす澄る世こそ嬉しき

一説に、影きよくてらす生目の鏡池末の世までも曇らざりけり、と手向けるを、傍に老人ありて、中の五文字を加筆いたしたしとて、水かミと改めけり、後に考みれハ景清法名也云々、又上総國布施村と云る所のある寺内に、大なる五輪の石塔あり、土俗景清の塚也といへるよし、此邊上総介忠常故城址もむかしの居館なるにや、景清も上総悪七兵衛と名乗りけれハ、爰に在りしと見ゆ、因て後世子孫などの追て建たる所にやからず、又生目八幡ハ古來の神社と見えたり、景清の靈にはあるへからず、又景清てふ人も世に多かるを、三所の中、或ハ同名異人を葬れるもしるへからず、



魔藩名勝考卷之六

目次

- 一 魔島神社延喜式 附石體宮
- 一 奈牙木杜古今集 附稻積里 早鈴祠
- 一 仲川和名鈔 附犬飼瀧 安良嶽 正若宮八幡宮
- 一 般若寺
- 一 菱刈續紀
- 一 菱刈野檜垣集 附曾木瀧
- 一 喜多野神牧三代実録 附天磐樟樹 龍門瀧 瀧水山

一 櫻島本朝文粹 附安永島 魔島祠

一 柵寢和名鈔 附小根占 大瀧 花瀬川

一 御崎祠 附影向石

大隅國部第二

桑原郡國分郷宮内村ミヤウチ和名鈔、桑原、久波波良、有府也とあり、蓋今の内村より府中村ミヤウチ其故址歟、然とも當郡の中に非ず、蓋大宮内裏の義なるも知るべからず、桑原ハ持統紀に、諸國をして桑樹を植しめ、養蠶の業を勸奨しめ玉ふとあり、今桑をもて名いふの地此に出たり、

鹿兒島神社延喜式○今云正八幡宮、亦云正宮、正宮

奉祀彦火と出見尊、

府良位七里餘 例祭十三度、正月元日、同三日、二月初卯日、七月七日、八月十五日、九月九日、十月十五日、十一月三日、十二月十八日、此餘有臨時會、

延喜神名式、大隅國桑原郡一座大鹿兒島神社、凡本藩式内之神社、稱

大者、唯有斯厖耳、○鹿兒島へ即無間籠より出て、神厖の東方八町許に、今瀧龍山といふあり、

石清水傳記曰、鹿兒島神社彦火と出見尊也、○神祇抄曰、

大隅國正八幡火と出見尊也、與宇佐八幡不同、按、宇佐八幡、宇佐郡に在り、洋津島姫・浦津島姫・市杵島姫の三女神を正殿とし、左右を神功后・應神帝とす、宇佐記に見えたり、欽明天皇

五年、或三十二年に作る、仲哀天皇・應神天皇・神功皇后を鹿兒島神社に合祭す、是稱八幡之張本也云々、按に、大八洲記曰、三女

祭宗像社、良有以也、神功皇后討新羅、時宗像神相共に合力、救我朝亦可以觀焉、三代実録貞觀十二年、清和天皇宗像大神に告文曰、我皇大神

波、掛毛長伎大帯日姫の、彼新羅人乎降伏賜尔、相共加力倍賜天、我朝平教賜比崇賜奈利、通證曰、宇佐男神等宮三女神、合祭神功・應神、及稱弓鉾神者皆此意云々、然ら、鹿兒島神社に、仲哀、○四所宮南、鹿神・神功皇后を合祀らるも、宇佐男神の例なるへし、○四所宮南、大御前豊玉姫命也、若宮尊不合尊也、若姫・宇禮姫、此二姫蓋出見尊の皇女歟、一説に久礼姫ともあり、吳姫の名とするへ大に非なり、○準風宮西向、日本武尊以討隼人之矛爲神像、往昔焼失して今なし、按ハヤカセ、隼風へ書紀所謂武風にして、豊玉彦を祀りしなるへし、○三之社左第一社磯重豊姫、左第二社武魂魂命・經津主命、右第三社火闌降命・大隅命、○按、大隅命へ蓋火闌降の遺裔、大隅地主隼人の祖なるへし、又宇佐縁起に、磯童へ海神の子孫安曇之磯良是なり、豊姫へ神功皇后の妹としるせり、是らへ海神豊玉彦、豊玉姫を混ひ傳へしな

○雨宮猿田彦大神也、社在坂の南側、 ○兩隨神在坂下、即左豐盛間、戸命、右櫛盤間戸命、

井上氏藏正宮傳記曰、鹿兒島神社、神武天皇の御創建也、源清東藏舊記曰、此處へ即彦火と出見尊大宮を建て都し玉ふの舊址にて、其旧址は今の石鉢宮是なり、正宮社家傳曰、石體宮へ彦火と出見尊の山陵と申傳ふ、今の正宮へ和銅元年御建立にて、其以前へ石鉢の地即宮床なり、又曰、鹿兒島とへ今の宮内の事といひ傳ふ、日當山といひ、朝日峯など稱ふの地名、及び宮内とも内村とも唱へ、正宮と申奉るなとへ、即皇居の稱號に相近く、その證據を得たるなるへし、社家の説に、尊の山陵なりと申せしへ訛傳にそ、又正宮の正を本正の八幡とせるへ俗説なり、八幡と申に、正と假との、此に由て觀るとき、皇孫尊既に崩御の二ツあるへからず、此に由て觀るときへ、皇孫尊既に崩御し玉ひし後、火と出見尊此宮内に御座ましたるを、海宮遊行の後に日向の地に遷都ましまし、この地へ兄火闌降命

に賜りしに由て、後々まで闌降命の子孫、大隅・薩摩間に領知ありし事なるへし、さて此鹿兒島神社へ七度炎上に及ぶ故、後世今の山上に遷宮なし奉るといふ、今見聞する所を左に挙ぬ、大日本史、堀川天皇寛治五年辛未本六年、十二月十三日丁卯、大隅八幡宮火、頭書曰、大隅八幡在桑原郡、神兒島神社

號正八幡、所祀彦火と出見尊也、作六年四月非なり、後四年、嘉保元年甲戌十一月十二日庚戌、大隅八幡宮又火、於是承德元年遷宮、嘉保元年より四年めなり、東鑑元久元年十月十七日曰、大隅正八幡宮寺訴申事、被經沙汰、是故右幕下御時、掃部頭入道寂忍爲正宮地頭之處、宮寺依申子細、被止其儀訟、其後又三箇所被補三人地頭之間、造宮之功難成之由云々、仍今日所止彼地頭職等也、帖佐郷地頭肥後坊良西、荒田莊地頭山北六郎種頼、萬得名地頭馬部入道淨賢云々、此に由へ嘉保より元久の間を鎌倉に申せし也、そ、此に又炎上ありて、造宮の訴の炎上の年月しれず、大日本後深帥天皇建長五年癸丑三月十二日庚寅、大隅正八幡宮火、編年社記曰、貞和五年己丑即南朝正二月十八日、正八幡宮火、應永十四年丁亥造營、後花園天皇文安四年丁卯正八幡宮又火、長祿元年丁丑造營、後柏原天皇大永七年丁亥十一月廿八日、正八幡宮羅兵火、神宝等尽燬燼となる、天文廿年辛亥、大中公日秀上人に命し玉ひて、正八幡宮新建の命始あり、又知定坊

の寺主に命じて上京せしめ、神像を彫刻し、正親町天皇の觀覽に入奉り、綸旨を賜て、永祿二年庚申十二月十三日、新建の宮に遷座の規式音楽あり、此事三州擾亂記にも見えたり、日新菩薩記に、正八幡宮遷宮の時、日新公御歌、

千早振神代にはいさ玉こかねのへのかきたるこの殿つくり

むかしをもちかへす袂のほひ哉天津乙女の絲竹のこゑ月も日も光をそへて家くゝの千世の栄えは神のまに

此より先嶋陰集曰、文明十年戊戌九月十二日、甫詣大隅正八幡宮、謹賦小詩以代青詞、釋桂庵

千年廟倉古祠深 家國鏡傾崇仰忱 不用周人論戰栗

宮前松柏翠森々

此詩を讀に、宮前松柏云々、即今の廟地の景色なり、是時に神厩山上に在りしなるへし、

又寛永元年八月十日、中納言家久公初て正宮へ御參詣の時、

たのミおく神路の山の松ふりにて常磐かきはに祈る行末又按、永和二年丙辰、正八幡總大宮司北村河内守入道了覺所写社務記曰、凡毎歲八月十五日、正宮濱下之神事には騎馬武者式百六十人、神輿に供奉するの例と云々、永和

二年ハ一百代後圓融天皇の年號也、當初此廟祭の壯觀盛裝この一にても想ひ見るへし、按に、大宮司ハ重職也、延喜式二氏補之、不得難補他氏、姓氏録曰、大神朝臣、宗形君大國主命六世孫吾田片隅命之後也、吾田片隅ハ此大隅國に縁あるを知るへし、當社大宮司職今絶たり、獨桑畑・留守・沢・最勝寺の四家、社務を知るハ、後世の式微に出しなり、○相傳、むかし硫黃島の流人少將成經歸洛の時、この宮内執印清道といへる者の宅に宿れりしに、意才伯耆局に遭遇す、局の歌に、限りあれハ沢にをりたる吾田鶴のもと雲井に歸るうれしき、少將返し、君はかりおほゆる人かあ

○正宮の神藏に隼人狗の面像あり、里民呼て御獅子と云、蓋其像の猊頭てふに似たればなり、書紀所謂是以火酢芹命苗裔、諸隼人等至今不離天皇宮墻傍、代吠狗而奉事者也、延喜隼人式曰、凡踐祚大嘗日、隼人分陣應天門内左右、其群臣初入發吠、又曰、行幸經宿者隼人發吠、又曰、凡威儀所須横刀一百九十口・楯一百八十枚云々、以赤白土黒土畫鈎形、此威儀に隼人執る所の楯に鈎形を畫きて、失たる鈎を徴られし故事を後世まで示さる所なり、今三月十日の祭礼に、正宮の鳥居本、左右中央となく夥しき市立をなす、其中いにしへより鯛の魚とて、赤き木魚と粧奩などの土産を賣鬻く、此海宮にて、赤女魚と豊玉姫嫁粧の遺風を存所也とそ、又在昔、濱下の祭といふは、定て海宮に縁故ある故実なども傳りぬらむを、今ハその式知る者も稀にて、いと口をし、○神宝の中、潮滿珠

・潮干珠とて兩顆あり、潮満玉は蒼色にて、潮干玉ハ白色なり、大は鶏卵より微大し、是出見尊海宮より授り玉へる所也といひ傳ふ、按、書紀通證曰、如意神祠在泉州境南莊、祭神彥火と出見尊、住吉舊記曰、尊入海神宮、得潮満珠・潮潤珠、而後萬事如意、故号如意明神、俗謬称子亥神、此本住吉境地也、甘露寺親長記、所謂參詣子亥御前是也、又按、八幡縁起曰、干満二珠、奉納于肥前國佐嘉郡河上宮、干珠白色、満珠青色、長各五寸許也、宇佐宮託宣集云、兩顆之珠、自往古以來奉納此殿、按、是神功后所得海中之如意珠也欵、土佐風土記云、神功皇后得一白石、團如鶏卵、光明四出と見えたり、然ハ満潤二珠といふもの亦一ならず、正宮に藏る所、恐クは後世の宝玉にして、海神より獲玉ひしにはあらざる欵、

○石鉢宮 レハクタイグク 正宮の東北十餘町に在り、石鳥居あり、○宮前に小石數百塊、壘々積堆こと小丘の如し、凡旅行する者此神に詣て、この一石を祈求て持たり、再び歸來の時、又別に一石を加添て返し上の俗あり、是出見尊一旦海宮に幸まして、再び本國に歸御の故事を靈假シ學ふ所この石鉢ハ即出見尊の初都し玉ひし宮床の跡にて、その所に神廟を建、石の御神像を安置し奉らる、是鹿兒島神社の原處なり、後今の山上に遷宮ありても、石像は本の如く此地に留め置奉りて崇めけるといへり、土人の説には、此御神鉢の石は地石にて、坤軸際より生出たれ

は動すことならず、因て本の宮床に齋ひ奉る、蓋屢火災の患あるをもて、今の地には遷宮ありしなるへし、僧の文之か南浦文集修葺石鉢宮文曰、正八幡大菩薩靈廟良方有石體、石鉢有四句刻文曰、昔於靈鷲山說妙法蓮華經、今在正宮中示現大菩薩、窃聞、正八幡大菩薩釈迦牟尼世尊分身也としるし、次に豊前宇佐八幡宮摩臣邪神之在其傍者、聞之遣使三人來、而燒却此石體之妙久、三使共焚石體、其焰熾然、不息者十八日也、至於四月二十日、四句妙文増明、而其石不少焦矣云々、按に、井沢氏か俗説辨曰、大隅正八幡宮ハ、そのかミ天竺陳大王の女七歳にて懷胎し、獨りの男子を生む、父大王、誰人の子なるをやと問ふ、女こたへて、我夢に日輪口に入と見て懷胎す、夫ハあらすといふ、王云、是たム事にあらず、定めて権者なるへし、佛法流布の國に至りて、衆生を利益せよとて、窺船に母子を載て蒼海に押流しけるに、此船日本大隅國に着く玉ふころ、當國に隼人と二人とも育り置けるか、彼男子か既に七歳に成り玉ふころ、二人とも背りて、此母子を憎み害せんとしけるに、男子忽神意をあらはし、戈を取て隼人を誅し、母子共に神となる、今の正八幡これ也といへる説を引て、其辨偽を著せり、文之か昔於靈鷲山云々の俗説も是等に倣ひしと見えて一向の虚談なり、此固より浮屠氏の妄誕にして、論に及はずといへとも、土人或ハ是を偏信する者あり、因て何なる文字はし有也否也を、神人桑波田常陸守に尋ね聞しに、石體の神像に文字らしきもの一も有ことなしと云へりき、以て文之か杜撰なること知ぬへし、此石體ハ毎歳その鉢を覆ひまつる薦を更るの例にて、神人桑波田某潔齋して内陣に入り、薦替をなす、然れと

も深く密封して、他人ハ敢て伺ひ瞰くまことを許さず、そもくこの神廟を、延喜式に鹿兒島神社と載られ、同じ邑の小嶋の出來しを、續紀に、於鹿兒島信余村之海、化成三島と記され、而今現にその地ハ、大隅桑原郡と同國噲啖郡とに係りて、薩摩鹿兒島郡とハ東西の交五六里隔離れ、其交に始羅郡シラノ柀木カギキ・帖佐テサ・蒲生カマフ・山田等ヤマダの邑あり、是甚疑ふへし、按に、始和銅六年、日向國の中肝坏ナカモト・贈於オホサ・大隅オホスミ・妬羅ヒロ四郡を割て大隅國を置ると見えたり、その贈於郡の分界ハ今の通りにて、夫より此方の西なるは鹿兒島といひし處ならん、其故ハ肝屬・妬羅・大隅・噲啖四郡の中にて、噲啖郡のミ西薩摩國界に接きて、餘の三郡ハ噲啖郡よりハ皆東南に距て、薩摩國とハ連疆にあらされハ也、妬羅郡ハ今の妬良・大妬良なるといふ地にて、後に見えたり、しからハ當時までハ、今の噲啖郡以西ハ薩摩國內にて鹿兒島てふ處なりしを、後に鹿兒島郡の中より桑原・始羅てふ兩郡を割出されて、大隅國に隸られしなるへし、其中桑原郡てふ方域の踊・横川などあたりより北方ハ、噲啖郡の内より割れしならん欤、大隅・薩摩てふ國も原ハ襲國の地にて、後噲啖郡を置れしかと、噲啖郡内の鹿兒島などにても有しならん欤、固より噲啖郡てふ地ハ廣く係りし事ハ、日隅

薩かけて古ハ噲國といひしにて思ふへし、さて今の妬羅郡柀木なども、旧ハ鹿兒島神社の敷地にて、毎歲八月十五日、正宮濱下には柀木の海邊に神輿を守下したる程に、今も柀木段土村に正宮の行窟ウツヒトコロ所ありて、八月十五日毎に往昔神事の式を執行ふ、所謂十五夜市とて名たゝる市立あるも、むかし正宮濱下の時の遺風とそ、東鑑に正宮領地頭の事を載て、帖佐郷荒田庄とある、荒田庄ハ今鹿兒島郡の荒田村也、さらハ鹿兒島と稱し方域ハ、今の桑原郡國分郷より鹿兒島荒田村までの海邊の地を稱しとおもはる、かの出見尊釣を失ひ、闌降命イタヒノミコに急責イサられ、海畔に行イく吟ウタひ玉ひし時、塩土翁参りて無間籠を造り、尊を納まつり海宮に微幸奉りしといふも、都て此間の分野に係りて、地名の鹿兒島も社號の鹿兒島も、共に籠の緣由にて出來たるといふに符合しぬ、然るに今の鹿兒島郡てふ方域ハ鹿兒島都府ウツシマノミヤの地ノミにて、吉田郷なども天正十五年、始羅郡吉田を鹿兒島郡に隸られし事とも見えたり、是鹿兒島郡ハ他郡に視ふに、甚褊小なるに似たり、蓋むかしハ鹿兒島てふ方域ハいと廣かりしを、其地を割つゝ始羅と桑原との二郡を置て、大隅國に隸られしならん、さすれば其より前に、鹿兒島てふ地ハその良方噲啖郡と

相接て、今の大隅小村なども猶鹿兒島境内にてありしほとに、續紀に、化成三島といへる小嶋の地をへ、大隅・薩摩の界とも、又鹿兒島信余村之海なと錄されたる也、又正宮の原處石鉢宮の地は出見尊の宮址と申傳へ、其址に神社御建立あり、鹿兒島神社と號せられしなと、ミナ昔時この地の鹿兒島と稱し證據にて、今猶宮内の村落に籠山てふ地名も残りけらし、信余村へ今詳ならず、或曰、國分の字の訛ならんといつれと、この眞幸村へ今庚申講をなせしか村名になりて、文字を眞幸と書なせしよしあれへ當らず、但いにしへの一村へ其大今の一郷のことくなれへ、信余村へ賞分の眞幸村、小村・小濱などいへるあたりならん、此等へ猶考ふへし、然に續紀の、於鹿兒島信余村之海化爲三嶋とある、鹿兒島の名に泥ナミて、近き比になりその三島の字には心着す、妄に私して三島を櫻島の事となし、且漢ふみやみともさかしらに、櫻島を指して宝字峯・天平山なと、詞賦に著しぬるへ、杜撰の甚しきにて、馬を指して鹿といひけん諺にも似つゝ、いとをこの事ともなり、續紀に、宝字八年より宝龜九年までの記載、皆國分小島の事詳に書され、櫻島なるよしへ一ツも見へず、當時へ一草一本の事まで編纂ありし例なるを、もし櫻島ほととの島の出來たらんに、何し録し洩さるへきものそ、然を根據なき島名を負せぬるへ、○謹按、聊なから世に惑を貽すに近し、よて序に論ひ置こと兩り、○謹按、古曰、有海幸有山幸、言稟性出于天者之自然也、悖焉則或不得其幸焉、赫々皇兄弟、山海漁獵豈所宜然欤、意有説、蓋出見所執御弓箭乃天璽、所謂天樞弓・天羽之矢是

耳、故天書、出見謂闌降曰、夫幸天神所授、非汝與吾之私事也と、夫大隅鹿兒島廟出見始所都、隼人城闌降後居處之墟、而其間相距一里許、蓋闌降既自伏罪、因使子姓安堵本貫焉、亦可以想見出見寬洪仁愛之至也、始瓊杵尊俾出見治邦内域以山川之職、闌降知海江之事、猶如諸尊使日神治天原、月神治滄海、素尊治天下之勅也、而江海之利不如山川之大且便矣、此乃所以闌降之欲易幸、其意爰翹欲易之、抑又欲併奪而已矣、故各不獲其幸、靡他無意于此、而在于此也、卒之以弟失其一釣、爲之說將至殘害、逐之於海郷之遠、其詭巧可知也、或曰本記、所謂赤女蓋璽女也、探江者撈問也、闌降密屬璽女、盜取出見所易持之釣鈎、此釣鈎則猶天樞弓之屬、專掌江海事之符驗也、兄之聞其弟既不危乎、幸不逮乎大逆叛蕩者、先代遺老尚有在、而我邦忠厚之俗、所以素定乎天性也已、

同郡同郷内村ナゲキノモリ

奈牙木杜ナゲキノモリ 古今集○東漢會集作感嘆
巖・巖鳥巖・投木巖等

奉祀蛭兒、稱二宮大明神、是大隅州の二宮故に云、亦曰、蛭兒へ皇次息故云とも、○例祭二月

初酉日、十
 一月初酉日、

この舊社地へ、今の社より東方二十間許、杜の神木の北方五間許にその故址あり、享保年中までこの邊へ宮内原といひし沃野の地なりしを、新田開墾の後水患を憂ひ慮

おいたえて枯ぬと聞し木の本のいかてなけきの杜とな
るらめ

新續古今

藤原秀茂

かれにけり人の心のあき風にはてはなけきの杜の言の
葉

拾玉

慈鎮

人しれぬなけきの杜につもりぬる此ことの葉をちらさ
すも哉

現存六帖

信実

まとへるゝなけきの杜のさねかつら絶ぬや人のつらさ
成らん

六百番歌合

權太夫

哀とも思ひもやしる我戀をなけきの杜の神に祈らむ
夫木

後鳥羽天皇御製

古のなけきの杜の名もつらし我祢宜ことの神のミつ垣

顯季

子規なけきの杜にあはすして君か待よへ過にけるかな

後久我

神さふるなけきの杜の子規引しめ縄もなく／＼そこし

俊頼

子規あかぬなけきの杜にきていとゝも聲をほしめつる
かな

名寄

二品親王

よのつねの秋の物かは侘人のなけきの杜の色の深さは
新葉集、後醍醐天皇かくれさせ給ひて、又の春よま

せ玉ひける、

新待賢門院

時しらぬなけきのもとにいかにしてかはらぬ色に花の
さくらん

文祿年中、豊臣公の命を受けて下りける時、此社に詣

て、
細川玄旨

山かせをなけ木の杜の落葉かな

此社に詣玉ひて、
中納言家久公

古をしのはさらめや今とても道をなけきの杜のことの
葉

太守光久公、元祿七年、七十あまり九とせにて逝去

し玉ひし時、
平松中納言時庸公

消しこそ哀奈毛木の杜の露八十またるゝ年のこなたに

同じ君をいたミ奉りて、
山本春正

あふきこす君にわかるゝ國民やさこそなけきの杜にふ

すらん

この社にもふて、三十五世遊行

春ハ花秋ハ紅葉のあかなくに散るやなけきの杜といふらん

北郷忠能

君か代のをさまる國の春をへて奈氣木の杜も色かへにけり

山田有榮

あふことをなけきの杜のゆふかつら長くたのミやかけて祈らん

二階堂孝行

そのかみに誰うきことのありしよりなけきの杜の名を残りけん

同郡西國分郷小濱村

早鈴神社 早鈴とは、伊勢の大神宮を折鈴、五十鈴宮とすより出なるへし、

奉祀伊勢大神宮、相殿皇孫瓊杵尊・御母豊秋津姬命・天原皇命

世思兼命・手力男命・玉祖命・天鈿女命・石凝姥命・以上左方常以上右方、○木像十二體在內陣、○例祭十一月初酉日

棟札曰、嘉吉二年甲子二月廿二日、奉造立早鈴大明神社

一字、大願主藤原次平 次平俗稱詳ならず、造立とハあれと、此時創

建にてハなく、重建の事にや、○慶長九年の夏の初より、月を弥りて雨ふらず、苗代水涵て浅茅生の燃野となりな

んとて、人歎き大かたならざりし時、貫明公親から此神祠に謁玉ひ、アツコヒ 零の禱をこらし詠せ玉ひける、

五月雨の雲かさなりて日比ふれなへて早苗のうるほはかりに

山めくる雲のさそは、雨おちて大御田小田の早苗うるほせ

と二首の歌を書て神廟に納玉ひしかは、即日大雨連にふり續きて、益を覆すか如く、封内遂に早魃の患を免れけり、是よりこの所の民早毎に輒も此御歌を短冊に写し、旗の端につけ、金鼓を鳴し舞踊をなして祈請に、雨下ら

すといふことなく、今に至り幾二百歳、一村には早損の難を受るもの竟にこれなし、是歲寛政九年夏より雨少く民苦しむ時にも、この詞にて例の如く雨

請しけれハ、須臾に澍雨沛然として、國分一郷 謹按、吾先君雨を祈て其感を致し玉ふこと、唯當初のみに止まらず、方今

に至り其應徴の掲焉なるもの、公在天の神靈永く千歳に傳り、民その恩殖に頼こと豈少縁といふへけむや、む

かし皇極天皇元年六月大旱、八月甲申天皇親幸南河上、仰天而祈雨、即雷鳴大雨五日、アツコク 溥潤天下、九穀登熟、百

姓俱称萬歳、曰至徳天皇こと本紀に載されたり、是を始として世の史に見え來りぬ、又むかし伊豫守実綱といふ

もの旱を思ふことありて、三島の神に禱り、能因法師に歌よませける、天の河苗代水にせきくたせあま下ります神ならば神、大雨俄にふりて、禾苗枯れす成ぬ、○又俗説辨に、西國で執事公上使に通り玉ふに、宇都宮由昶晴を折て晴を得たり、夫天神を祭て感應し、或ハ雨を祈れハ雨降り、晴を祈れハ天日晴る、此至誠金石を貫くといふの理也と云々、又宋史に、王十朋か靈驗を得しことあり、爰に略す、さて藩臣椀山某か貴界島の宰に行たりしに、大に早して、島の青人艸も残りなく目枯なんと歎き悲む事の有し時、島の住吉庵に願文を捧げ、雨を降らせ民の命を救ひ玉へ、さてハ祠壇増築し、神戸をも益封し奉らん、なとさまぐ誓ひつゝ、ますら男か早苗とるほと雨を見ん世にすみよしの神の恵に、と詠て祈りけるに、不思議に大雨降出て、島の民來蘇の祈をなせし事あり、是等ハ歌のよしあしにも拘らず、冥々の中に感應を得しハ、其時其人に在るへき事にや、近比永田正大か西洞院風月公の説として語りけるハ、むかし延喜三年、卜部兼直伊勢への勅使承り侍りける、當日まで雨晴かたくありけるに、宣旨承りて、本宮にこもりて祈禱しけるに、よミ侍りぬ、天津風あめの八重雲吹はらへ早あきらけき日のみかけ見

む、と詠けれハ、午の時より雨はれ侍りけりと、新勅撰に載られしを、いとめてたき事ニおもふなり、常に打吟してハ襟懷を清くすへし、かゝる歌ハ誰も詠ハ讀へし、されとかく詠ハよからん、神も感納やあらんなんと意に巧ていひ出さんハ、得こそ靈應もあるへき、只清く直なる赤きこゝろの一つよりよミ出せるにそ、鬼神もあはれとおもはずへしとの玉へるとそ、そもく貫明公ハ國雅に長し玉ひ、むかし近衛前久殿下より古今集の傳を授られ玉へりし時、世を廣く守れる神も言の葉の道にやなひくこゝろなるらん、と詠玉ひしなとも、至誠感神の趣を同して、さまく風月卿の詞にも相叶ひたれハ、附して録し置ぬ、

同郡踊郷中津川村

仲川 和名鈔曰、國中津川三字とハ即此處にして、今ハ踊郷に属けり、踊とハこの郷の本城の名なり、

○大飼瀧 中津川村の中に、大飼村といふ、

水源霧島硫磺溪等より出て、瀑布の下流日當山郷に至、桑原・噲啖兩郡の界、大津川となる、○瀑布の高サ凡二十間許、丑寅より未申に向ひ落り、横瀾凡七間餘、其流地を離て飛ひ落るゆゑに、水聲洶礧として雷霆の響あり、亦瀧壺の深沈をしらす、盤渦て泡を奮ひ、煙霧の如く、

又綿毳ワタカに似たり、その水少き時ハ三條、或ハ四條となりて匹練を懸るか如しとそ、余の觀しハ五月にて、水勢殊に夥し、○上井覺兼日曆曰、覺兼本氏諱訪氏、貫明公時爲大夫、處守于國分上井ノ城、卽韓國宇豆峯の上、天文十三年乙酉五月十五日、犬飼の瀧通りける程に、立寄て見にける、此日雲晴てしかもこの間の雨に水かさ増りて、白糸を操亂せるやうに、得もいはれぬさまなりしかは、

曇りなく光うつろふ晴間にもさみたれ増る瀧のしら絳さて夫丸ハ犬飼村より先に遣したれハ、里人にはや通りしやと尋ねけれハ、いまたのよしいひぬ、略、中折節里の犬の人をとかむるを聞ハ、跡より來るらんと喜ひあひしまゝに、

と おくれつる友まつかたに一聲を聞もうれしき犬飼のさこの仲津川に川牛といふもの住めり、形全く牛にて、角ハ太く短く、被毛甚麗し、三十年に一二度も陸に上りて、近き寄ても立去らず、眼光物を射る、二三日して又水中に歸り入ことなり、土俗川牛と呼ひ、又靈ありといふて、敢て害はんとするものなし、近來に出しハ黃牛也とそ、アメウシ按に、是水牛なる歟、

○硫黃溪温泉 中津川の山中に在り、高穂峯の靈泉といひ傳ふ、

○可愛湯 右同所に在り、其間半里許を隔つ、この二の温泉、その湧出に視繩を架て懸泉を作り、入浴する者、頂より踵に至り、隨意に瀧うたせて、その痛痒を除き、濕瘡を愈すこと百藥に愈れり、上野伊香保の温泉の外、如是湯勢の潤沢にす、

○安樂湯 同郷の中巢窪田村に係る、井沢氏か俗説辨、諸州温泉の中に因て安樂湯と名といふハ、いかゞとおもはる、

稻積里 名寄○和名鈔、大隅國桑原郡の中稻積とある、是なり、或曰、今この踊郷の古名也、按に、田中村落にて稻積なと多く貯置る處より名けしなるへし、

名寄

秋の田のいなはの里の秋風に遠く來鳴ぬ初丁の聲

此稻積里ハ孝謙天皇和氣朝臣清麻呂を大隅國に流されし時の配所也といへり、續紀曰、僧道鏡得幸於孝謙天皇、出入警蹕號法王、時太宰主神阿蘇磨媚事道鏡、々々密教阿蘇矯八幡神託曰、令道鏡即帝位、天下太平、天皇召清磨、聽神之教、清磨詣神宮、神託宣曰、令道鏡即帝位、天下太平、清磨祈曰、今大神所教是國家之大事也、託宣難信、願現神異、神忽然現形、其長三丈許、如滿月、清磨情魂失度不能仰見、於是神託曰、我國家開闢以來君臣定矣、以臣爲君未之有也、天之日嗣必立皇緒、無道之人宜早掃除、清磨歸來奏如神教、天皇不忍誅流大隅國、道

鏡又追將殺清曆於道、雷雨冥晦、未即行刑、俄而勅使來、僅得免、○同紀光仁天皇宝龜元年九月乙丑、徵和氣清曆於大隅、詣京師、○同紀桓武天皇延曆十八年二月、從三位行民部卿兼造宮大夫美作備前國造和氣朝臣清曆薨、本性盤梨云々、清曆ハ世人の知る所天下社稷臣と史傳にも見え、名高き人なれハ記しぬ、圃老巷談苑道園といふ草紙に、和氣清曆再ひ位を踐玉ふを以て、更に称徳天皇と称し奉る、天平神護元年の冬、弓削道鏡太政大臣の位を得て西宮にをらしめ、帝の寵愛甚し、其比太宰府の阿曾曆と云者、道鏡か威權に阿諛して、字佐太神の託宣と稱し、道鏡を位に即しめ玉へ、天下泰平ならんと奏す、実ハ道鏡人をして之をいはしむる也、天皇曰、帝位の事ハ私ならざれハとて、勅使を遣して神託に任せて決せんと、和氣清曆をして字佐に遣し玉ふと、清曆勅を奉り字佐に参詣し、曆前に伏して事の由を奏し、是國家の大事なり、是非に一の神靈を現し影向あり、清曆伏拜して敢て仰見こと能す、大神託しの玉は、我國の天嗣ハ神代より代々皇胤を傳玉ふの國也、臣として嗣へぎにあらす、況や無道の賊をや、汝歸りこのよし申へしとの託宣に、清曆肝に銘して京に歸り参内す、道鏡おほんに前に侍て椅子に依り清曆を呼かけ、いかにと問ふ、清曆少も語すありのまゝに奏聞す、天皇を敬奉り并居たる群臣も、しらく合居してミへけるに、道鏡大に怒り、眼に血をそゝぎ、大死罪にて清曆を腕ミ、おのれは神託を矯て申すなるへし、希代の曲者なり、死罪に處すへしと牙をかんで罵り、天皇死罪をなためさせ給けれハ、ます、忍にたへかね、清曆か足の筋をけるを稱し、歎息せざるハなく、藤原百川ハ平生風流莫逆の友也けれハ、清丸を助け都の外まで送りける、百川曰、君獨清と、かくのごとく濁れる者却て恙なきハ何そならん、清丸莞尔として、道を枉て人に事ハ何必しも父母の國を去らむや、配所に死地をまぬかるゝ耳、百川拳をうつて歎稱し、備後國の私領を分て、宰相の助とせんと約し、かたミに袖をほりて別をなせハ、心なき警卒等も哀とやみけん、いたはり助けて大隅國にそ至りける、彼國の桑原の父老稻積といへる者貧民なれとも、清丸か忠節にしてこゝに到れるを憐ミやかくむかへておのれか家にいさなきいづきかしくこと君父のことくす、清丸ハ且夕に字佐におほん神を祈けるに、足のわつらりも愈て歩行常のことくなりけり、目なれぬ郷の住ひに、中へく都

の手ふりわすれかた、且には江濱に行て都をおもひ、夕にハ沢畔に吟て形容憔悴しける、稻積これを憐にしのひす、君瑾を懐き、環を握てこゝに至り玉ふ、時運のしからしむる所也、たとひ都に在ますとも、世の塵埃を蒙り玉ふハ本意なかるへし、賤か声屋にもる月の暗々たるに、御身をてらし玉ふ、やかてもなれ出る影のさやけき御便ありて、花浴に歸らせ玉ふ事候はんなど慰るに、清丸も少しハ鬱氣をひらき、かれか世なみの村夫にあらぬを稱し、農談を事としける、其年、清丸稻積か樂うちつゝき、旬を經て止さるける、稻積空を仰て歎息す、清丸稻積か樂るを見て、其ゆゑをとなふ、稻積曰、往古より此國のならはせにせしは、これ河伯の婦と稱し、中津川の洲に沈め候、祭祀さらハ、かならず洪水來て人民を漂溺すと申傳へ、國中の民を集、公差豪長者河上に會して巫女を請し祭候、其費許多にして、民美き娘もたるものハ、恐れて他國に走候とかたりける、清丸うち聞て、今ハ不正にして利欲のためは是をなす、これ皆公差・長老・巫女・神官等か罪なり、我今大君のかしこまりによりてこゝに來れハ、官属父老等我命を用ふハからす、しかハあれと、祭の日を以て我に告よと約して、稻積にいひふくめ、すてに其日になれハ、清丸服を調へ容貌を正しくして稻積に道をはらハせ、かしこににり見れハ、中津川の岸邊に飯屋を補理、公差中央に袂をかかけ、水上ハ老女子にて、身に緞の單衣を着て、弟子の巫女十人許前後に従へ、河伯の婦と定たる少女に淨衣をまとはせ、竹輿に乗て賤民に昇せ、吏卒等大勢取かためて岸にすゝむ、稻積公差に向て、帝のおほせこと侍りて、和氣清丸の公わたりに玉へりと、高らかにいふに、公差をはしめなむと、當國の河伯近年みたりに官人・長老等の利欲に費多かり、祭事を正しそかにして、醜婦をもて河伯におくるよし、河伯ミつから都に上り帝に訴るにより、やつかれ王命を被り、遠流に事よせて此祭事に臨ぬ、其河伯の婦を見せよといふに、長老とおほしきかおつ、目出じふまかせたり、清曆怒て曰、何私をもてこれをゆるさん、河伯にまかりて申來るへし、則使ハ大巫姫を遣すへし、稻積いさといへ、稻積やかて大巫姫を拘て河中に投す、あはやと見る中、七顛八倒して水底に沈む、ヤゝありて清丸曰、何かへりことせさせ、大巫姫老て道に勞れるなるへし、其稻積よといへは、稲かへつて又ミ弟子巫女三人を投す、巫女等白浪に浮つ沈つ、たゞみす水をくらひて底に沈ぬ、清丸聲を勵して曰、女子にてハ

事を使せざるに似たり、里老の内を遣さん、稻積いさといへは、長老のわけて強欲不正なるを稻積兼て知つれ。難波となつて笑かれ行、集りたる土民等懸候ことのかきりなし、清丸岸上にて水面に臨み、使のかへるを待こと久しきして、清丸曰、我勅を蒙て河伯に申さず、河伯なんぞ差を煩さん、いさ／＼と吏卒に命すれば、公差・吏卒皆叩頭して血を流す、清丸水上に向ひ、いかに河伯たしかに聞、我日の本の大地に住んも、今水底に投したるものを何を生じてかへさざるや、何波瀾をあけて我に崇をなさざるかと、言を極て罵共、水面おたやかにして風もなし、清丸順て、これこの水底に巫女にくみして人民を惑へせし也、其罪安からずといふに、皆魂を天外に飛し、地中に埋み入らんに灌ぎければ、家へ歸り、面色の目も見えざりけり、清丸曰、我おもふ子細あれば、一統死刑をゆるし、罪禍の料にハ數丁の溝を掘すへしとて、稻積を従へて家へ歸り、夫より民を徴して渠を鑿り、河水を引て民田に灌ぎければ、こと／＼水利を得て國中洪水の患なし、土民を責てむさほりたる數万の錢を取あけし、國中是富む、こゝにおひて清丸芳名称隣國にかゝりける、時に先帝崩し玉ひ、白壁王御代をしらしめし給ふ、宝龜元年の始、道鏡を罪して下野國に流し、藥師寺の別當とし、清原を都に歸し玉ふ、彼國の民等父母を失ひたる如く歎きたしひ、少長となく路におくる、清丸稻積を従へて別をなし花浴にふた／＼と歸り、内に參りける、帝あまたの賞物をかけ給ふ、清丸つゝしんて矯制の罪に伏す、帝曰、かれか邪神の祭祀をととめ、河水をさめたるを賢とすと、官位前年ニ越、永く龍恩をかふむりてつか／＼奉りしとそ、國柱、清原を按に、淡路真人豊永爲道鏡之師、語清原曰、道鏡若登天位、吾以何面目可爲其臣、吾与二三子爲今日之伯夷耳、清原怒其言、往礼神官、歸來奏以夷、天皇不忍誅、流大隅國、于時藤原百川怒其忠烈、割備後國封戸二十戸、送充於配所と見ゆ、圃老卷談ハ小説を附撰したるならん歟、

○大分 和名鈔、桑原郡の邑名なり、古事記傳に、分ハ段、

同郡横川郷上之村

○安良嶽 嶽の根を中津川横に流る、故に横川の名あり、爰に正一位安良大明神社あり、祠史曰、和銅元年に勧請す、明神ハ始内裏女房にて有りしに、紺色の直垂を洗へんとて、川邊に出て振す、ける折ふし、白鷺あまたむれ來るを見とれ、手に持る直垂を洗し捨しかへ、

其罪によりて此横川に下されて自殺す、因て當邑に白鷺なく紺屋なし、なと／＼語れ、是ハ直垂にてへなく、外ニ故ありて罪なはれしか、後考に記しぬ、按に、難波安良比賣か事なとにや、傳ハ大日本史孝子傳にあり、○又横川城とて有り、承久年中、横川藤内兵衛時信が居城の城なり、時信ハ肥後守平、信基が三男たり、

○金山 此山ハ薩摩・大隅の界なり、東桑原郡横川上之村、西ハ薩摩伊佐郡永野村・美刈郡に係る、

同郡栗野郷米永村

○正若宮八幡宮 桑原郡正八幡の若宮といふ、然ハ宜く若宮正八幡とれとも、後世に其社の神靈を迎頒し、別に新建の社ハ新宮の義なれハなり、

奉祀同大隅正八幡、支社四所宮 三女神、仲良帝、武内社 宿禰、早風社 級長戸、逸命、

府良位十五里

○栗野城 天正十七年より文祿四年に至り、松輪公坐在此城の址な山、楳觸峯と云、楳と栗に同じく、この栗野・小林などの所、大むかしハ楳觸峯に因れる名も知へからず、小林旧名ハ三之山と称、栗に三てふ言ハ縁にあり、

文祿元年壬辰十一月、先君宰相公此より征朝鮮の役に趣き玉ふ時、當社若宮八幡に謁て、首途し玉ふ、前夜よりみ雪積りぬれハ、公神前にて、

野も山もみな白旗と成にけりこよひの宿ハかち栗の里この時人々御なこりを、し奉りければ、からたちのそのミはやかてきこく哉と發句し玉ふ、と云ハ誤なり、

又此時、從役の人々に備前鎗刀磨欲踊を命し玉ひ、いづれも白自巻にて、神前にて舞を興行せられし、今も其例

にハ依ける、是等ハ父子夫妻の別離を慰諭し、諸軍の銳氣を興せしめ玉ふ賢慮にして、預め勝算を廟堂に決め玉ふハ、神武大星の兵要なるへし、是より道を大口に取て進發し玉ふる時、先代の遺老新納忠元^{ムナツノ}湊田口城を出て、遙々公を送りまゐらせ、身の老ほれて御供に得まからぬ事をうらみて、詠て奉りける、

あちきなやもろこしまてもおくれしとおもひしことも

昔なりけり

古詩云、老驥伏櫪志在千里
英士暮年壯心不止

公御返し、

唐土や大和をかけて心にハ通ふおもひの深きをそしる謹按に、公この役や泗川新塞の孤墉に嬰り守者僅に一人、以て明兵の賊喉に鯁し玉ふ、然るに朝鮮ハ極ての寒國にて、或時臣庶と共に火を擁ひ玉ふを、加藤清正の卒伍來り之を見て、清正に向ひ、薩軍ハ頗主従の礼なきに似て、ケ様／＼に候ひしと語りけるを、清正打聞て、大に卒伍か不知を戒めて申しける、夫上下貳す、故に同座す、是君臣身を合するの致す所、さてハ羨しく頼もしき事共也と、深く歎息せられしとかや、されハ明將董一元・禪將孟老耶・芳國器二十萬の精兵を引卒し、新塞を取囲むこと稻麻竹葦の如く、金鼓地を動し來て、旌旗天に

耀き、吶喊^{ナカク}を作て一度に攻進ける風勢^{フゼツ}ハ、かの大山の崩かより、海溢^{ウレキ}の湧か如くなとハ、その譬にもあらざりき、此時御方の陣上には驚飛て、空を翔ることその際限をしらず、又敵の軍上にハ數万の小鳥乱噪きて黒雲の如く、青霄^{アヲソウ}も敢て見えわかず、是こそ靈鷲皇弓に止り、神武長髓彦を討玉ひし奇瑞かなとおもふ所に、白赤の神狐城門より出て敵陣に入ると見えし、忽明軍の藥櫃^{ヤクケツ}に火うつり迸りて、黒煙天に蔽ひ聲山海に震ふ、実に慶長三年十月朔日、公直に勢に乗して殺出し、大に明兵を撃破り、一朝にして斬獲三萬八千七百十七級、其川壑に陥り失たるに至ては殆八萬人とそ聞えし、公この大捷に因て天兵般師の行を啓き、永く皇國の稜威を絶域に播し玉へるハ、誠に古今未曾有の盛事にして、こたひの御首途を祝ひ玉ひし詠歌の讖に聊違ひ侍らざりしそかし、この御勝利我朝に聞えしかは、乃貫明公を始奉り、取／＼に御祝詞仰進られし中にも、近衛龍山公より兩君へ御喜之御書被遣し、その略に曰、去十月朔日、從大唐以數万騎人數、御要害取詰候処、即時被切崩、首三萬餘被討捕候由、扱く御手柄と云、無比類次第、名譽御高名無申侍候、其趣 禁裏へ茂申入候、 叙感難申尽、と遊はされたり、

我邦と吳國との取合なれば、天子もさこそ勝負如何と昼夜宸襟を煩され玉ひ候へんに、かくまでも明軍を虜し、

公しつゝ、この寺に來られし時、住持、心經の摩訶の下なる般若寺の一切くやく御免あれかし、とよみて出しけれハ、幽齋この歌をめて、寺領八町故の如く勤落なかりしとぞ、

一朝朝鮮八道靡かし、今ハ日本の勝軍と聞食及はれんに、

菱刈郡 和名鈔、菱刈
ハ比志加理

上ハ一人より下萬民に至るまで、誰かハその大勲を感賞

菱刈 今本城、曾木・馬越、
湯尾、菱刈表ト云、

申さて候へき、されは御歸朝の後、五大老奉書を以、兩

續紀聖武天皇寶字七年癸卯五月丁丑、大隅國菱刈村浮浪

君の軍功を感賞し、正宗の寶刀及公領五萬石有限を 松

九百三千餘人言、欲建郡家、許之、此紀に據れハ、菱刈

齡公に賜り、參議宰相に任せられ、 慈眼公ハ少將にこ

この地蓋菱多く産るにや、

そ拜れける、さて其後も関原の戦にハ、五百餘の孤旅を

府北十三里餘

振て衆師と混同せず、雲霞の重圍を出て三百里の巢穴を

菱刈野 此の菱刈野ハ今湯尾
に其墟ありといへり

跋渉し、今に至りてその英風を欽慕し奉ること、是併神

槍垣集、おほすミさつまのなかに、ひしかりのいまはち

人相和し、君臣一鉢恩義兼行るの致せる所と申すへし、

かうとよみしに、

みつから書置れしものにも、予終身の事、祖先世信心の

「春のこまをうち出てミレハ秋さひしかりのハいまはち

冥加也に頼れり候とかや、いとかしこけれと、當時の

かうありける

主上叡感申尽しかたしと遊ハされしなとハ、かの楠正成

たかゝひといへハいつくと道とひしかり野ハいまはち

の日本人と軍するは同土討にひとしかるへし、軍するは

かくならずや

とならハ、からもろこしより寄來らんする時の手たてせ

むかし馬越の上に沢原野牧あり、何れの世より置れけん、

よ、と兵学大全に書されしなと、能この所に叶ふへき、

履歴をしらす、其馬曾て人に馴す、よて享保中に罷られ

最盛なる御事なれば、故申置侍るそかし、

しなり、菱刈野に春の駒を詠ミ、又馬越の名などその由

○般若寺 同郡吉松郷般若寺村に在り、日向山九品院と號す、眞言教

あるに似たり、

地に在り、わがし觀應年中、足利尊氏當寺に本陣を營し時、

日にむかふ山のあるしを來て見れハ端山にてらす有明の月、とよみて、

寺主に盜をさしれし所なり、又文祿年中、細川幽齋神社領三分の二を取

同郡曾木郷ツツギ曾木郷ソノノ
南へ即隅州菱刈郡、北へ薩州伊佐郡羽月にして、兩國の界川なり。

續紀に、曾縣主岐の直あり、曾へ即熊曾の襲にて、本へ曾岐にてへあらし欵、○瀧の源へ日州飯野黒園園欵にして、桑

原・菱刈兩郡の間を流れ、この曾木に至て大巖巨石犬牙錯綜て、盤壁一面の滑川となる、凡川濶百五間三尺、其流

三條にて、三の瀑泉となる、平準愛すへし、羽月の方なるを一口と云、南に向ひ落つ、高五間、濶二間、瀧底の

深三間三尺、中なるを二口と云、南に向ひ三段に落て北に流る、曾木の方なるを三口と云、西北に向ひ、四間許

の石壇を斜に流て皆罅いづに落入、地中を潜行て見えす、乃其末の觀音湧に出る也、二口・三口の交に自然の奇岩

聳立て赤松數株あり、偃蓋虬枝幾星霜を經を知らず、其下に水天叢祠あり、爰にて性空上人詠といひ傳ふ、さつ

まかた曾木の瀧の白糸へよるくきくに只法の聲、蓋性空橋仲太といひし時、母に従ひ日向國に到り、後出家し

たる時、暫庵を結ひ居れりともいふ、曾木ハ麻字筈に、よるくハ絲、法ハ糊にも通ハせり、この瀧のすゑハ千臺

川の巨流となるに、此處にて一に會ひ落つ、その瀧津瀬の激聲想ふへし、凡洪水の時ハ數里の間江海の如く溢れ

漲り、久しく陸地をしらさるもの多しと云、且此地三月

四日を以て自他國の男女群集して、毎歳の嬉處ウツクとす、此時や對岸の躑躅と紫藤互に滿盛みみて色を争ひ、水に映する

ハ依然とし、浪に花さく錦江の風景を写し、酒を携へ席を敷て絃歌につれて舞踊るものは、俄に桃源に入て春日

の遅々たるを忘るに似たり、是乃飛泉の美觀を添て山中の勝地とする所也、

始羅郡山田郷ヤマノ北山村キタノ始羅郡、國史其始を闕き、和名抄に載せず、蓋始羅郡を罷て此郡を置なり

喜多・野神牧
 三代実録貞觀二年十月八日、廢大隅國吉多・野神二牧、緣馬多蕃患害百姓作業也云、今北山村に北野てふ所あり、

野神ハ後の北山牧にて、大玄公嘗て中西某に賜りしか、馬性の馴かさるを以て罷て今なし、

同郡柁木郷段土村カネノ

○天磐樟樹アマノカサネノキ この樹ハ天磐樟船に蛭尾を載まつり、順風放洋之舟かしのれと火を發し然たりけるか、再び生出しものとそ、今猶大樹あり、邑名を柁木と稱るハ此緣故と邑人語り傳ふ、

○龍門瀧 同村に在り、高二千四百餘、源ハ同郡溝邊郷より出て、此郷の小山田村を經て、古城の下を過り飛泉となる、
 慈眼公

往さ來さ道行人も今しはし立かへりみる瀧のしら糸
 府良位五里

○春日神祠 高井田村に在り、
 社司竹下某

一條天皇寛弘三年の比、関白藤原頼長公の三男宰相經平當所へ配流の時、奈良の春日を勸請ありしと云、

○瀧水山 ナガノミヅノヤマ 同郡脇本村に在り、府良位二里半、北一里にして白銀坂の峻あり、坂上に薩摩・大隅兩國の分界あり、東大隅始

羅部脇本村、西薩摩鹿兒島郡吉野村、瀧ヶ水海邊にて、一山棟葉多し、三春の月満開の時は、黄金を散し綿繡を鋪るか如し、碧潭綠波之か爲に色を變す、心岳禪寺あり、文祿元年七月十八日、左衛門督歳久入道晴養主自尽の處にて、慶長四年の春、龍伯公艸創し玉ひ、神位香花所たり、

往晴養家之跡詠和歌、 三位龍伯公

住なれし跡の軒端をたつね來てしつくならねとぬる、袖哉

慶長十三年十一月、又心岳寺にておのゝ歌詠せ玉

ふ、 全公

岩木までかけふる寺を來てミレハ雪のミ山そおもひやるるゝ

宰相義弘公

夕波に月と雪とを待とらはいつくハありといその山寺

中納言家久公

とふ袖をけふまつかえに咲藤の花の波よる池の下水

細川玄旨

みほとけをたのむものゆゑ袖にちる霰の玉を手向にやせん

右馬頭久雄

花さそふ嵐そ今はうらめしきミとせの春を思ひ出れば

大隅郡櫻島郷

櫻島 本朝文粹 ○亦號向島、武備志同し、○永祿十年霽寛慈日州記行曰、在東而觀之山亦向東、在西而觀之山亦向西矣、南北亦然り故名之曰向島、○方角集に薩摩國とするへ誤なり、

府東海上二里、島周七里、渚回九里三十一町四十五間と云、高十八町、

履歩へ、頂二峯、南嶽・北湖三あり、南を白水、水の色白し、北を三里、嶽と云、嶽と云、御茅、中を兩中、亦兩峽と云、

頂八分より上は三條の外路なし、皆羊腸の難路也、西南の嶺に兩神祠あり、一は月夜尊て、島民いふ、いにしへより相傳へ

諱て名いはさる、神兎獸を愛す、敬て其名を至るの俗あり、一は火闌降命 大隅隼人記に、隼人の足ハ櫻島に届

いふかこくとく、其領知也しを以てなり、村落十八、

○五社大明神、奉祀月夜見尊・木花開耶姬命・豊玉姫・

火闌降命、外一座未詳 ○神社撰集曰、櫻島者彦火火出見尊詣

龍宮、娶龍女豊玉姫、後姫謂火々出見尊曰、吾産勿私視

之、尊不聽、私視之則姪化龍也、姫覺而恥其醜狀、棄其

兒而入海、其積怨變成此山、故に霧島と相對、火坑騰烟

因是也云々、一説曰、霧島ハ彦火々出見尊、而櫻島ハ火

闌降命也、兄弟易幸而發爭、故に霧島与櫻島互に怨恨を

含むとも云々、以上島民之諺に語嗣所なれハ古傳なるヘ

し、されとこの島の名は木花開耶姫に由ありて聞ゆ、唯

其傳詳ならず、皇帝記てふ史乘曰、四十四代元正天皇靈龜〔靈龜四年、即チ養老二年アリ〕

四年始、櫻花一葉海上に浮んで成る、故に櫻島と名ク、

或説に、養老二年、向島涌出、按に、一説恐クハ非なり、

靈龜・養老の間、天朝時政録尤曲尽して遺さず、何ぞ櫻

島ことき一島涌出せんに、國史に之を登載すること無ら

ん哉、事ハ國分郷小島の所にいへり、○東西遊記名山論

云、氣色無双なるハ薩摩の櫻島山也、蒼海の眞中に只壹

ツ離れて獨立し、最峻峻なるに、日光映すれハ山の色紫

に見え、絶頂白雲を蒸すかことく煙常に立登る、たとへ

ハ青疊の上に香炉を置たるかことし、是によれハ櫻島ハ

日本第一の名山といふへし、

本朝文粹櫻島忠信落書、古事談に、忠信大隅任に趣くことを載す、然れとも何れの代の人たることを載す、

陽春詔勅多哀樂 半尺開眉半叩頭 官爵專非功課賞

公私寄致贖勞花 除書久待貢書致 直物遲期獻物収

故大閣賢歸衆望 左丞相倭損皇猷 忽逢魚水忍波瀾

共見駿河感涙流 雖向和風櫻獨冷 被霑暖露橋先抽

近臣貪欲世間歎 外史沈倫天下愁 費用金銀千萬兩

沽亡山海十二州

依是落書、拜任大隅守云々、林子曰、是文粹其注曰、依是落書拜任大隅守云々、按、古事談、有忠信

趣大隅之任、然不記何代人、則无可考焉、文粹旧木刊本共多闕字、今叨朱書補之、此落書諷刺其時政、然未知件々、指何等事也、

一、一條即永祿元年、相國藤原忠公薨、今試以駿河

感涙句推言之、則一條永祿元年、亦西降西海窮遠之地乎、

所謂故大閣賢歸衆望、又曰、共見駿河感涙流者、悲兼頼忠乎、

先是頼忠爲関白十年、既而辭職、藤兼家得志、一條即位爲攝政、

兼家進爲相國、此時左大臣源雅信与兼家結婚相睦、所謂左丞相倭損

皇猷者是乎、又同年左大將藤原朝光因病辭其職、明年右大將藤原濟時轉

左、所謂櫻獨冷、橋先抽者、託言于左近衛兼、右近衛隆乎、或曰、櫻

者忠信託託其民、言官冷乎、橋者當時橋名者登庸乎、其餘不能強辨焉、

○按に、櫻島ハ地名にあらず、忠信ハ姓氏ならん、續紀桓武紀に、散

位從六位上櫻島部石守、又東鑑建久六年、大佛供養番匠に櫻島國宗と見

へ、又拾芥鈔姓氏錄、櫻島あり、後世なから日本詩選に、櫻島姓見

たり、蓋また俗間に家の稱號を名字といふハ、即其名田本貫の地名を稱

せし事にて、姓とハ小別あり、忠信或ハ此櫻島に縁由故あるをもて、櫻

島を名字とせるにてもあるへし、養老五年、太政官處分、唱考之日、三

位稱脚、四位稱姓、五位先名後姓、自今以去永爲恒例ともあり、凡大隅

守の先途皆從五位下なれハ、忠信か如きハ忠信櫻島朝臣とあるへし、而

あらずしてその地名にて、今のさくら島に居しも知へからず、とにかく大隅守に任せし事なれハ、愛に載て聞見に備ふ、

拾遺和歌集に、大隅守さくら嶋の忠信か國に侍りける時、

郡の司かしらしろき翁の侍りけるをめし、罪をかんかへ

むとし侍りけるを、おきなよみ侍りける、

老はて、雪の山をへいた、けとしもと見るにそ身ハひ

えにける

この歌によりてゆるされ侍りける、奥義抄に、わたくしの、

鳥忠信、郡司の翁をめしかふ、かりをもなたむ大隅守櫻の時よみてゆるさるる歌云々、

宇治拾遺物語に、いまはむかし、大隅守なる人、國の政をしたゝめおこなひ給あひた、郡司のしとけなき事ともありけれハ、召にやりていましめんといひて、使を遣しつ、先このこの様にしとけなき事ある時には、罪にまかせて重く軽くいましむる事常の例なりけるに、一度にもあらず度々しとけなき事あれハ、重くいましめんとて召也けり、こゝにめしてゐてまゐりたりと使の申けれハ、さきくするやうにひきふせて、尾頭にのほりゐるへき人しもとを設て、打へき人まうけて、先に人ふたり引張りて出きたるをミレハ、頭ハ黒髪もましらす皆白髪也、いとをしくおほえけれハ、如何なる事につけてか、是を免してんと思ふに、ことつくへき事なし、あやまちともを行端より問ふに、たゞ老をかうけにしていらへせる守、いかにして是をめさんとおもひて、己ハいみじき盗人かな、但汝歌ハよみてんやといへは、翁はかくしからず候ともよみ候なんと申けれハ、さらはつかふまつれといはれて、程もなくわな々き聲にてうちいたす、としをへて雪の山をはいたゞけとしもと見るにそ身ハひえにける、と云けれハ、いみじふあはれかりて、感してゆるしけり、

名寄に浪の花貝なとよめり、 西行法師

夏なから時雨てミゆるさくら嶋浪のぬれ衣きてやはすらん

近衛内大臣前久公

いつハあれと雲のかゝれる時そ猶さなから富士よさくら嶋山

冷泉大納言爲村卿

月雪のなかめのミかはさくら嶋浪の花さくゆふへ明ほの

樋口三位康熙卿

秋ことに光を花と月やすむ嶋へさくらの名に立れとも

三位龍伯公

春にこそさくら嶋ともいひつらめしくるゝけふハ紅葉ならまし

細川玄旨

いにしへに誰かいひけんさくら嶋つくしの海に富士をうつして

中納言家久公

いつのまに春たつ來ぬと名にめてゝ花の梢をさくら嶋哉

寛永十五年慈眼公を悼奉りて、 京師貞徳翁

櫻島ありとし聞けハ西の海にやかて手向る浪の花かな

三十五世遊行

名にめてゝ世ハ冬ながら櫻しま花にそまかふ雪のあけ
ほの

高辻中納言家長卿

影 さくら嶋ひかたをかけて降雪ハちりかふ花の春のおも

石川淨林

朝日影うす紅にほふなり高ねの花やさくら嶋山

筑波君山

雪空やしつこゝろなきさくら島

巢松詩集、大永三年癸未二月、島陰見櫻島花三首、

山名櫻島海之涯 万朶如雲又似霞

日暮春風吹作雪 此花亦称不香花

春入島陰含夕輝 櫻花開處與何微

明朝風亦何恨 此一句有落字歎 片々改觀成雪飛

海中櫻島古猶今 二月花開入句吟

此夜官遊頻 「方カ、本ノ、一」 万賞 明朝風雨作空林

櫻島小引

予初祇琉陽、即聞所謂櫻島者、轉々奇峰具四時之佳景、

亭々孤嶼依八面之驚濤、神往久之、舟行三百里、非善風不

易達、是以未違問津、一日者其住持不石上人、以櫻島四

詠遙寄素和、予即未晤其人、未履其地、然見其詩、亦可

約略其島中烟景、想見其爲人、兼採所聞、鐘韻回答、越

朝而龍洞心海上人來謂予、不啻親見、爲請序焉、予以未

至不能詠、乃不公不以予爲不文、不得予言不止、猶固託

心公、繪圖以示且述、其山有玲瓏崖洞奇句魚螺、杜鵑開十

月之花、三春更艷、漁舟巖千尋之壁、九夏尤多、写照秋

波益顯眞山、画目臙峰冬雪無殊、國柱峴輪与夫巧島名花

不可勝指、是則櫻島之大概也、予究不能名言之、爰即所

聞、和歌書以畀之、時康熙歲己亥陽月閏、唐遜水翁長祚

樞菴氏、題於中山使院、國柱按、康熙己亥其五十八年、丁本邦正

于沖繩之年也、翁長祚嘗作傳信錄之
跋言、不石大乘院主、善詩文名當時。

櫻島四詠次不石上人元韻

春 遙指中山外一天 杜鵑花俟海光連

幾回錯鉏珊瑚出 百丈潮頭似欲然

夏 奇峰至夏信堪憐 如削芙蓉挿海天

不少星槎橫島外 垂竿流入小漁船

秋 本是靈崔怪石堆 自應木落益崔嵬

天心欲顯眞山出 先借金風一洗來

冬 候當十月值純坤 萬緣資生未有痕

轉望倚教來此島 雪中定擬作崑輪

寄題櫻島山次不石和尚元韻 住崎陽聖壽山支那道本

奇峰傑出海之天 勢与須弥共接連

見說春花開勝錦 州人遙望尽欣然

右春

涂青嫩綠兩堪憐 下映滄溟上映天

四面清風生萬籟 餘涼吹入釣魚船

右夏

黃葉紛々浪作堆 玲瓏巖買露崔嵬

靈山面目分明現 蜃氣勾連爽氣來

右秋

雪色山容一抹坤 還如癩髓補癩痕

瓊樓玉樹重々出 疑是蓬萊第一輪

右冬

櫻島暮雪 山田月洲

孤峯隔海落暉殘 萬仞天高白雲寒

瑞色偏明暮雲表 玲瓏絕勝月中看

○沖小島 オホコレマ 櫻島野尻村燃崎の西南に至り、周り一里許、國分郷小島に對して沖小島といふならん

○烏島 カラスマ 櫻島赤水村の南三町許に在り、烏島の栖林とす、この二嶼共に人住なし、

年代記及旧記曰、應仁二年、櫻島山上に火を發し、文明

三年九月十二日、黒神村の上愈熾にして、同七年八月十

五日、野尻村火を發し、八年九月十二日、又大に燃上る、

人馬死傷不可勝記、近國に至沙灰を雨すこと五日、寛永

十九年三月七日夜、向島神火起る、又福昌寺所藏記曰、

又島之東前大地震、西地涌出二里許、連于本島登、是今

の燃崎也、元祿十年、釋覺慧題燃崎石詩に、寒巖次列里

程餘 龍臥虎蹲勢活如 黒質彩丹燎崎石 恰如尖氣未相

除、沖・島の二小島へこの以前に湧出せしに欵、島陰集、

文明十年戊戌八月十九日、歴七里原西南有一島、曰向、

文明八年丙申秋、火起焚島、烟雲簇也、塵灰散也、青茅

之地急變白沙堆、滄桑之嘆不克蔑于懷、作是詩、

烈火曾燒一島來 桑田碧海捻休猜

去年潤底草深處 七里平原沙作堆

七里原次玉洞翁韻 巢松

山似崑崙最上巔 風吹猛火起雲烟

平岡七里沙如雪 草樹何愁白髮新

按、七里原へ福山牧野より末吉界までの間、此名あり、其郊原三里に足らず、蓋むかしへ志布志邊より福山坡の上に至るの處を七里原といひしなり、此七里へ今所謂五町を一里とするの七里にして、鎌倉七里か濱なともこの例也、

古事記曰、國稚如浮脂、因雨騰之物云々、三大考曰、天

と地とつゞきてありし帯の、天浮橋敷條ありしやうにも聞えたり、若然らハ富士・信濃の浅間嶽・日向の霧嶋山などは、其帯の断離れたるあとの帯にもやあらむ、山のさまも然るへきさま也、又今に火の出るも、初に昇りゆきし氣のなこりのなほのこりて騰るにやあらむと云り、さて皇國にハ高山の頂火を發して終古に炎るか多く、西土の山にハいと稀にて、火炎于昆岡なとあれと、こなたの炎つ息つ、いにしへより今に亘れるか如くにハあらず、是國脉のおのつから吳なるゆゑなるへし、鄺道元水經注云、屈茨北二百里有山、夜則火光、晝日但煙、人取此山石炭、治此山鉄、恒充三十六國用、故郭義恭廣志、龜茲能鑄冶なと見えしハ、所謂火井・火坑の類にもあるへし、この櫻島の炎たりし事ハ文明年中より見え初たれとも、その前つかたより山上火を發しハありしか、中比には炎熄しなるへし、爰に安永八年癸亥十月朔日、櫻島大に火を發したり、其疇昔九月廿九日、夜亥上刻より方數十里の間、地炭こと頻然、曾て無息時、以て翌朔日巳午の刻に到り、嶋中の井悉く沸騰り、所々水迸出、又海水紫色に變る、未剋山上兩間より、午一帶の黒烟を吹出し、頃乃大に鳴動して、東西兩所一挙に炎上れり、そもく櫻島絶頂の東南

兩間てふ峽に湖あり、白水池といふ、回り一町餘、其水常に満涸あり、海潮の進退大小に應なり、先是櫻島童謠曰、二あひから雨流す 雨ハ流さず砂流す 後ハ火の子のまる燒 たむのくかし、朔日未剋、この兩間より火を發し泥沙涌流れて人屋田疇を埋没すものその數を知らず、其事狀ハ炎上記あれハ亦記さず、後に大坂人に聞く、安永八年十月二日、大坂に沙降り諸人大にあやしむ所に、丹後浦島の人來りて、かの海邊に夥しく浮石寄來る、是海嶋の燃ならんといひしに、果して櫻島の事を承りたりといへり、その比ハ本藩日ことに西風のミ吹續きぬるほとに、かく連に灰を大坂に降せしなるへし、白石手帖に、十月十五日、

大隅海新嶼涌出記

余嘗聞之、天地之體日月其精靈、其水火即二氣之妙用、而萬物統會不外于茲矣、故以木金與水火并稱者非所聞也、人間生々乎二氣中、自相忘弗之察焉而已、夫智之欺者爲其易物理、愚之惑者爲其蔽物理焉、而日月之食四時之更、

世常見而信之、未有之疑也、然而至夫火水之變尋常所希、則物理不能知者、世固既不得而無之也、安永八年癸亥十月朔日辛亥、大隅州櫻島有火變焉、山上發火、一時天搖地震、越比及五日、火更に東轉從海中炎、其海中之深、自八十尋至九十尋、故猛焰自海底沸騰也、山谷爲此扇動、滄溟爲此蕩波、則使潮勢溢陸、海邊居屋漂室穿墻、魚鼈焦殺、蟲介熱傷、舟楫常有飄蕩之恐覆溺之虞、至若夫櫻島山上火坑時發也、鬱煙敵丞不知幾重疊、九霄星斗爲之要隴、灰沙隨風積席眯眼、其思亦夥、烈聲呼號也、礮礮連轟聽、雷厲電激、硫黃臭氣時薰、莫不掩鼻、屢生忌嫌、不測復將何作、須臾千態俄頃萬狀、則不可窮尽諸筆言也、而以泊翌歲九年甲子、其火勢浸微、又閱月餘炎殆息、突然出現者卽新嶼也、新嶼之出也、固未可頓知之、或曰、泥沙之凝滯、或曰、浮石之屯聚、或曰、出沒易處隱顯有時、昔者所視今則無之、今且所成如明日、何抄忽之間、雖巨細認之、頗似有鬼神陰來相之、吳言喧聒街談紛紜若是、蓋期年完然島嶼分出列見者凡以五數、其二以八年癸亥十一月六日丙戌生、一大者曰安永嶼、周匝二十町、一小者曰猪兒嶼、周匝四町、其次以十二月九日夜生、是曰硫黃嶼、以有硫黃氣也、其次以九年甲子四月八日雙生

二島、至五月五日自合爲一島、亦曰安永嶼、周匝三町、其次以同年六月十一日生、又九月二日生一島、又十月三日生一島、是二島并小、後自合爲一、既而與六月十一日所生者、自連接成一島、是曰惠美須嶼、以獲魚最多也、凡各嶼皆磐石連結、獨惠美須嶼白沙委積、遠望皚乎如堆雪、前此以癸亥十二月十四日、始見一島、後沒而亡云、今合而名之曰安永之島、以安永年年生出也、蓋距櫻島各可半里、北類福山邑、而其大者長東西、北背隆高、南面夷乎、松茅稽生其上、源泉迸出其間、於是漁客蟻人亦可以止宿碇泊也、按、昔者神護中、大隅之海中有神造島、其名曰大穴持、今以爲小嶋是也、夫海中嶋嶼往々而在焉、顧豈有神造之理、疑史或爲之說、或曰、神造猶言天造也、愚也惑焉、今乃會安永島之成、因再謂夫有物斯有理、天地中間未可曾言物而無之、原野拾蛤殼、山壑遺螻房、先天之世不亦近乎、況夫造物者之無極、欲以眼前智窮之則易、以蚩之愚深疑之滋惑矣、凡是皆不能盡所以爲其理者也已、然則神造湧出亦何擇焉、今也於斯安永島、人自觀以爲世固既無之、而未聞貽疑於其爲者也、如予嚮有疑於史、可謂爲愚所錮矣、抑咋之所惑於彼、今則發於此、遇欲記安永島之狀、故并論之、私以備後之莫面觀之、而或有疑

福山地方

硫黄
島回六
町高一
丈六尺

庚子十二月九日
夜去生去向
南村二十三町

猪子島回四町
高一丈二尺
距向
南村三十町

癸亥二月
六日出生

安永島回十三町
高一丈八尺
距向
南村一町

北

西
光記

庚子四月八日二島出生
至二月五日合為一

安永島
回二十町
高一丈
距櫻島三
十間
十月六日
涌出。寛政
十二年庚申
閏四月
島民六。
干此島云

西

安永島回三町高
八尺
櫻島十二町

癸亥十一月
十四日最夜
島涌出
後遂又

櫻島

向
南村

於斯者云、天明五年某月日

鼓川國柱記

同郡垂水郷田上村

○麿島神社 奉祀彦火・出見尊・豊玉彦・豊玉姫・玉依姫・塩土老翁・猿田彦大神、例祭九月九日、又穎娃開闢九社の中に同じして、天智帝・大宮姫をも從祀すといふ

府東海上五里

和妙鈔大隅郡に、大隅とあるハ、後に下大隅と稱ふ地と見えたり、建久八年大隅國圖田帳に、下大隅郡九十五町九段、垂水見えたり、

同郡大根占郷

○祢寢郷 和名鈔○印本寢作覆誤写也、今分て大根占・小根占の兩郷とす、

府南十七里内十二里海上

永享五年五月、島津御庄大隅方祢寢院大祢寢内瀬筒村地頭職云々、好久と見えたり、大祢寢の名亦尚し、

○鎌倉実記日、長田次郎致將ハ忠致か次男、実父ハ千葉介常置か三男也、長田此を養子とす、長田庄司か老岐守たりし時、老岐國に下して唐種といふ妻を娶て得させ、家景日記を譲られ、勇猛勝れたる者也、薩摩根地目に引籠て、大隅前司宗乗か領せし種子島を討取て、大湾厦門を侵すこと度々にて、龍宮とやらん中山王の國を望ミ、

此比都には木曾冠者義仲、平家に入替て將軍号を免されたりと聞て、急に渠を方人に取て憤を休めんと思ひ立、日向國高千穂の神人大君國益を都に登せて、木曾の許へ申送りけるは、合力をなし玉ハ、吳國の船を攻奪取て中國に繋ぎ、関東の者共か鎌倉兵衛佐を守り立んと催し、西國に向んときに不意に討敗んこと安かるへし、父長田は八平氏の中にてハ秀たる家にて候、先年千葉か軍の時関東を退きし也、然るに爲義に頼まれ、義朝に隨ひ、鎌田政清を聳とする平家清盛ハ一門たれハ、時節を計ふ所、保元・平治の合戦に源氏の人々多く亡ひ、義朝力なく尾張へ逃下り、昔の好なれハとて父忠致を頼る、忠致御宿ハ申たれと、快く行末の主君と仰へき志ハ不通になし、其故ハ君命重しといへとも、現在の親を殺して高名とおもふ不道人なれハ、免角天命に尽き、一門郎從散々に成りて立寄方なきとて頼ミ來り玉ふ、謂甲斐なしを介抱して、平家に悪まれんこと愚なり、他の手にハ掛まるらせしと、終に首取て六波羅に遣す、此有様を無情といひ、不義不忠の奴として口々に悪むハ何事そや、千葉介常重か祖忠常ハ源頼信に責られ、其子中村太郎忠持は千葉合戦の時頼義と組て討とられぬ、又我爲にハかた／＼恨

有る敵也、吳賊の舟を奪ひ取り數十艘を以て襲ふならば、
假令平家中國の加勢を憑ミ、船軍練磨ありとも、楯つく
ほととの勢力あるへからず、まして関東より何萬騎の大將
向ふとも、海上の軍ハ猛獸の海を渡る如くなるへし、し

からハ平家をも関東勢も兩ながら討つづしなん、能く計
ひ給へといふ、木曾ハ頼朝と不和となり、東西の敵に夾
れて物案し貌なる折節なれば、大に悦ひ、藤沢太郎左衛
門 木曾忠藏 弟なり を高千穂の神人に添て、礼儀を述ん爲に薩摩
へ下されける、此舟風悪くして豊後の府内に漂ひ、數日

有けるを、別府五郎惟親といふ緒方か郎等に見付られ、
搦取る、致持ハ夢にも知らず、木曾か返詞を待けるか、
肥後八代に唐船を廻し商を望む所に、八代五郎種元賊船
と心得て、陸へ揚りて糺明する、舟中に致持か家子あり
て白狀す、種元荷物奪ひ取り、船を磯際に焼捨たり、
壽永二年十一月廿五日の事也、高千穂の神人等、藤沢太

郎左衛門か命を乞て、薩摩の致持か方へ遣すと云々、この
とあるハ皆大隅の祢摩の事也、因て當時この邊の形勢を著んか爲に鈔録
す、小林氏の祖も爰に厩居て祢摩を稱しけるか如き、連逃の洩敷たる要
害たるをも觀
るべきなり

同郡小根占郷川北村 府南廿一里 内十三里海上
此地を祢摩右近將監重長といひしかうしはき居たる時、

ときしくのかくの木実を移植て橋山といふ、

慶長十五年十月廿二日、いにしへ重長といひし人の、
温州の橋山とて植そたてし所に行て、

三位龍伯公

時ならぬ冬まで残る木の花ハ此や常よのやとの橋

この橋園林寺といへる寺に在りて、元文の比まては
尚在りしとそ、又園林寺に同公の入れせられし時の
歌、

松杉の立ならひたる古寺へわけ入てこそ心すみけれ

侍臣の歌七八首省之、

按、大永年中、巢松か温州橋山五畝
奥國天祐老師、詩、雖吳永嘉三寸柑
温州氣味帶酸甘、只今正以餘芹志、欲答禪風祖月詠、東坡か
詩に、三寸黃柑剪永嘉とあり、温州橋の本藩に在るもの尚し、

同郷山本村

大濱十景 此歌ハ元禄年中、當郷土有留平兵衛清
英か作る所なり、子孫に聞て仮に載ぬ、

高牧春駒

豊なる御代の春とや高牧の野かひの駒も猶いさむらん

笠松白雨

山高ミさすかに見せて笠松のみとり涼しき夕立の雨

大濱秋月

大濱や浪路はるかに雲消て隈もなききの秋のよの月

玉井野雪

積りそふ雪のあしたの空はれて日影にみかく玉井野々

原

南海歸帆
ナンカイ

長閑なる南の海の追風にほかけ冷しく歸る舟人

眉山炭竈
マユサヤ

炭かまの煙をそへていと猶雪けもはれぬまゆの山も

と

硫黄島煙
ユウワウ

和田の原波路はるかにある雲や沖の小島の煙なるらん

公瀨釣翁
キミセツウ

心なきうらはの海人も君か瀨の名をむつまじミ出てつ

るらん

開闢暮雲

暮ことにあかぬなかめハひらきよの山のなかはにかゝ

るしら雲

心休聲音

心やすむ人も聞らんあかつきのねさめしつけき鐘の響

を

○大瀧 オホタキ 同郷川南村に在り、
即花瀨川の末なり、

懸泉の高三十三尋、瀧壺の深亦同し、名て男瀧といふ、

同村横別府村赤瀨川に瀧あり、女瀧と呼へり、是に對し
名なり、

同郡田代郷川原村
タノビロカハ

○花瀨川 ハナセ
八里、
府南十

川原ハ同郷の山中より出つ、川の濶三十間、南に流る、

長七町五十六間、一面石壇なり、河水の深寸に盈す、滑

汰にして、或ハ三四尺、或ハ七八尺の間、纒なる瀨湍あ

るに水流當りて清漣文を成こと、花の開るに依稀たり、

故に花瀨の名あり、左右に岸芷汀蘭佳木茂樹あり、三春

の月映、山紅最盛にして、花紅と白波と互に相照せは、正

見桃花流の依然として錦江の色をなす、

小森一山よめる

茂りあふ藤やつしの花瀨川咲ときいかにミつのしら

波

或曰、この兩岸の躑躅・紫藤、むかしハ最多かりしを、花の時おちこち
人の群來て、茶烟の料を徒に請ひ求るに、うるさしとて土人等花木を剪
ぎひしとそ、都會の地にしあらハ、茶店酒肆を開きて大な
る利を得つへきを、こゝろなく物せる山人のしわざなめり、

○花瀨三所權現 スベリ 東方に在り、奉祀熊
野大神、木像三座

この花瀨川に研石を産す、其質擊黒清瀧の石に亞へし、

同郡佐多郷馬籠村
サタマカ

○御崎六所權現 ミサキ

奉祀底筒男命・中筒男命・表筒男命 即住吉大神也 上津少童命・中津少童命・底津の童命、即海神也

府南海上十八里

社記曰、和銅元年戊申三月三日の夜、託宣に依て、同年六月社殿を創建す、按に開聞神社も是歲十一月三日、社壇を建立すとあれハ、則同時の事たるへし、

○火尾權現社 本御崎權現の故址にて、上瀨火之御崎を勧請すとあり

奉祀大己貴命、

○影向石 御崎神社より丑寅方一里餘、大泊浦野岡の絶頂に在り、里俗ガウゴイシト稱す、石高九尺、圍三丈餘

社記曰、太むかし伊弉諾尊この岩上に降りまして、袂除し玉ふへき佳處を臨觀せし故に、影向石と稱す、さて又御崎の海中に上瀨・中瀨・下瀨とて三の湍灘あり、常にハ海水満かくして見えす、そもく此御崎ハ南海に突出ること數十町、秋津洲の南極にして、所謂諾尊海潮の上下底に就て、三の少童命を生ませしといふハ此所なるへし、御崎と、書紀曰、島曲俗云美佐那、正韻云崎曲岸也 ○御崎權現祠、初ハ今の火尾權現の地に在りしを、慶長中 琴月公琉球を征し玉ふる時、將帥久高三所權現に祈誓を掛奉り、難なく琉球御手

に入しかハ、その賽愿の爲に今の地に神廟を改建し、且琉球鳳尾蕉シヤクナを持歸り社前に寄進あり、その蘇鉄大に繁殖

し、今その四方一里許、數万株の蘇鉄と蒲葵雜生密布し、大なるハ老松のこたく、廟に詣るの路纒に一徑を通せり、蓋この地大隅の連襲といへとも、氣候南嶋に齊しく、実に僻陸の妙區也、○東西遊記曰、奥州津輕三馬屋日本極北の地にて、四十二度二分なり、日本にて極南の地ハ大隅國佐田岬なり、是北極出地こと三十一度弱の所也、是を以て見れハ、日本も南北十二三度に及ふ國なれば、小國といふへからず、

○島泊浦 シヤトマリ

此海邊二山峨々と峙ちたり、西に大洋を受て、磐崑嶺疊雲濤曠幻たちて、遠望千里の目を極め、若迅風怒號ツルときは、一激蒼穹を凌ぐ、この海洋乱礁晴沙多く、勁浪盤渦て潮脉甚峻し、弘舸巨艦といへとも、誤て其際を過れハ、瞬目の爲アイ或齋粉となり、或ハ没蕩の患あり、故に小舟の如きは敢て經通ず、但御崎の半に數歩の絶門あり、舟人滿潮の時を候ひ、一葦して通行するのミ、蓋逆湍暴浪海若之所匿なる乎、

魔藩名勝考 大隅 七

鹿兒藩名勝考卷ノ七

目次

- 一 高屋山上陵書紀 附天子山 母養子山 東雲濟 黒園
- 一 嶽 小田杜 叶嶽
- 一 救仁湊現存六帖
- 一 吾平山陵書紀 附軍大明神祠 中御前祠 桂木社 歳
- 一 神祠 市來祠 山王祠 鶺鴒戸瀧
- 一 髮梳大隅風土記 附川上祀 當座宮
- 一 古江浦 續古今集〇横中鈔作大隅浦 附中津宮 高隈嶽

一 多嶽島續紀 浦田神社塩土傳 附熊野社 馬毛島

一 益救島續紀 八重嶽

一 益救神社延喜式 附怒竹居士 口永良部島

大隅國部第三

肝屬郡内浦郷小串村 モトヤ 肝屬郡内浦郷小串村、後割爲一 續紀作肝衝亦肝坏、○和名鈔、肝屬岐

舊高山郷小串村、今分而名北方村、
郷、小串村今分而名北方村、

高屋山上陵 カカヤ ヤマノヘノミヤ、カ 書紀○和名鈔作鷹屋、今言國見陵、口訳曰、高屋前

爲竹屋、又嗣陵記曰、薩摩國阿多郡・大隅國肝屬郡
俱有鷹屋郷、蓋二郷相接、恐此地山ヲ云歟、今
ハ非也、竹屋郷ハ今ノ加世田ニテ殊ニ隔絶セリ、

府東南二十里

書紀曰、彦火々出見尊崩、葬日向高屋山上陵、○古事記

曰、日子穗々手見命ハ坐高千穗宮、伍佰捌拾歳、御陵者

即在其高千穗山之西也、即是也、○延喜諸陵式曰、高屋

山上陵、彦火々出見尊也、在日向國無陵戸、今按、嗣陵記

戸・守戸、有々陵戸而無守戸者、有有守戸無陵戸者、依陵有陵

者、陵戸其山陵百姓也、守戸ハ山陵ノ守也、有陵戸而無守戸者、守戸

戸兼守戸也、有守戸而無陵戸者、守戸兼陵戸也、○此地ヲモ日向トアル

ハ、上ニイヘルコトク、上代ハ大隅、薩摩之名ナク、皆日向國ナレハ也、

高屋ノ山上陵ハ國見山之絶頂ニ在リテ、俗ニ國見陵ト称

ス、國見トハコノ山上ニ登レハ、日隅薩ノ地ヲ目下ニミ

ルトイフニ依レリ、陵ノ上ニ自然石ヲ安厝、圍八尺許、

高出土一尺許、即尊ヲ奉葬所ニシテ、其上ニ叢祠ヲ建リ、

高七尺餘、方三尺八寸餘、俗ニ國見權現ト稱シ奉、サテ此山上ハ麓ヨリ三里許、其道盤行、嶮岨ニテ容易登涉シカタシ、一里許ノ山中鳥居アリ、

正一位高屋大明神 在山陵之麓三里許、此地隸同郷南方村、

奉祀即彦火々出見命、神位坐像、高一尺三寸、

附祀瓊々杵尊、葺不合尊、

此神廟ハ景行天皇ノ御艸創也、鳥居ニ正一位高屋大明神ノ扁額ヲ掲ク、卜部兼、敬書也、例祭九月九日、同月十日、此日流

鑄馬アリ、年中祭典凡廿七度、神社撰集曰、中御門天皇享保二年丁酉六月廿六日、授高屋神正一位、又云宝曆十三年辛未十月廿八日夜亥刻、高屋神庶火たり、今宵戌下刻、光明一道アリテ、國見山陵ニ飛行、其光赫耀トシテ山谷ニ射映る、又曰、高屋祠炎上、半時ハカリノ前ニ火氣雲衝ニ衝入、スサマシク見ヘワタリケルコトアリ、皆鄉村男女親シク見ル所、今ニ至リテ歎称ヲナシテ敬畏セリ、高屋神社緣起文

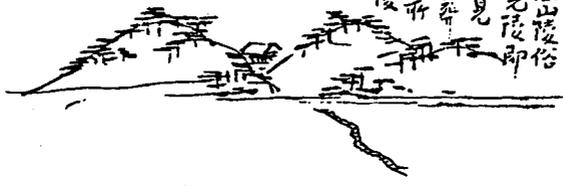
從三位卜部兼連

隅州肝屬郡内之浦鎮座高屋大明神者、地神第四彦火々出尊之降跡也、古老傳稱、當社往古在山上、曰國見陵、蓋薩隅日三州之海山悉在目下也、其峯也去麓二里、嶮巖峻絶、不能輒登臨、故中古以來勸請于此地、席中古記舊章

若干方言悉紛失、而無隻字遺文、可勝惜乎、雖然神之爲神也、未必屬文、若能通其心、則天地之間無物而非文、所謂天高地下、山峙川流、則天地之文也、草木之花葉、鳥獸之羽毛、金石珠璣之精粹、此亦万物之文也、以至三綱五常之道三千三百之礼、皆是不測之妙用、自然之文章也、既又書之於本紀、昭々者乎、昔者天孫幸大山祇女木花開耶姬、即一夜而有娠、天孫未之信、故木花開耶姬忿恨、乃作無戸室入居其内、而誓曰、妾所娠若非天孫之胤、必蕪滅、如實天孫之胤、火不能害、即放火燒室、始起煙

末出生兒號火闌降命、次避熱居生出之兒號彦火々出見尊、次生出之兒號火明命、凡三子矣、兄火闌降命自有海幸、弟彦火々出見尊自有山幸、兄弟互易幸、而各不得其利、弟時失兄鈎、憂吟海邊、逢塩土老翁、入海宮而留住已經三載、海神慇懃奉慰焉、或設三牀坐焉、或授瓊瓊壽焉、因以女豐玉姬妻之、生兒彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊、後久而彦火々出見尊崩、葬日向高屋山陵也、是則吾神孫紹連之靈蹟也、孰不仰察之哉、屬者三州之牧伯源羽林之邑吏平重堅、令從五位上藤原信秋・正六位下藤原親信等、屬予書緣起、因述其梗概、以塞請云、元祿丙子林鐘初三、以上ノ緣起文、神代卷ヲサラ書ニシテ、且當社ハ往古在山上云々、中古以來勸請于此地、コノ事心得カタシ、抑當社ハ尚古高屋ノ山陵ノミナリ

高屋山陵俗
云國見陵即
火之此見
高屋山
ナリ山陵
ノ上小
相達



天子山
景行天皇
皇居跡日
本紀高
屋宮上



○夫人傳稱八人皇十二代景行天皇
十二年國見陵より此地御勸請也
九條屋地より 國見陵ニテ
南方重録 山上祭ル又
高屋大明神 祭ルニテ假
屋地より 二四方十二町



高屋大明神

田



シテ、其山上遠僻ノ故ヲ以テ、景行帝始テ高屋ノ地ヲ今ノ地創建シ玉ヘ
ルヨシ、土人ノ口牌現存ス、サラハ縁起ニモ其由縁ヲコソ專ニ著サルヘ
キニ、兼連ノ開ク處疎漏ニ
シテ、其要旨ヲ逸シタリ、

○天子山 ツネヤマ 景行天皇行闕ノ故址アリ、高屋神社ヨリ辰巳
方二十間許、田ノ中ニ在ル叢林也、其地廻リ九十貳間、
行闕ノ棟示ニ大甕ニヲ埋ム、其一圍五尺八寸、一享保十
四年己酉、倒木ノ爲ニ壞シトテ、寸尺審ナラス、又甕ノ
戊亥方三間許ニ古松一株アリ、圍一丈六尺、此叢林ノ中
ハ邑人畏敬テ漫ニ入コトナシ、書記曰、景行天皇十二年
秋七月、熊襲反而不朝貢、八月乙未朔己酉、幸筑紫、中略
十一月到日向國、起行宮以居之、是謂高屋宮、年代皇記曰、
二年壬午、日向ニ天子山ハコノ高屋宮ノ故址トイフ、是ハ
熊襲ヲ討玉ヒシ後ニテモアルヘシ、又曰、十二月癸巳朔
丁酉、議討熊襲、於是天皇詔郡鄉曰、朕聞之、襲國有厚
鹿文・沓鹿文者、是兩人熊襲之渠帥也、衆類甚多、是謂
熊襲八十梟帥、其鋒不可當焉、少與師則不堪滅賊、多動
兵是百姓之害、何不假鋒刃之威、坐平其國、時有一臣進
曰、熊襲々々梟帥有二女、兄曰市乾鹿文、乾此云賦、弟曰市
鹿文、容既端正心且雄武、宜示重幣、以擬納麾下、因以
伺其消息、犯不意之處則曾不血刃賊必自敗、天皇詔可也、
於是示幣欺其二女而納幕下、天皇則通市乾鹿文而陽寵、

時市乾鹿文奉于天皇曰、無愁熊襲之不服、妾有良謀、即
令從一二兵於己、而返家以多設醇酒、令飲己父、乃醉而
寐之、市乾鹿文密ニ斷父絃、爰從兵一人進殺熊襲梟帥、
天皇則惡其不幸之甚、而誅市乾鹿文、仍以弟市鹿文賜於
火國造、十三年夏五月、悉平襲國、因以居於高屋宮已六
年也、於是其國有佳人、曰御刀媛、御刀此云則召爲妃生
豐國別皇子、是日向國造之始祖也、肥前風土記曰、大足彥天皇
誅球磨・鴨吻、還駕ノ時云、以上ノ文ニ因ニ、天皇此天子山ニ行在コトモ六年以
上ニシテ、後遠征ヲ倦給ヒ、思邦ノ御歌ヲモ詠セ玉フコ
トナトミヘタリ、ソノ厚鹿文・沓鹿文ハ蓋今ノ鹿屋郷ニ
因シ名ニヤアラム、和名鈔始羅郡鹿屋是ナリ、○又天子
山ノ亥方七八町許ニ熊城クマノアリ、熊襲梟帥カ居宅ノ跡ニシ
テ、東西二十間、南北十間許、小高キ丘陵ニテソアリケ
ル、市乾鹿文女カ一二兵ヲ從テ返家ニトアルヲ以テ、ソ
ノ近キワタリナルコトハ知ラレタリ、又天子山午方十七
八町ニ川上城アリ、城中ニ川上明神テフ叢祠アリ、景行
天皇ノ御杖ヲ齋ヒ奉レリト云、所謂御杖代ナルヘシ、此
地ハ川上梟帥カ居城ノ墟トイフハ、コノ後廿七年、熊襲
復反キシ時、日本武尊川上梟帥ヲ誅玉ヒシ事、前ノ隼人
城ノ所ニ見ヘシカ如クナレハ、コノ川上城ハ廿七年ノ時

ニ再ヒ叛キテ楯籠リシニテソアルヘキ、凡コノ地ノ分野、
南佐多御崎マテハ地勢甚長ク指出テ、東西ニハ海ヲ受テ、
西ノ方古江浦ト東内浦トノ間ハ國幅最狹ケレハ、爰ヲシ
モ取切リナンニハ、佐多御崎ノ方ハ手サシモ成カタキ要
街ニテソアリケル、サレハ永正年中ノ比ハ、此地ニ主張
居シ肝屬某ナト、吾先世ニ叛キマキラセテ久シク楯ツキ
侍リシ事トモ、大ムカシ熊襲臬帥カ反シ行迹ニ能似寄タ
リケル、又コノ内浦テフ處ハ原高山郷ノ村名ニテ、高山
トハ高屋山ヨリ出テ、又内浦トハ内裏ノ舊都ナト称セル
カ如クニテ、イトモ畏コキ彦火々出見尊ヨリ葺不合尊マ
テ都所トト玉ヒシ故跡ニテソアリケル、サル縁ニシアル
ヨリ景行帝ニモ高屋宮ヲ建玉ヒテ、六年カ程ノ御行闕ト
ナサレシナルヘシ、又神武帝日向之吾平津媛ヲ妃トナサ
レ、後ニ景行帝ノ御刀媛ト應神帝ノ日向髮長媛ヲ掖庭ニ
召レシモ、今ノ如クニ邊鄙ノ有様ナランニハ、國邑ノ禁
庭ニ納玉フニ堪フヘカラス、神武ノ妃トナサレシ吾平津
媛ナトモ、乃コノ姤良郷ノ産ニテ、當初内浦ノ皇居タル
カ故、其近津邑ノ女子ヲ娶シ玉ヒシトハラモワル也、
ノ条ニイ
フナリ、

○母養子山

同郷北方村ニシテ、高屋陵ト同村ノ中ナリ、一名笹尾ト
モ云、里人ノ語り嗣ニハ、火々出見尊ヲ養ヒ奉リシ所、

猶次

故ニ母養子山ト名ケシヨシヲイヘレト、是ハ葺不合尊ヲ玉依姫シテ養ヒ
育テマキラセシヲ誤リ傳ヘシトヲモワル、母養子トハ、波々夜志奈比志
ニテ、ハ、ヲ約レハハウトナリ、ヤシナヒシヲ約レハヤウシトケル、コ
ノ山今ハ深山ニテ、茂樹蔚然ト青翠ニシテ、其頂ニハ常
ニ青筱ヲ生セリ、因テ笹峽ノ號アリ、絶頂ニ高十一尋餘、
圍七十尋ノ巨巖離立ス、南方ニ巖窟アリ、洞中ノ入一丈
一尺餘、横三間、高五尺餘、裏ニ小祠ヲ立テ、彦火々出
見尊ヲ齋祭ル、又洞窟ノ側ニ清泉沸出リ、凡産婦乳汁少
キモノ、此泉ヲ乳房ニ傳レハ、乳汁必ス出ルノ奇驗アリ、
是火々出見尊ノ皇兒葺不合尊ヲ養シ奉ラセ玉ヒシ處也ト
イヒ傳フ、○又コノ母養子山亥ノ方ニ距テ、十六町許ノ
山中ヲ京都ノ馬場ト称フ、ソノ地今ハ長九間餘、横四間
間ノ平地ナリ、是蓋皇居御道ノ遺称ナルヘシ、又戌亥ノ
方一里餘ニ、貝濱テフ地アリテ介殼多ク出ル、太ムカシ
ハ海濱ニテモアリシニヤ、

○東雲濟 籬芽ニヤ、万葉 此ニ一ノ石塚アリ、是ヲ發シ

トスレハ、

群鳥無數集リ來テ之ヲ呵返ヌルノ狀アリ、土

人恐レテ、ムカシヨリコノ中ヲ見シモノナシ、按、彦火

々出見尊崩玉ヒ、御陵ハ即在高千穂山之西矣、又葺不合

尊崩於西州ノ宮トアリテ、二神ノ山陵并ニコノ内浦ト姤
良トニ在レハ、必スコノ近キ方ニ都シ玉ヒシハ知ラルヘ

吾平山陵俗云鶴戸岩屋



凡石窟深十間横十二間
窟ノ口橋三間都于五畝程窟
内甚清潔入口九間目ノ所ニ
切石ヲ並ヘ其上ニ高一丈餘
築瓦程ノ社壇子丑ニ向ニ
建リ北下即葺不合尊ヲ
葺リ奉リシ所也

圖

荷御系

鳥在所

北

四年丁亥十二月廿六日ノ夜、自崩レテ其巖岩ノ高一丈二尺、厚東西八尺、南北九間餘アリ、

按ニ、舊事大成經ニ、葦不合尊御存生ノ時、預死期ヲシロシメシ、壽域ヲ定メ管ラシ玉ヘル事ヲ載タリ、大成經ハ偽書ナレトモ、

或ハ世傳ニ據レル所アルニヤ、コノ御陵ノ様子ハ、上古先皇ノ廟陵ト相似テ、ソノ陵ノ中ヲ伺ヒ視ルヘキ穴ト覺

シキハ、後ノ山陵ノ戸口ト見ヘシモノト同シク、巖窟ノ躰ナトモ只ナラサル靈蹤ニテ、大成經ノ説モ稍符合セル

カ如シ、社記曰、始メ尊誕聖于日向那珂郡宮浦鷓殿濱、故廟諱因其生土者、示不忘初也、○陵窟ノ前東ノ側ニ御

池ト稱フ深淵アリ、深十尋餘、巖壁崛起シ、水色堪テ藍ノ如シ、土俗曰、此潭ヤ神龍潛栖テ陵窟ヲ擁護ス、又上

名村大脇門ノ農戸、世々陵窟ノ傍ニ居テ、香華洒掃ヲ供奉ル、按ニ、高城郡可愛山陵・肝屬郡高屋山陵ト此吾平

山陵ヲ神代三陵ト稱ス、延喜諸陵式曰、已上神代三陵、於山城國葛野郡田邑陵南原祭之、其兆城東西一町、南北

一町ト云々、此ハ筑紫ハ甚ク遠キ故ニ、此地ニシテ祭り玉フ也トイヘリ、カ、レハ、上名村ノ農戸、世々御陵ノ守リ人ト

キホトナレハ叶ヒカタクテ陵戸ヲ置レシヲ、記傳ニハ其事漏シナラン、

○鷓戸、六所權現、陵窟ノ北ノ方三十六間許ニ在リ、或奉祀即鷓鷓艸葦不合尊、配享 玉依姬・彥五瀨命・稻飯命・三毛入野命・神武天皇、例祭九月

日十九

當社ハ中古廢壞シテアリシヲ、今太公 淨國公ノ盛志ヲ繼セ玉ヒ、明和六年歲在戊子、官吏ニ命シテ地ヲ相テ工

ヲ鳩メ、權現廟ヲ新建シ玉ヒ、制造宏麗千古ノ靈蹟ヲ表

挙シ、永止ノ神像ヲ奉安シ玉ヒケリ、是歲十二月十八日、神人出羽守從五位下本田親盈命ヲ受テ、神靈勸請ノ奉幣

ヲ行フ、今夜荷掛原鳥居ノ方ニアリ、電光天ヲ射テスマシク、陵窟大ニ鳴動ス、事ニ関レル有司等親シク見聞

クモノ、聳然トシテ來格ノ靈驗ヲ感歎ス、○コノ權現廟側ノ御池ノ流レ一ノ川トナル、前ナルヲ一渡リトイヒ、

又一町餘ノ下流ヲ二渡トイヒ、又一町餘ノ下流ヲ三渡トイヒ、又一町餘ノ下流ヲ四渡トイフ、同流巴曲ヲナシテ

四タヒ是ヲ涉リ、坂ヲ上リテ荷掛原テフ處ニ鳥居アリ、四渡ヨリコノ鳥居迄三町餘、靈窟ヨリ八町アリ、荷掛原

ハムカシ荷前ノ祭アリシ時、贄料ヲ掛タル遺称也トソ、同郡同郷同村

○軍大明神祠 上名村ノ中鏡原門ニアリ、正面神鏡一面、木像二軀、石像二軀、蓋大山祇命ナト奉祀磐長姫、ニテモアルヘシ、是ヲ大明神ト號セシハ、磐長姫ノ

皇孫ニ去ラレ玉フヲ強痛ク慚怨マレシ忿怒ノ相ヲ以テ荒神トシ、遂ニイクサ神ト申ナセシヨシナリ、新田宮ノ支祠大將軍ノ社モ磐長姫ヲ祭レリ、古傳ナルヘシ、後々ノ世ニ摩利支天ナト、附會シテ、イヨク、曠恚ノ像ヲ作爲シトイフ、摩利支天ハ翻澤名陽火トアリテ、義集ニ摩

利支、此云癸、惑星ノ事ナリ、

サテ磐長姫ヲ爰ニ祀ラレシハ深キ故アル事也トゾ、是彦火ミ出見・葺不合ノ尊ナトノ御運ニ出シナルヘシトイフ、其故ハ書紀曰、皇孫後遊幸海濱見一美人、皇孫

問曰、汝是誰之子耶、對曰、妾是高山祇神之子、名神吾田鹿葦津姫、亦名木花開耶姫、因白、亦吾姉磐長姫

在云、皇孫謂高山祇神曰、吾見汝女子、欲以爲妻、於是高山祇神、乃使二女持百机飲食奉進、時皇孫謂姉

爲醜、不御而罷、古事記ニハ、其姉者因甚凶醜、見畏而返送傳タル処ニ云レハ、此モ石長姫ノ顔貌タゞ尋、怖シキ事ヲ見常ノ醜キノミニハ非テ、可畏シカリシニヤ、 妹有因色、引而幸

之、故磐長姫大慙、而詛之曰、假使天孫不斥妾而御者、生兒永壽、有如磐石之常存、今既不然、唯弟獨見御、

故其生兒必如木華之移落、古事記曰、故天神御子之御壽者、木花之脆比坐、是以至今、天皇命等之御命不長也、傳曰、穗々手見命ヨリコナダハ御命コヨナク短シ、次ニ葺不合尊ハイヨミ短ク、次ニ伊波礼彦命ニ至リテ又イヨミ縮テ、百三十七歳ニシテ崩座シナリ、是石長姫カノ詛言ニヨレル所也ト云云、 蓋磐長姫ノ性惡、ソノ呪

詛ノ禍害、後世ノ妬婦此ニ類スル、和漢比々數フヘカラス、故ニ磐長姫ヲ爰ニ崇メラル、ハ、ソノカミ其崇

靈ヲ有ラレンカ爲ナルヘク、亦ハ生存ノ日ニ皇子聖孫ノ皇姨トイフヲ以テ、火ミ出見尊ノ宮所ニ召置シニモ

アルヘキ也ト云云、

○中御前大明神 同郷上名村中隈門ニ在リ、正録木像十體、例祭二月中ノ卯日、十一月中ノ卯日、

奉祀不詳、蓋木花開耶姫・豐玉姫・玉依姫、吾平津媛ナトニテモアルヘシト云、

○桂木大明神 同郷麓村ノ中宮、ケ迫戸門ニアリ、

奉祀底筒男・中筒男・表筒男也、木像、十體、

○歲之神 同郷麓村桂木門ニ在リ、例祭十月十八日、

奉祀火闌降命・火明命、正面神鏡二面、木像一軀、

○市來大明神 同郷上名村白坂門ニ在リ、例祭二月中卯日、十一月中卯日、

奉祀豐玉姫・玉依姫、正面神鏡一面、木像三軀、

○山王神社 同郷上名村萩、崎名ニ在リ、

奉祀大汝命・大國玉神・大國主神・八十戈神・大物主命、正面神鏡一面、木像二軀、

以上ハ并妬良郷ニ鎮坐、太ムカシ皇居ノ時崇奉ノ神社ナルヘシ、故ニ擧置ヌ、

○鶺鴒社 瀧ノ岩頭高八尋、闊五間、流レ三十間、深七尋、

鶺鴒社ヨリ午方一里許、嶽テフ地ヨリ落ル、此流レ北ニ向ヒ、車田井手トイフ所マテ半里許石川ニテ、谷ノ濶五六十間ツ、ノ峽中ヲ過リ、妬良ノ麓ヲ經テ高山・串良ニ出、柏原ノ海ニ注ク、鶺鴒ヨリ是ニ至テ路程四里許、柏原ハ東藻會集ニ掬原トモ書ケリ、

○笠野原 同郷鹿屋郷中名村ニ係ル、此地東西二里、南北三里ノ曠野ニテ北ハ同郷高隈郷ニ接ギ、東ハ串良・高山ノ二邑ニ界ヘリ、

同郡串良郷

○髮梳村 府東十三里

大隅風土記曰髮梳村、髮梳者隼人俗語、久志郎今改曰串ト郷云々、和名鈔、作始羅郡串伎モノ是歟、

同郡高山郷後田村

○川上大明神社 按ニ、和名鈔、肝屬ノ郡川上、蓋此地ナリ、

奉祀猿田彦大神、

同郡華岡郷木谷村

○正一位當坐大明神 例祭九月九日、府南海上八里、

奉祀瓊々杵尊、

享保十一年丙午八月十一日、正一位ヲ奉授ラルノ宣旨アリ、コノ処ハ皇孫瓊々杵尊高千穗峯ニ降臨ノ後南巡シ玉ヒテ、茲ニ駐蹕シ玉フニ因テ、當座大明神ト崇メ奉ルトテ、社ノ未申方四十餘間ニアル古松ヲ霧島松ト號ケ、皇孫影向ノ址トイヒ傳フ、又社ノ西方ニ小池アリ、御手洗池ト呼リ、コノ流懸泉ト成テ白龍瀧ト號ク、其流十餘尋、此スエ井手ノ瀬川ニ至リ、古江浦ニ出ル也、

同郡同郷古江村 今木谷村

古江浦 續古今集○類字名所集・歌枕等ニ、古江浦未考其所ヲトアルハ是ニテ、懷中鈔ノナルヘシ、コノ古江浦ハ東ニ層巒瀝ニ立ツ、キ、松杉叢灌リテ白龍瀧其抄末ヲ洗ヒ、西ハ薩摩ノ海路遙ニ繋引テ、夕日ノ影ニ銷ラ晒シ、下大隅ニ漕渡セルオホチコノ舟トモ、貴モ賤モ出テ入ルケメノ繁キ浦曲ナルノミナラス、コ、ニ鶴鳴ノ松トテ老木ノ名ダ、ルカ遺リツ、鶴ノ毛衣チトセフル江ノ縁ニシニタクヘテ、

世ニハ頭レシナルヘシ、

續古今集

相模

万代のかけをならへて鶴のすむ古江の浦ハ松そ木高き

懷中鈔 名寄ニモ載タリ、

我ためにつらきこころハ大隅のうらみんとたにおもほへなくに

寛延二年ノ春、大隅國古江ノ浦へ旅泊セシニ、雨ノ

降ケレハ、 釈古月

春雨のふる江の浦ハ波もなし治れるよのしるしとそぎ

此古江濱邊ニ神石アリ、六月晦日夏越ノ祭ノ時、當座大明神ノ社内ヨリ王面ト鉾トヲ捧出シテ、此石上ニ來リ、神位ヲ設ケ、祭祀ノ式アリ、當座ノ宮ノ濱下リトイフ、皇孫是ヨリ笠狭ノ御崎ニ行幸ノ故事ヲ傳ヘシナルヘシ、王面ハ猿田彦大、神ノ假面ナリ、

同郡高限郷上高限郷 高限ハ舊串良郷ノ中ナリ、

○中津宮 當郷ノ惣鎮守、例祭九月九日、十一月初卯日、○永奉祀中津少童命、

○高限嶽 高山ノ中ナリ、大隅・肝屬兩郡ニ跨ル、鹿屋・花岡、新城頂ニ至ル二里、山峯ノ最高ヲ大篳嶽ト云、箭竹多キヲ、コノ

以テナリ、

頂ニ藏王權現祠アリ、ソノ次ナルヲ小篁妻嶽ト云、新城ニ屬

ス、又鷹羽嶽高隈ノ、又山中ニ三所權現祠アリ、

奉祀熊野大神、鹿屋上名村ニ屬リ、

北郷久嘉ヨメル

高隈や峯の浮雲晴る日の光にみかく雪のさやけさ

熊毛郡種子島和名鈔、熊毛、久末介、

多嶺島續紀〇書紀作多嶺者、所指今ノ琉球也、〇唐書作多尼、〇明世法録作多嶺、〇圖書編作多藝州、〇蒼輿草・兩朝平壤錄并作多藝島、〇海東諸國記・武備志等并作種島、〇登壇必宛作種子島、〇日本風土記作佐尼什磨、〇按、多嶺島ト云所由ハ、出雲風土記曰、飯石ノ郡多祢ノ郷者、所造天下、大神大穴持命与須久奈比古命、巡行天下時、稻種匠此へ、故云種神龜三年改字多祢トムヘシ、流求ノイニシヘ、稷稻一蓮兩収ノ國ヨリ種國ト号ラレシナラン、出雲多嶺郷モ今ハ種ト書ケルカ如ク、コノ多嶺島モ今種ト書ヘ即本義也、島ノ傳ヘ言フ所ハ後ニ見ヘタリ、歟

府東南海上三十九里、周匝四十五里、西去益救島海

上七里、村落十八、西表・國上・住吉・中村・島間、

由久・野間・莖永・納官・安納・現和・安城・古

田・坂井・平山・西野・増田・赤生木、

古者今ノ屋久島・口永良部島ヲ、益救・能滿ノ二郡トシ

テ、多嶺島ニ隸テ一國トシ、國造ヲ置ル、コト旧事記・

國造本紀ニ見ヘタリ、多嶺・對馬并イフモノ、今ノ壹岐

・對馬ノコトシ、故ニ國史多嶺島ニ係事比々枚挙スヘカ

ラス、粗一二ヲ拔萃す、南嶋志引書紀曰、天武天皇廿一

年秋、所遣多祢島使人等、貢多祢國圖、其國去京五千餘

里、居筑紫南海中、其國稷稻常豐、一蓮兩収、所謂多祢

國流求也、當是之時、南海諸夷地名未詳、故因其路所由

而名、多祢島即路之所由也、又大宝中、併益救島・多嶺

島、置能滿・益救二郡、以為大宰府所管之一、〇續紀文

武天皇三年秋七月辛未、多嶺等人從朝宰而貢方物、授位

賜物各有差、〇和銅二年六月、勅自太宰率已下至于品官、

事力半減、唯薩摩・多祢兩國司及國師僧等不在減例、〇

和銅七年夏四月、給多嶺嶋印一面、〇養老六年夏四月、

始制、大宰管内大隅・薩摩・多嶺・壹岐・對馬等ノ司有

關、選府官人權補之、〇同紀天平五年六月丁酉、多嶺島

熊毛郡大領外從七位下安志託等十一人、賜多嶺後國造姓、

益救郡大領外從六位下加理伽等一百三十六人多嶺直、能

滿郡少領外從八位上粟麿等九百六十九人因居賜直姓、時當

・能滿ノ三郡ニテアリシナリ、〇天平六年十一月、遣唐大使從

四位上多治比真人廣成等、來着多祢島、〇天平十四年丁

酉制、多嶺等國官人錄、令筑前國司以廢府物給、公解又

以便國稻、依常給之、其三島壹岐・對馬、多嶺也、擬郡司并成選人

等、身留當島、各附筑前國申上、仕丁別點三人、皆悉進

京、〇天平十七年十月、論定諸國出挙正稅、每國有數、

但多楸・對馬兩島者、并不入限、○天平勝宝六年十一月、藥師寺僧行信、與八幡神宮主神大神多磨等同意厭魅、下所司推勘、罪合遠流、於是中略從四位下大神朝臣杜女、外從五位下大神朝臣多磨并除名、從本姓配杜女於日向國多磨於多楸島、詔詞解曰、此杜女ハイト織姫奴ニシテ、僧ノ行信ト、イヒ合テ、宇佐八幡ノ託宣ヲ矯テ神輿ヲ上京セシテ、當時ノ佛法行ルニ蹈ヒテ詐偽ヲ造リ言セシナリ、又杜女ハ厄ニシテ亦宜ニナレリシトミユルモ、例ノ託宣ナトニカコツケシニテ、スベテ此コロノ御代ニ、カノ行基僧カ伊勢大御神ノ託宣ヲ偽リ造リテ、朝廷ヲ詔欺奉リ、マガコトヲ行ヒタリシタクヒノ事多カリシ、アナカシコ、ノ○天平宝字四年六月、大伴宿祢上足、坐記災事十條傳行人間、左遷楸島掾、○同五年三月、茅原王坐以刃殺人、賜姓龍田真人、流多楸島、男女六人復令相隨、茅原王者三品忍壁親王ノ孫、○天平神護元年、太宰大貳從四位上佐伯宿祢毛人、坐逆黨左遷多楸島、○同二月多楸島國飢并加賑恤、○同二年、多楸島飢賑給之、○宝龜元年八月、以從五位下中臣習宜ノ朝臣阿曾磨、為多楸島守、同三年、大隅○同年、太宰府言、日向・大隅・薩摩及壹岐・多楸等ノ博士・醫師一任ノ後、終身不替、所以後生之學業術不進、乞同朝法八年遷替、以示于祿、永勸後學、許之、○後紀天長元年九月、太政官謹奏、停多楸島隸大隅國、事右參議太宰大貳從四位下小野朝臣峰守等解你、謹檢案内、太政官去二月十一日府你、件ノ島居南海中、人兵乏弱、

在於國良非扞城、又島司一年給物准稻三萬六千餘束、其島貢調鹿皮一百餘領、更無別物、可謂有名無実、多損少益、右大臣宜奉勅宣勘利害言上者、南溟淼々無國無敵有損無益、一如府旨、須停島隸大隅國、計其課口不足一郷、量其在地有餘一郡、能滿合於馭謨、益救合於熊毛、四郡為二、於事得便者、聖帝登極事期濟世、明王布政、理貴適時臣等商量、昔漢元帝納買損之言、罷珠崖郡、前史以為美談、後世稱其英烈、雖建國量疆、非無分野而恤民救急、猶弃州郡、況溟海之外費損如此、加以往還之吏漂亡者多、運送之民蕩沒不少、守無益之地、損有用之物、求之政典、深違物議、伏望、依件停隸、以省邊幣、伏聽天裁、謹以申聞、謹奏聞、○同年十月丙子ノ朔、停多楸島、隸大隅國、コノ奏狀ニ據ニ、多楸國トイヒシ時ハ、今ノ種子ノ屋久滿ノ四郡ヲ置レシヲ罷テ為ニ郡トハ、今ノ熊毛ノ馭謨ニテ、サテ其前ニ能滿ノ郡トイヒシハ今ノ永良郡、益救ノ郡トイヒシハ今ノ屋久ノ半ニテ、又平ハ馭謨ノ郡トイヒシナラシト、天長中ニ馭謨一郡ニナシ、而猶其半ヲ熊毛郡ニ隸ラレシナラン、因益救合熊毛トハ書ナレシナルヘシ、今俗ニ屋久島ヲ駒路郡トモ云ハ、當初屋久ノ半ハ熊毛郡ニ屬ヌルヲ以テ、コノ俗稱違レルニヤ、駒路ハ即熊毛ノ訛トシラモハル、或謂罷多楸以併テ大隅者ハ、先王土ヲ廣メ疆ヲ開クノ盛則ニ民レリ、當時多楸益救ヲ以テ本國トシ、南中ヲ唱論セハ、南島ノ民拳テ天威ヲ畏レ、八幡兵侵掠ノ怨ヲ報ヒ、南島ヲシテ臣朝セシムコト旧時ノ如ク、豈亦夫郎君為朝ヲ待シヤ、然ルニ當時ノ議者區々利害ヲ勘ルニ過ス、地ヲ燬メ民ヲ下スノ端ヲ聞ケリ、於是天家哀憐ノ日果シテ平統ノ為ニ占據セラレテ、遁逃ノ洩數ナリ、邊要凶シク巖嶽ナラシ、其境ヲ越テ西土ニ寇スル者、彼書ニ稱シテ倭寇トス、唯南島古ニ復シ、偏裳ノ憂ナキヲ得モノ、吾先朝ノ英風海甸ニ張り、餘然島民ニ被ルノ賜モノ也、○拾

芥鈔曰、邊要國中陸奥・出羽・佐渡・對馬・多櫛、以上四國三島爲邊要、○地理志曰、多櫛島在海上、爲大隅之附庸、○今按ニ、後漢書倭國列傳等ニ、亶洲トイフアリ、亶一作亶、皆以テ日本地内トス、所謂亶洲即是多櫛島ニシテ、蓋當初ハ南島ノ泛称ニ係レリ、亶洲多櫛島音訓相近シ、詳ニ南島考志餘ニ出ス、

同島國上村浦田湊

浦田明神社 塩土傳曰、熊毛郡熊毛神社相傳、齋彦火、出見命也、和漢三才圖會曰熊毛大櫛是也、

奉祀鷓鴣艸葺不合尊、種子島旧記曰、尊日向國ヨリ當島へ御渡ト申傳フ云々、蓋高千穂宮ニ座坐玉ヘル

時ヲ申ナ、種子島一統ノ宗廟トス、又浦田畠内美景アリ、港口東ニ向ケリ、東風ニハ浪アラシ、

○種島ニ傳ル小説ニ、ムカシ伊弉諾・伊弉冉尊洲國ヲ生玉ヒ、最初ニ種子島ヲ生玉フ、ソノ後ニ彦火々出見尊龜ノ魚ニ乘リ、龍宮城ニ御幸シ、龍宮ノ姫宮玉依姫ニ是ハ皇玉姫ヲ誤レ契ヲコメ、二句ニ及フマテ歸リ玉ハサリケレハ、陰神是ハ彦火々出見ノ初后事ナルヘシ歎き戀テ陽神ヲ尋ね、コノ島ニ來リ玉ヘル時ノ歌ニ、誓路に跡はつきにき足引の龜の尾の上に名もたゝるへく、コノ後陽神龍宮ヨリ五穀ノ種子ヲ求メ、此島ニ來リ給ヒ、田ヲ耕シ収メ殖蒔コトヲ教玉フ、故島ノ名ヲ種子島トイフ也、是吾國耕収ノ始ナリトソ、

又陽神・陰神民艸ヲアハレミ、耕殖ノ道ヲ教玉フ事ノ辱サヲ、後ノ人仰キ奉リテ詠ルトソ、七種を十種に分て種子の島波の上にも神は蒔けり、扱コノ陽神ノ御子ウカヤ葺不合尊、日向國ヨリ再ヒコノ島ニ渡リ玉ヒ、田ヲ耕シ種子ヲ殖スコトヲ教玉ヘリ、始陽神陰神ノ種子ヲ蒔殖スコトヲ教玉ヒシカガ中出退転ニ及ヒシ故尊再ヒ島ニ渡リ、耕ソノ時ニ詠ル歌トテ、くみ上し波の種子島水かけて神の浦田を又作りけり、ソノ後尊ハ日向鶴戸ニ御幸シ玉ヒ、皇子降誕アリ、神武天皇是ナリ、御妣玉依姫ノ御歌、すめらぎのみちゝのかよふ島なれハ人の始の種子にそ有ける、一説ニハ此御歌ヨリ種子島ノ名ハ始リケルトソ、サレハ葺不合尊ヲ浦田大明神ト崇メ奉ルモ、此浦田ノ始テ稻種子ヲ蒔殖シ玉フ故由ニ依レルニテ、今至リ浦田ノ稻ヲ神田トシテ、神稅ニ奉ル、宮殿廊閣ノ構美シク、神樂ノ鈴、宜祢鼓ノ音モ絶ス世ニ聞ヘケルヲ、文正・應仁ノ比ニ及ヒ、三島改宗ノ命アリ、コノ時宮殿モ朽タチ、廊閣モ破レ荒レテ、空シク二百餘年ニ垂トセシヲ、元文三年、漸クコノ浦ノ農民市兵衛トイヘル者志ヲ興シ、浦田廟ヲ再建セントス、時ニ同浦ノ男女老若相共ニ力ヲ合セテ、遂ニ今ノ如クニ神殿ヲ營ミ、再ヒ上古ノ神跡ヲ傳ヘケル、略之、按ニ、伊弉二尊天地部判ノ時、最初ニ種島ヲ生玉フトイ

ヒ、彦火々出見尊亀ノ魚ニ乘リ龍宮城ニ御幸ナト申事ハ、
 コノ島ノイヒ傳フル所ニテ、古書ノ趣ニ聊異ナレトモ、
 浦田神社ノ縁起ニハ稍據ルヘキヲ以テ爰ニ載セリ、

同島平山村熊野浦

○熊野權現 相傳、當島ノ領主左
 近將監攝時建立スト、

奉祀即熊野大神、

熊野窟ヨリ南海ニ横出スル石堤ノ如キ天然ノ巖アリ、人
 作ヲ嫉スシテ其石年々級ヲ重ネテ高キヲ加フ、又此海濱
 ニ毎年十二月除夜ニ、海中ヨリ自ト石一ヲ輸ス事、イニ
 シヘヨリ今ニ變ルコトナク、其石年々一ツ、ヲ出スカ故
 ニ、遂ニ海濱ハ一ノ陸ヲ成セリ、島民モテ海神ノ輸ス所
 ト云、亦奇矣、凡種島ニ六不思議ト称フルアリ、人作ヲ嫉スシテ石
 級ヲ重ルト、毎歲除夜ニ限リ石自ト寄來ルトハ、其
 尤キ者 又岩屋ト称スルモノアリ、巖壑虚明左右透昭曠
 ニシテ、其中ヲ通船スヘシ、或海中或瀉付螺列シテ、濛
 回詭狀詳ニスヘカラス、

書紀通證曰、鳥銃有種鳥者、天文八年、南蠻船首牟羅羅
 舍來多彌島赤尾木湊、傳鉄炮術於多弥島北條時堯、見後
 太平記・本朝通紀・九州記及南浦文集、其製原出自西番
 波羅多伽兒國、今按、鳥銃始テ種子島ニテ習ヒシハ、南
 浦文集ヲヨシトス、始天文十二年八月廿七日、南蠻船主

牟良叔舍鉄炮貳挺ヲ持來リ、銃藥ノ法ヲ種島ノ家臣篠川
 小四郎學得タリ、翌天文十三年、蠻船再ヒ來テ熊野浦ヘ
 着テ、コノ船中ニ鉄匠アリシヲ、島民金兵衛清貞ナル者、
 鉄炮張ノ法ヲ傳ヘ、新ニ數十口ヲ製ル、後ニ島人松下五
 郎三郎逆風ノ爲メ伊豆國ヘ漂到ス、海賊アリ、船中ノ器
 械ヲ取ラントス、松下鉄炮ヲ放テ百發百中、賊數人ヲ殲
 ス、人大ニ驚テ奇トシ、遂ニ習ヒ傳テ本朝ニ流布ス、○
 首陰逸史曰、天文十三年、西洋杜瓦爾國ノ商船、泊大隅
 海上種島、始傳鉄炮、島主時堯獲其術ヲ云々、○田邊府志
 曰、鉄炮ノ日本ニ來リシコト、天文八年庚辰極月二日、
 薩摩國ノ太守島津修理太夫義久年暮之使節ヲ祝ヒ、鉄炮
 五挺ヲ獻セラル、使者言上シテ云、近年天下コトノク
 擾亂シ、大樹ノ御軍慮モ安カラストイヘトモ、吾朝神國
 ノ靈驗新ニシテ、日本永ク兵革ノ根ヲ断ヘキ瑞現ニ、鉄
 炮當國ニ來授ストヲホヘ、四海太平ノ賀儀ニ獻スルヨシ
 言上セリ、將軍アツク感悅アリテ、実ニ是ハ本朝永ク治
 ルヘキ寶器ナリ、島津是ヲ捧ルコト忠心浅カラスト宣ヘ
 リ、按ニ、海東諸國記云、康寅三月、遂與宗義智等同發、
 時義智獻ニ孔雀及鳥銃・槍・刀等物、命放孔雀於南陽海
 島、下鳥銃於軍器等、我國之有鳥銃始此、○何氏兵錄云、

中國原無鳥銃、傳自倭夷得之、此与各種兵器不同、利能

洞甲、射能命中、弓矢勿及、○經國雄略云、鳥銃傳自倭

夷、十發九十即飛鳥皆可射落、因是得名云々、夫鉄炮ノ

兵器タル天下第一トス、ソノ器始テ本藩ヨリ傳ヘテ皇國

ニ編ク、而後朝鮮ニ渡シ、又西土ニ轉致セリ、本藩ノ人

今ニ至リ其術ニ達シ其妙ヲ窮ルモノ亦多シ、又按ニ、大

日本史高倉天皇承安二年秋七月九日丙子、伊豆國司奏、

有番船泊嚴島、載五六人、形如夜叉、登島傷殺十餘人、

衆欲殺之、腋下發火、燒禾稼、遂逃去、玉、今ソノ狀ヲ

ヲモフニ、腋下發火ヲ發ス、是即懷鉄炮ニシテ、禾稼ヲ燒

シハ火炮ナルヘシ、當時未鉄炮ノ物タルヲシラス、故國

人只ソノ狀ヲ奏聞セルナラム、慶長中、南島ヲ征シ玉フ

時、島民未鉄炮ノ器ヲシラス、相怖レテ語テ曰、棒ノ端

カラ火箭カ出テ人ヲ打倒ス、ソノ鋒當ルヘカラスト、即

腋下發火ト同日ノ談ナリ、又按ニ、鉄炮ノ名初テ太平記

ニ見ユ、是元史ニ所謂回々炮ナラン、

○安永二年荷月廿四日、清船漂流シテ赤尾木村ニ至ル、
題赤尾木島 邱仁瑞

赤尾嶼頭水月灣 兩邊巖石列方端

山居自得義人趣 堪洒皇々名利鑽

題熊野山 魏翔臻

霧々形雲起北方 秋高氣爽漸生涼

星河影約天濛霧 無限凄其熊野傍

孝義錄曰、熊毛郡種子島西面村野町人傳平五十八歲、天

明二年褒美、○同郡同島現和村浦人彌五郎、明和五年同

郡同島彌五郎娘けさ三十三歲、褒美、

○馬毛島 種子島所屬、○南北十八町、東西八町、或至

三四町、○馬毛ハ蓋熊毛ノ上略ナルヘシ、
駒路トイフハ熊毛ノ訛ナリ、

益救島 續紀○書紀ニ夜句、續紀ニ夜久・益久・夜占、○兩朝平壤錄・
日本風土記并作養久山、○海東諸國記作赤島、○圖書編作葉活

島、○琉球國
志略作野古

府南海上四十八里、周匝三十五里、港五ツ、大小村

落二十餘、栗生 長田 吉田 脇元 一湊 白子方

白雲 宮浦府 楠川 小瀬田 舟行 粟穂 黒石野

志登 麦生 原 尾間 小島 平内 戀泊 湯泊 中間

椎野 和名鈔、馭謨郡
信有 疑椎野轉、

書紀曰、推古天皇二十四年、掖玖人來、隋書流求傳作夷

邪久、夷邪久三字ニテヤクト讀 唐書作邪古者、并ニ今ノ南海

諸島ニテ、混稱スルモノ也、通證曰、琉球上世、與掖玖

混同其名、所謂小琉球者、或指益久而言、世法錄海貝亦可
證也、按、今南島人七島ヲ指シテ土噓喇トイフカコトク、

土噶喇ハ其一島寶島ノ名ナリ、掖玖亦此方ノ地ニ近キ端島ユエ、南島ヲ指シテヤクトイフハ、當時南島ノ各称未備カ故ナリ、餘ハ後ニ出ス、續紀文武天皇三年秋七月辛未、夜久從朝幸、而貢方物、授位賜物、○元明天皇靈龜元年、夜久來朝、各貢方物ト云々、其所謂夜久、是亦今ノ流求ナリ、同紀聖武天皇天平五年六月丁酉、賜多楸島益救郡大領外從六位下加理伽等一百三十六人多楸直、其益救郡ハ卽益救島ニシテ、此時ハ多楸島ノ内ナリシカ故ニ、別ニ屋久島ノ名ナシ、沿革ハ種子島ノ條ニ見ヘタリ、又按、天平五年、熊毛・益救・能滿ノ人等ニ朝廷命シテ官姓ヲ賜フモノ、通計一千一百十六人ナリ、其子孫モシ鶴ト化シ去リ、猿トナリ亡サラマシカハ、今ニ至テ退胃遺族亦多カルヘシ、而ヲ今種子・屋久ノ島民ハ平氏ノ殘黨、文治ノ餘燼ト覺ヘタルハイトオホツカナシ、ミツカラモ亦其祖ヲ認ス、其傳モ存フルナケレハ、詳ナルコト考フヘカラス、同紀孝謙天皇天平勝宝六年正月癸丑、太宰府奏、遣唐副使從四位上吉備朝臣眞備船、以去年十二月七日來着益久島、自是之後、自益久島進發、漂蕩着紀伊國牟漏崎、○延喜式部式曰、凡郡司者、一郡不得併用同姓、若他姓中無人可用者、雖同姓除同門、外聽任神郡、陸奥緣

邊郡・大隅馭謨・熊毛等郡者、不在制限、神郡トハ伊勢・飯野・度會・多氣等ニテ、諸國ニ凡テ郡アリシナリ、

○八重嶽ハ八重嶽トヘ屋久衆山ノ統呼也、中ノ佳景勝絶毛奉スヘカラス、島屋久ノ一島皆相環テ

山ナリ、其層巒重嶽錯峙矗立、若斷若聯八百万ヲモテ數

フ、蓋八重トハ、八重ノ隈路ノ如ク深ク遠キヲ稱スルノ

詞ナリ、山峯八重アルニ取ナトイフハ非ナリ、山々峯皆青翠叢灌茂林蒙翳ニシ

テ、未曾ツテ精童ノ者ナシ、碧樹綠杉鬱々蒼々、雲ヲ貫

キ天ニ入ル、一山ヲ登レハ又一山アリ、更ニ峯ヲ攀レハ

更ニ峯アリ、其間必一飛泉アレハ一流川アリ、深谷無底

絶壁天垂、或瀑布萬丈溪澗百道ナルモノニシテ、千山之

雪百川之水行トモ尽ス、望メトモ見ス、其中竦然トシテ

峻拔尤高キモノヲ御嶽トイフ、一曰宮浦嶽、二曰永田嶽、

三曰栗生嶽、三山對立ノ形鼎足ノ勢アリ、其麓ノ道各別

條アリ、三峯ノ絶頂四時冰雪堆積ス、其崇嶠赫々、天衢

ニ交リ蒼穹ヲ凌モノ如此、山腰常ニ雲霧縈帶シテ西東ヲ

辨カタシ、衆峯ノ四邊ニ巋然タルハ、宛モ兒孫ノ爺奶ヲ

擁從スルニ似タリ、唯海上浮シテ島ヲ距コト數十里、始

テ三峯ノ冢ヲ遠望スヘシ、蓋星槎勝覽、所謂重曼山、山

海經日月所出入、豈共ニコノ秀峰を指イヘルモ亦シルヘ

カラス、

里はまた冬のけしきのみえなくにいっしか屋久の雪の
八重嶽

○花江川 川ヲカウトイフ、屋久方言、此流ヲ谷中川トイフ、即粟穂川ノ源ナリ、天然ニシテ疊山剩

水ノ景容アリ、湖水ノ深寸ニ盈ス、纒ニ指爪ヲ浸スヘシ、
滿面平坦ニシテ浅深ナシ、始テ此ニ遊フモノヲノツカラ

人ヲシテ神爽飛起セシム、其間ニハ珍花・芳樹・靈巖・
奇石、環繞蟠結姿態秀妙、筆言イフヘカラス、蓋言神仙

秘區ト、抑古所謂蓬島瑤池テフモノ、惡此所ニ非サルコ
トヲシラヌ哉、益救ノ如キ殆ト寰宇ノ幽棲、本藩ノ第一

勝トイフヘシ、○東遊記後編曰、薩摩・大隅・日向ノ地
ハ甚南ニアリテ、最暖氣ノ國也、雪霜氷ノ類ハ其方角ニ

ヨリテ全無キ所アリ、其ユエハ彼地イカナル高山深谷ト
イヘトモ、三冬ニ度リテ雪有コトナシ、又人家ニ火燒ト

イフモノナシ、足袋・頭巾ノ類用ルニ不及、冬ハ天氣常
ニ晴朗、風モ強カラス、冬虫蟄セス、草木モ是ニ應シ、

蘇鉄蘭之類自然生ノ山有、橄欖・龍眼肉皆実リ、松竹常
ニ栄フ、北國ハ是ニ反ス云々、今按ニ、高山深谷雪氷ナ

ク、冬虫蟄セストハ非ナリ、又益救島ハ南ノ海島ニシテ、
八重嶽ノ絶頂ハ雪四時ニ絶ス、然ハソノ海底ヨリ根サン

タルノ長キヲ較イヘハ、富士山ニモ抗衡スヘントソ、
凡

土山登リ十里ニテ、正直立ノ高三十六町、浅間嶽ノ直高十二町、箱根山
直ノ高七町、是會田自在テヲ算者カ測量スル所ナリ、而富士五合ヨリ上
ハ艸木ナク頂ニ出水アリ、不増不減ニシテ、一
同三百人シテ汲トモ、盈滿シテ減少セストソ、

同郡同島宮浦村

益救神社 延喜式、俗称一品寶珠権現、亦須久比ノ神社、又靈權現社アリ、

奉祀彦火ト出見尊、

延喜神名式曰、大隅國馭謨郡一坐小益救神社

宮浦九景

詩歌撰人闕

一品浦夜雨

近渚篝燈小 陰雲度大江 却侵商客夢 微雨入船窓

芦の葉にそよく嵐に降雨もわかつてそぬるゝ浦の管舟

蠟燭山秋月

涼風吹木葉 明月玉啄秋 影擁金波色 瓊々滄海風

秋さむき山のあなたに照る月ハ千里の外に影をひたし

て

潮酌洵常燈

潮至松間靜 孤燈徹夜寒 幽魚窺影衆 漁夫下釣竿

舟寄る浦のしるへの燈は暁かけて影の寒むけさ

久本寺晚鐘

樵爨江村暮 孤鐘棲鳥歸 爲憐金刹境 使物動清機

杉村も尚をくふかき山寺をそれとはかりの入相のかね

羽神嶽瀑泉

水勢割山涌 千尋素練懸 神龍蟠屈處 時可上青天

山高ミみとりもふかき雲間より猶怪しけにかゝる白糸

後藤原夕照

郊原低接海 天際都斜林 外酒家在 樵漁多醉歸

ゆふ日さす野中の里のとまやよりさまゝ急く賤かい
となミ

城之平舊迹

上古平城迹 鬪體創業人 英雄千載後 一望濕衣巾

いつの世に誰任果し跡ならむ昔しゆかしき野邊の夕風

檜尾山暮雪

群岳拱其下 崢嶸積翠誇 可憐雲外雪 日暮尽爲花

暮かゝる山の高根の白雪に遠近人も寒むさますらん

城之山嶺松

嶺松霜雪古 碧色大虚空 中有金陽固 千秋東嶺雄

高きやのあともそれそと千代かけて雲間につゝく松の一

一村

同島安房村 即粟穂村

○怒竹居士ノ傳ニ曰、怒竹姓ハ泊氏、怒竹琉球ニ在ル時、家

左衛門殿ヘトアリ、此等ノ人疑クヘ前ニイヘル古ノ始メコノ村本佛
時ニ、天朝命シテ官爵ヲ賜ヒシモノ、遠裔ナラン、

寺ニ入テ書ヲ讀、遂ニ祝髮ス、蓋シ畜髮ニテハ他國ヘ出

ルコト不能カ故ニ僧形トナレリ、故ニ生涯書スル所ノ筆

迹等、拳テ皆儒者ノ語ニシテ、曾テソノ寺宗ノ妙法等ノ

佛號ナシ、慶長中、藤堂高虎ノ聘ニ應ジテ書ヲ講ス、高

虎卒セシ後本藩ヘ反リ琉球ニ適キ、世主王ノ師トナル、寛永

十八年尚賢王立、正保四年、慶安元年尚貞立、寛文八年卒、九年尚貞立、油繼志、

其後大坂ニ寓居シ朱学ヲ教授ス、是時年殆八十歳、明曆

年中屋久島ヘ反リ終ル、島民今ニ至リ其徳ヲ慕ヒ、其化

ヲ仰ケリ、蓋希世ノ偉人ナリ、傳ハ鳩巢文集 諸家人物誌

曰、怒竹ハ薩州ノ人、姓ヲ詳ニセス、或ハ薩州南ノ小島

舵工ノ子也、國柱謂、南小島ハ即屋久島ニシテ、舵工トハ島

民皆漁獵ヲ業トシ、通船ヲ事トス、故ニ云尔、少シ

テ髪ヲ削テ僧トナリ、京師ニ至リ、本能寺ニ居テ法華ヲ

學フ、然共心樂ス又薩州ニ歸ル、時ニ同州ノ人釈文之、四

書集註ヲ講スルヲ聞、大ニ喜テ曰、吾固ヨリ是アルヲ思

フ、果シテシカリ、是ヲステ、何ヲカ學ンヤト、遂ニ文

之ニ從學シテ儒トナリ、藤堂侯ニ聘セラル、侯逝シテ嗣

君學ヲ好ス、因薩州ニ歸リ、餘祿ヲ以親族郷人ノ貧ナル

者ヲ賑ヘシ、海ニ浮テ龍虬ニ適ク、琉球王敬シテ師事フ、

翁琉球ニ居事久シ、然トモ遠ク異國ニ就コトヲ樂マス、
乃去テ薩州ニ歸リ、又椽ヲ以郷黨ニ分コト始ノコトシ、
明曆ノ間ヲ以薩州ノ本邑ニ卒ス、
柱謂、本邑トハ即安房村、
墓ハ本佛寺ニ在リ、明曆四

年卒ス
トアリ、

孝義録曰、馭謨郡益久島栗生村百姓次右衛門、孝行者實

曆三年褒美、

○口永良部島クシエツラフシマ益久ノ屬島ニシテ、永良部村ト云、本島ノ南ニ距コト
三里、○周匝六里十八町、田數千九拾三石、○圖書編、
葉島トイフハ、
コノ島ナリ、

口永良部トハ、南島沖永良部ト對ヘイフ、口永良部ヨリ

七島ヲ經テ、大島深井浦マテ七十五里ノ洋中ヲ、阿摩美

津カ門トイフ、是阿摩美島ニ渡ルノ海路ナレハ也、又コ

ノ島ニハ青葉竹即臺明竹ナリ、甚多シ、イニシヘニ竹島ト称シ

ハ、今ノ屋久島カケテイヒシナルヘシ、後紀ニ多櫛國ノ

中能滿郡ヲ合馭謨ト見ヘシ能滿ハコノ島ニテ、當時ヨリ

屋久島ニ隸リシナリ、

鹿兒藩名勝考 日向 八

鹿兒藩名勝考卷之八

目次

- 一 住吉神社住吉書記
- 一 穗原書紀 附穗神社 小戸池 上津方男祠 上瀬川
- 一 櫻谷 橘嶽 眞木男祠 中瀬川 中津眞津男祠
- 一 磐根子 柄基 下瀬川 下津方男祠 檳榔島 中宮祠
- 一 山口祠 妻万祠
- 一 高千穂宮舊址古事記 附忍穂井 狹野神社
- 一 霧島岑神社續後紀 附稜川 女池 男池

一 霧島神社三代実録 附十握劔 割裂石 白鳥祠 黒園祠

一 宮祠 大王社

一 夷守延喜式 附雛守祠 須木郷

一 穆佐和名鈔 附栗野祠 月知梅

一 去飛川延喜式 附法華嶽寺 瓜生

日向國部第一

日向國 ヒツカ 日向ハ推古紀、辟武伽、○和名鈔ニ比字加トアルヘ、比武加ノ音便ニ轉リタル者也

古事記曰、於是伊邪那伎命・伊邪那美命云々、次生筑紫島、此島亦身一而、有面四、每面有名、故筑紫國謂白日別、豐國謂豐日別、肥國謂速日別、日向國謂豐久士比泥別、熊曾國謂建日別云々、然ルニ眞福本古事記ニハ、肥國謂建日向日豐久士比泥別トアルヲ以テ、舊本ノ日向國謂豐久士比泥別トハ、錯文也トセル事、本居氏カ傳ニ委曲ニ論ヒタリ、今按ニ、舊本却テ從フヘキニヤ、今ソノ一二ライハンニ、此島身一而有面四トイフハ、此島ハ即筑紫國ニシテ、筑紫ノ島ノ外ニ筑紫國アルニ非ス、故筑紫國謂白日別、白日別ハ筑紫ノ惣称ナレハ、万葉ナトニモ白縫筑紫トアル、白縫ハ即白日ト同シ、ソノ白日別ハ今ノ筑ノ前後州ノミライフニハアラス、然ルヲ本居氏カ

イフ所ハ、筑紫島ノ中別ニ筑紫國ヲ拳テ其國ヲ白日別トシ、又肥國建日向日豊久志比泥別トナシテ、日向國ナキ方ヲ差スルノ説ナリ、ソハ肥國ト日向國トヲ一ニ立テハ、有面四トイフノ數ニ合カタク、有面五トナケレハ一國足ラハヌカ故也、サレト前ニイフ如ク、筑紫島ノ外ニ筑紫國ヲ立ヘキニアラス、假令ハ同紀ニ、次生伊豫之ニ一名島、此島者身一而有面四云々、故伊豫國謂愛比賣トアリテ、今ノ四國モ本ハ伊豫之二名トイヒテ、伊豫國モ其中ニ在レルカ如ク、今ノ九州モ筑紫島トアリテ、筑ノ前後州モソノ中ニ加リシカ如シ、サテ肥國・日向國テフ號モ景行天皇ノ御時ニ防リカハ、以上ノ國モ筑紫島ノ中ニシテ、本ハ豊國・肥國・日向・熊襲ノ四ヲ、豊日別・速日別・豊久志比泥別・建日別トイフテ、コレヲ有面四、每面有名トイヒシニハアラサル欤、コノ豊久志比泥ハ豊奇靈ニテ、例ノ美称也、即穗日峯・穗觸峯ナトモ、ソノ久志比泥ノ地ニ在カラ峯ノ名ニ負セシニテ、日向ノ古名タルコト著キヤヤ、○景行紀十七年三月、天皇幸子湯縣、遊于丹裳小野、時東望謂左右曰、是國直向於日出方、故號其國曰日向也、○日向風土記曰、日向國首坎尾離、北隣豊後、南接大隅、西連肥後、東限大隅、東西凡百五十里二

十五步、南北凡百七十八里五步、鱗介正物不鮮、桑麻多而穀不多、郡五所、郷六十一所、莊十三所、又曰、不比牟加比、而云比宇賀者、牟加比對敵ノ称也、宇賀敬順之詞也、日本風土記作兄加、○延喜式、行程上十三日、下六日、周匝二百八里三十三間、○國造本紀曰、輕島豊明朝御世座豊玉別皇子三世孫老男、定賜日向國造、○景行紀、妃日向髮長大田根、生日向襲津彥皇子、次妃襲武媛、生國乳別皇子與國別皇子・豊戸別皇子、按、和名抄、諸縣郡大田・襲津・襲武等ハ、并ニ襲國ニ據レル者ニテ、以上ノ女子皇男ハ其地名ヲ以テ称セシナリ、○續紀天平宝字六年正月、從五位下田口朝臣大戸爲日向守、○天平神護元年十一月、奈良曆等事覺之日、仲滿誣以黨逆、左遷日向拯、○延曆三年九月、伊豫守從五位下藤原朝臣末茂、坐事左降日向介、○延曆六年閏五月、陸奥鎮守將軍正五位上百濟王俊哲、坐事左降日向權介、此以下三代實錄ニ至リ、日向ノ守介據ニ到任ノ人數拳ニ違アラス、○人丸集、日向ノ歌ニ、あはぬさひうかりけるとそおもほゆれ身をはこかせとしるしなれば、○枕冊子、一條帝の即位皇后定子即位の御めのとの大輔の、けふ日向へくたるに給はする扇即位ものなかに、かたつかたにハ、日いと花やかにさして、旅人のあるところ、井手の中將の館なといふさま、いとをかしよう書て、いま片つかたには、京の

た雨いミしう降たるに、なかめたる人たと書たるに、皇
后の御歌、あかねさす日にむかひてもおもひてよミヤ
こははれぬなかめすらん、とことには御手つからかゝせ
給ひし、あはれ也、さる君をおき奉りて遠くこそ、えい
くましけれ、

○日向國印 集古
十種



古者諸國皆
有印即 朝
廷所賜官府
所以奉行也

モロコシ
諸縣郡 和名鈔、諸縣、牟良加多、今言
毛呂加多、據書記則今言爲是、

日向風土記曰、此郡曩時無鄉村里之名、唯縣耳有焉、因
曰諸縣、郷十二、莊三、○今一郡所管十九郷六十四村、
周匝九十五里七町十間半、○景行紀十八年、諸縣君泉媛
依獻大御食、而其族會之、○應神紀十一年、有人奏之曰、
日向國有孃子、名髮長媛、即諸縣君牛諸井之女也云々、

十三年春三月、天皇遣專使、以徵髮長媛、秋九月中、髮
長媛至向日向、便安置於桑津邑、一曰、日向諸縣ノ君牛、
仕于朝廷年既老耆、之不能仕、仍致仕退於本土、則貢上
己女髮長媛、

スミヨシ
末吉郷ニノ方村 二方村、旧名ハ稻井原村・宮路村、今併テ爲
一ケ村、○此処大隅・日向二國ノ界、故ニ俗

ニノ方村ト呼ナセシト見ヘタリ、住吉山絶頂ニ纏石ト大石ア
リ、日隅ノ界石トス、中ヨリニツニ破レテ、日向・大隅ニ相分ル、
此東南ヲ都テ檣原トイフ、神廟在處ハ彌渺
郡ニ係ル、檣大明神ヨリ西方五町餘ナリ、

住吉神社 住吉舊記山上ニ在リ、石燈數十、
級 左右叢灌茂密、就中檣樹多シ、

奉祀底筒男命・中筒男命・表筒男命、例祭九月九日、十一月
廿五日、流籠馬アリ、

府巽位十六里

書紀曰、伊弉諾尊沈濯於海底、因以生神號曰底筒男命、
又潛濯於湖中、因以生神號曰中筒男命、又浮濯於湖上、
因以生神號曰表筒男命、是即住吉大神也、攝津國風土記
曰、所以称住吉者、昔息長足比賣天皇世、住吉大神現出、
而巡行天下、竟可住國、時到於沼名掠之長岡之前、前者今
邊是、乃謂斯実可住之國、遂讚称之云眞住吉國、乃是定
其地、

神社、今俗略之、直称須美乃觀、眞ノ字省ケルカ故ニ、略之ト
其ヨリ諸國ニモ住吉神社多ク建ラレシナルヘシ、○和名鈔、攝津國 住
住吉ハ須三頭之、是スミノエラスミヨシト称ノ始ニテヤアルヘキ、
吉舊記曰、攝津國坐住吉大神和魂也、荒魂ハ筑紫之小戸
ニ鎮坐、○兼良纂疏曰、住吉大明神、其荒魂在筑紫小戸、

和魂神功皇后征三韓、前陰隱玉體、而現坐攝州、○攝津

國住吉郡・筑前國那珂郡・長門國豊浦郡三所并有住吉大

神社、蓋コノ楳原上中下之三川、則伊弉諾尊最初ニ盪漉

シテ、八十狂津日神以下神直日・大直日神等ヲ出生シ玉

フハ、今ノ佐土原若ハ延岡ノ楳原テフ海中ノ事ナラン、

書紀ニ、往至筑紫日向小戸橋之楳原、而祓除焉云々、因以

生神號曰神直日神、次大直日神トアリテ、又沈濯於海底、

因以生神號云々、是即住吉大神矣トアリ、又沈濯於海底

ノ又字ニテ、上瀨・下瀨・中瀨トハ別處ナルヲ察ルヘシ、

其ヨシハ次々ニテイフヘク、具原和爾雅ニ、筑前ノ住吉ヲ以テ

セシハ、各ソノ國ニ荷擔ストモイフヘキ歟、古事記傳、引書紀神功卷曰、

三神御皇后曰、我荒魂令祭於穴門山田ノ邑也、時穴門ノ直之祖踐立、津

守連之祖田袋見ノ宿禰、啓テ于皇后曰云ミトアリテ、荒魂ヲ穴門ニ祠玉

フ、時ニ踐立ヲソノ神主ト爲玉フ由ミヘタレハ、其後ニ和魂ヲ津國ニ祠

リ玉フ、時ニカノ田袋見ヲハ、ソノ神主ト爲玉ヒシナルヘシ、式ニ、住

吉坐神社、又曰、長門國豊浦郡住吉坐荒魂神社、并名神大、筑前國那

珂郡住吉神社三坐、并名神大、此外香岐・對馬ナト皆コノ社アリ、然レ

ハ住吉勸請ノ地コソ、筑前ニモ旧カレヘキ、何ソ出現ノ地トシモ定ムレ

哉、

名所神祇

三位龍伯公

そのかみの世も遠からて西の海浪にそむかふ住吉の濱

慶長二年六月廿一日、住吉大明神ニ御立願の事によ

り、近衛殿を頼玉ひ、和歌會なし玉ふる時、

社頭祝

同公

ゆふたすきかけて千とせを祈る哉世々に引へきためし

思へハ

寄神祝

君か代を猶よろつ代と守れとや國津御神に祈り掛けん

月前松風

四方のあらし一木の松にをさまりて空に曇らぬ月を見

る哉

この外數十首、此に省けり、

數く此廟に詣て和歌を詠し玉ふうち、

中納言家久公

秋の色にうつる梢も住よしの神代の松はあらはれにけ

り

又慶長五年四月十一日、當座祝

同公

行末も猶そしらるゝくにのあまつ御神の恵ミある

又住吉大明神の題にて、

す春すミよしの神の守を松の風吹きてさそへ春のうらゝ

に

みみわたせは霞の衣いろはへて花に分行ふるさとのそ

ら

よ四方の海さわかぬ浪に行月の影も長閑に夜舟いそか

ん

し夏賤かすむ里の蚊遣りや怪人の心をみするけふりなる

らん

たたか郷に鳴て来つらん蜀魂我も待夜の敷をしらせん

い秋幾とせの秋にかあひぬゆふへく詠めにあかぬ月の

色哉

ミみれハげに宿はさなから仙人のすむかとそおもふ白

菊の花

ややすからぬうき世は露の朝ほらけ光待まに秋そふけ

ゆく

ううすくこく積れる雪「本ノマ、」いたかなる代ハ時めけるため

し也らん

し霜しろき寢覚の床のさえく夜半にしはなく友千

鳥哉

むむつことの今もたへせし羽をならへ枝をつらぬる中

の契りは

この社にまうてし時、

遊行上人

言の葉の道こそたえね世々の末よし住吉の光くもらて

前ニ謂ルカコトク、此住吉廟ハ末吉郷ノ中ニテ、郡ハ贈

喉郡ニ属シヌレト、次ノ榎原ヲ嗣出セルカ爲ニ爰ニ収リ、

又コノ住吉山ニ、松七本・樟七本・椎七本合テ廿一本ヲ

神木ト崇メ來ル、ソノ樹今ハ詳ナラス、社ノ左側ニヲヒ

テソノ靈ヲ祠レリ、孝義録曰、大隅國末吉郷田尻村ニ住

ル孝行者百姓次郎左衛門・休右衛門トテ兄弟ノ者アリ、

母ハ延享年中ニ病テウセ、父ノミヒトリ有テ、常ニ徒然

ナラン事ヲ恐レ、父ノ住ル方ニ行テ好メル食味ヲス、メ、

夜ハ添寢シテ物語シ、奉養ニ心ヲ尽セリ、寛延ノ比父モ

ウセニシカハ、兄弟カナシヒニタヘス、朝夕ニ父ノイマ

セル時ノ席ヲ拂ヒ清メ、位牌ヲマウケ、酒茶ヲス、メ、

又ハ初物ヲ備ヘシ事、父ノイマセシ時ニ異ナラス、既ニ

三年ヲ經タレトモ、父ノ手ヲレシ調度ナト外ニ移スニ忍

ヒス、本ノ所ニ連ネヲケリ、ハテニ兄ノ次郎左衛門ヲ父

ノ本住メル方ニウツラセ、父トシテツカヘケレハ、兄モ

亦弟ヲ愛スルコト深カリケリ、カ、ル事トモ一郷ニ聞エ

テ、寶曆三年十一月、領主ヨリ褒美トシテ兄弟ニ、ヲノ
 〳〵米ソコハクヲ取ラセケリ、○同郷中島村ノ百姓次左
 衛門、母ハ世ヲ早ウシ父ノミヒトリアリケルカ、家貧シ
 ケレハヨロツ心ニマカセネト、奉養殘ルカタナク力ヲ尽
 シテアツカヒケリ、延享ノ初、父モ病テウセニシカハ、
 其悲ヒ甚シク、三日カ程ハ食ヲモクハス、其後日コトニ
 父ノ墓ニマウテ、弘ヒキヨメ、歎カナシメル事八年ノ間
 カハルコトナシ、月コトノ忌日ニハ菩提寺ナル龍津寺へ
 香花ノ料ヲモチ行テ、其追福ヲイトナミケリ、宝曆二年
 十一月、領主ヨリ褒美シテ、錢ソコハクヲソトラセケル、

諸縣郡末吉郷南郷村 南之郷、舊名大裏村・中裏村・袴村之三村後併爲一村名南郷村、即往首都城之

疆域、後、
割爲郷也、

楳原 書紀ノ古事記作阿波原、楳原ハ松原・楡原・柳原・藤原ナトノ類ニテ、此木ノ多ク生ヒタル地ヲイフ、コノ楳樹ハ今世ニ青木トイヒ、西州ニテ山竹トモ呼テ、枝幹トモニ青緑色ノ常葉樹ナリ、二月白小花ヲ攢開、冬ニ至リ指頭許ノ赤実離々テ觀ルヘシ、多ク庭院ニ栽ルモノニテ、世人ノ普ク知ル所ナリ、扱楳ノ字ニ就テ當否ヲ議スレト、コノ楳字實ニ允充トス、揚井庵文集ニ云、謝眺カ詩、楳木ハ枝葉可愛、青松忽似萬年枝、三體詩注、以爲冬青非也、神木疏云、楳木ハ枝葉可愛、二月花白子似杏、今官園種之取億萬之義、改名萬歲樹、卽此也ト云々、崇道皇ノ用字、皆當初西土人ノ質問ニ出テ、其不乖コト率カクノ如シ、今ノ西土人呼テ楳樹トモイフトシ、此楳木ハ前ニ出タル住吉山ナトハ一切ニ茂生ス、信ニ楳原トイフヘキ處ナリ

コノ楳原テフ地名ハ、大ムカシハ日向南邊ノ海國ヲ統稱シニテ、一小區ノ事トハ見ヘズ、日向風土記、楳原郷ヲ

兒湯ノ郡ノ中ニ載タリ、和名鈔ノ都於ヨリ赤江ノ中村トイヘルアタリニ楳原ノ名アリ、是ナルヘシ、今橋嶽ノ南ノ曠野、末ハ笠野原ニ連キテ、中津瀬ノ川上マテヲ弥望ニ、山河清麗植物豊暢シテ數十里ニ亘リ、三瀬ノ勢巴曲ノ如クニシテ、青巒其間ニ環列リ、美哉、山川誠ニ神代ノ靈蹤也、

名所小鏡

肥後山石

楳か原霧のうきはしかゝるなり

筑前宇橋

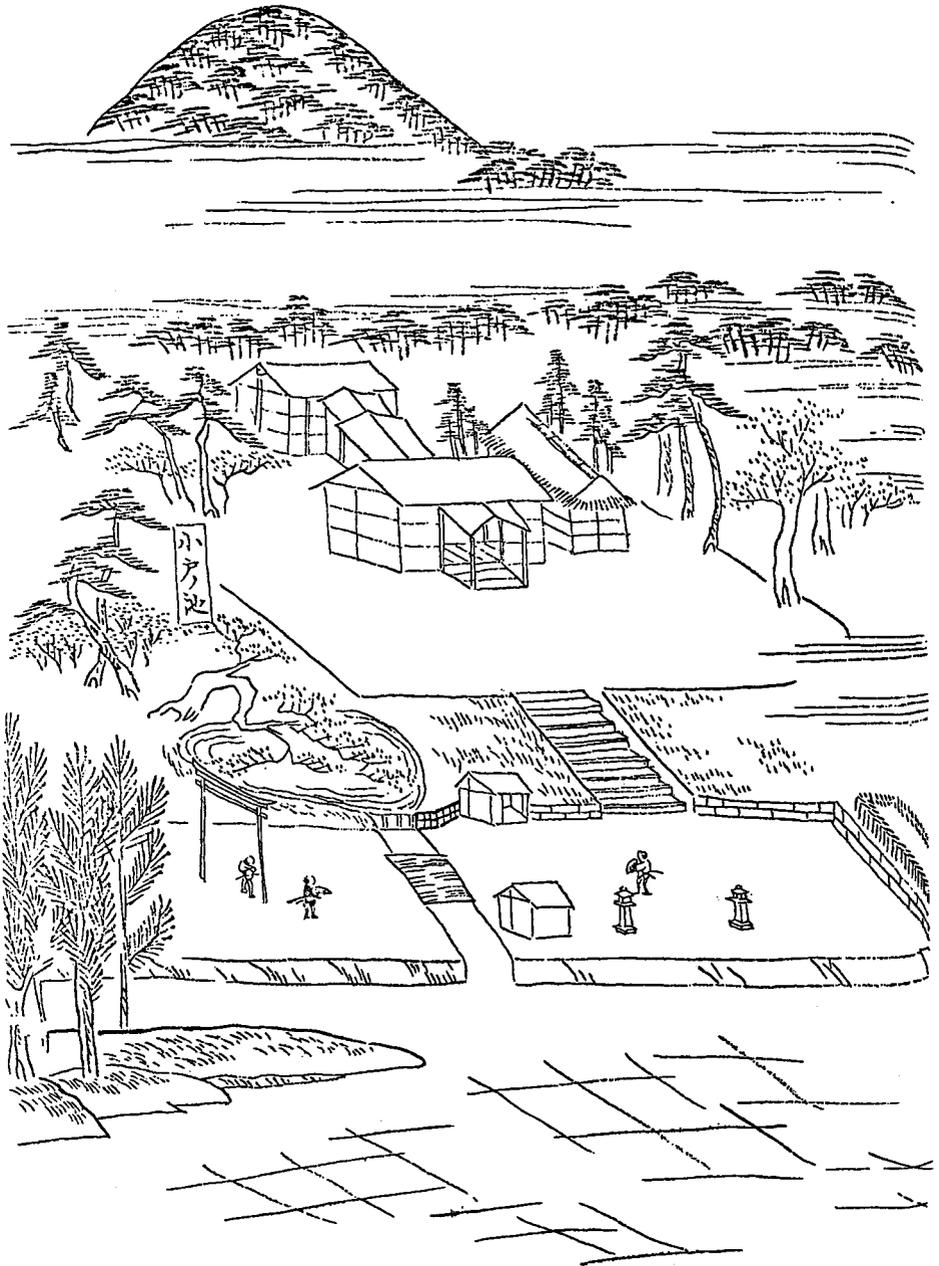
涼しさや楳か原の白幣

○楳神社 即在楳原、南ニ向リ

奉祀伊弉諾尊、内陣ニ木像二座、蓋其一座ハ再尊ナリ、十一月廿四日、寛保三年癸亥閏四月、寛陽公再建之規制始テ大ナリ、宝殿ハ山ノ側ニ在リ、層階數級ヲ登ル、

府巽位十六里餘

書紀曰、伊弉諾尊曰、吾前到於不須凶目汗穢之處、故當滌去吾身之濁穢、則往至筑紫日向小戸橋之楳原、而拔除焉、又曰故還向於橋之小門而拂濯、見其曰還向之言、則諾尊居于茲者著矣、或謂在筑前那珂、仲哀紀曰、神功皇后親爲神主云々、曰於日向國橋小門之水底所居、而水葉雅之出居神名、表筒男・中筒男・底筒男神之有也、



神道百首

卜部兼邦

橋の小戸の身拔を始にて今も清むる我が身也けり

此邊以東ヲ都城トイフ、太初伊弉諾尊ノ旧都ニシテ、其後高千穂宮ヲ建玉ヒシ靈域也、通證谷重遠曰、古諺相傳言、伊勢・日向之物語、則天造草昧之初、東西兩國之談、蓋亦多矣、卜部兼俱曰、伊勢ヤ日向ノ神ナレト、誓ハ同シカルヘシトイフハ此事ナリ、○澁川春海曰、夫天文者造化之首、於筑紫日向小戸、測日之三天、悟兩曜之道、曆法者天皇之元、於華夏和州橿原、序年之四時、隨天道之影、自爾以降爲神聖之政事也、我國立天統、當与天地無窮者矣、所以諸國七道亦准之、正姓撰氏、國守連綿而至于今、萬國無倫矣、以下略ス、國守ハ即薩隅國統ライフナリ、 橿原ニ上津瀬・中津瀬・下津瀬・櫻谷・橋嶽・小戸之池等ノ名迹現在ス、凡中津ヨリ上津マテ三十町、中津ヨリ下津マテ二十五町、中津ヨリ住吉マテ十五町アリ、此地ノ神祠・名所左ニ挙ヌ、

○小戸池 橋ノ右側ニ在リ、今荒廢シテ、池ノ回三十三間、池中ニ石甚多シ、清泉常ニ湧出テ四時ニ増減ナシ、水勢最鋭ク、婦人此水ヲ飲ハ安産也トテ、遠近トナク臨月ニハ必ス橋ノ祠ニ祈リ請テ、コノ靈泉ヲ掬飲コトナリ、

新後拾遺集

津守國重

橋の小戸の潮瀬に洗れて昔ふりにし神そこのかみ

名所小鏡

日向我樂

小戸の瀬や神代の水抜ふく嵐

此橋小門ハ海宮遊行ノ段ニモアリ、又小戸橋ナトモ見ヘテ、一所ノ地名トハ定メカタケレト、必水ナトノ落口ノ小キ水門ニテモアリナントイヘリ、
○上津方男祠 同所ノ山中ニテ、ムカシハ是ヨリ丑方四町許ニ在リシ下津瀬ニ至ル、ソノ路次ニ由テ登載ス、

奉祀八十禍津日神・表津少童命・表筒男命、例祭二月朔申日、十一月初申日、猪鹿ヲ牲トス、今社内ニ鹿ノ角ヲ納ムル甚タ多シ、

按、是宜シク八十狂津日神ヲ祀ルナルヘシ、少童筒男ハソノ配享ニ似タリ、以下亦此ニ倣ヒ見ヨ、

○上津瀬川 片鹿男祠ノ丑方七町許ニ在リテ、川瀧ニ間許、源ハ都城山ヨリ出テ、末志布志郷田浦村ニ出ツ、

此川石壇ノ滑ヲ漲リ流レテ、駄コト飛泉ノ如シ、伊弉諾尊ノ興言曰、上瀬ハ太疾ト、正ニコノ川タルコト疑ヒナシ、

名所小鏡

伊勢春波

潮くらし上津瀬さして啼千鳥

○櫻谷 南之郷村ニ在リ

橋ノヨリ一里十八町程東ノ山ヲ高山・短山トイヒ、西ノ山ヲ櫻カ平ト稱フ、東西ノ山峽ニ川流ルモノ峽、即櫻谷

ナリ、谷ノ内ニ窟アリ、俗ニ天之警戸ト呼フ、窟ノ前ニ高六七尺ノ瀧アリ、俗ニ中臣ノ被ニ、所謂高山乃末、短山乃末、佐久那太理ニ落瀧津、速川ノ瀨テフハ、此所ノ実景ナリトイヒ傳フ、佐久那ニ通ヒ、久那ヘ久良ニ通ヒテ谷ノ事也、太理ハ水ノ落ルヲ云 又東ノ高山ノ嶺越ヲ高天カ原ト称フ、

○橋ハシ 嶽タケ 南之郷村ニ在リ

櫛ハシ 祠丑方二十八町程連山ニテ、其一峯ヲ橋嶽トイヒ、ソノ下ノ谷ヲ橋カ谷ト呼ヘリ、樹木蔭森タリ、此谷間ニ水流レ出テ、中津瀨ニ注ク、

○眞木男祠マキヲノ 橋カ嶽ノ半嶺ニ在リ、麓ヨリ十町許モ山路ヲ登ルナリ、寛文二年正月、再興ノ棟札ヲ納ム、

奉祀底津少童命・中津少童命・表津少童命、例祭十一月廿六日

○中津瀨川ナカツノ 南之郷村ニ在リ

此川源ハ橋嶽ノ山中ヨリ出テ、櫛カ原ヲ東ヨリシテ西ニ流レ、都城ヲ經テ、末ハ日州赤江湊ニ出ル也、中津瀨ノ濟凡十間許ニシテ、其流駛カラス弱カラス、清潔鏡ルヘシ、底ハ細石ヲ布滿タルカ如ク、奇絶ノ麗水ナリ、

○中津眞津男祠ナカツノマコトヲノ 即中津瀨瀨ノ嶺上ニ在リ、櫛祠ヨリ辰ノ方十三町許ナリ、

奉祀神直日神・中津少童命・中筒男命、例祭正月元日、九月酉日

コノ社壇ノ右側ニ巨樟樹アリ、圍ニ二丈四尺、相傳云、伊弉諾尊遂將盪滌身所汚、乃興言曰、上瀨是太疾、下瀨是

太弱、便濯之中瀨、○古事記曰、於是詔之、上瀨者瀨速、下瀨者瀨弱、而初於中瀨隨迦豆伎而滌、時所成坐神名八十禍津日神、次大禍津日神、此二神者所到其穢繁國之時、因汚垢而所成之神者也、次爲直其禍而所成神名、神直毘神、次大直毘神、次伊豆能賣神、此中津瀨ニ降タチテトハ、瀨降ノ意トアレハ、今ノ樟樹ノ址ハ瀨降玉フノ実迹ヲ傳ヘシナルヘシ、本文ノ隨ハ降字ノ誤ニテ、所謂瀨識津比羊ハ此ノ故事モテ稱シトモイハタリ

○磐根子イハネコ 中津瀨川ノ水中ニ在ル磐石ノ名ニテ、櫛祠ヨリ卯方六町餘、南ノ岸ノ淵ニ在リ、石色黃ニシテ形ハ瓜ノ如シ、水中ニ見ル所、凡三尺六寸、横二尺八寸許、其土中ニ埋レリ、根ハ幾尋ヲ測ルヘカラス、每歲洪水ノ時沙石ニ埋レ、歲ヲ經テ又現レ出ツ、神人ノ説ニハ中臣故ニ、磐根樹立御片葉ヲモ言止テ、アルハ、此石ノ事ト立ヘト、此ハ蓋住古天皇ノ御諱ヲ其根子ノ天皇ト申奉レルカ如ク、當磐堅磐ニ天下ノ動カヌ初ヲ基置レシ

太古ノ神石ナルヘシ、

○柄基ツグモ 亦橋柱ト称フ、柄ハ根本ノ義、刀柄ナトモ刀ノ本ノ意也、コハ中津瀨川隈埭ノ南方廣田地ノ中ニ、突然ト離立タル白沙ノ丘壘ノ名、

柄基ハ櫛祠ヨリ戌亥方凡廿町許ニ在リ、其高五六間許、回リ十一間餘、土人相傳言、天之浮橋ノ根本也、

因テ此田ノ字ヲ浮橋トイヒ、コノ近境ヲ橋坐ト称フ、石ナトノマサラヌ白沙ノ丘ナルヲ、崩ス蹇ス今ニ至リ、又霧島嶽ヨリ朝夕ノ霧棚引テハ、必此柄基ニ靡キテ、宛然

橋ヲ架セルノ光景アリ、昔ヨリシテ、コノ丘ノ白沙ヲ削リ取コトヲ得サルノ風俗ナリトソ、按ニ、秘典府鈔曰、

天浮橋ハ日向國天ウケダト云所也ト云々、アマウケタハ

即コノ浮橋田ノ事ナルヘシ、ウケトハ即浮ナリ、古事記傳曰、天浮橋ハ天ト地トノ間ヲ神タチノ昇降り通ヒ玉フ路ニ掛レル橋ナリ、後人ノ例ニ、漢籍意ヲモテ賢キ説トモハ云ニ足ネハ論ハス、丹後國風土記曰、與謝郡郡家東北隅方有速石里、此里之海有長大石前、長二千二百廿九丈、廣或所九丈以下、或所十丈以上廿丈、先名天梯立、後名靈濱、然云者國生大神伊射奈藝命、天爲通行而梯作立、故云天梯立、神御寢坐間伏云々、又播磨國風土記曰、賀古郡益氣里有石橋、傳云、上古之時此橋至天、八十人衆上下往來、故曰八十橋、○三大考曰、天浮橋ノ往來ノ事、初伊邪那伎・伊邪那美命ノ往來賜ヒシホトナトハ、天ト地トノ間イト近ク聞ヘタルヲ、今皇御孫命ノ天降坐時ノサマハ甚タ遠ク聞ヘテ、漸ニ相遠サカリタルホト見ヘタリ、ソモく天浮橋ハ天ト地ト相連續ケル蒂ツツニテ、天地ノ漸クニ相遠サカリユクニ隨ヒテ、此蒂モ漸々ニ細ク微クナリテ、皇御孫命ノ天降坐シテ此蒂有シカ、既ニ本ノマ、天ニ降坐テ終斷離テ、永ク天ト地トノ往來止ル也、是ヲ物ニ譬ヘテイハ、兒ノ臍蒂ノ胞衣トツ、キタルカ、既ニ生レテハ斷離ル、如ク、又木艸ノ実ノ熟スレハ蒂落ノスルカ如シ、コレラハタ、ニ其狀ノ似タルノミナラス、

其理全ク同シコト也、イカニトイフニ、皇御孫命ノ天降坐セルハ、兒ノ生レ出タルカ如シ、又二柱大神ノ生成玉ヒ、天照大御神ノ生坐ル此御國ノ君ノ定マリ玉ヒテ、天降來坐テ所知看ノ天地國ノ事、全ク成竟タルナレバ、コレ木艸ノ実ノ成竟テ熟ルト全ク同シ理ナラスヤ云々、又曰、天浮橋ノ事、古書トモヲ考ルニ一ノミニアラス、此処彼処ニ有シ如クニモ見ユ、其ハ彼ノ蒂ハタ、一條ナカラ、下ノ方地ヘ降ル路ハ幾條モ分レテアリシニヤ、又ハ彼蒂ノ下ノ方ハ數條ニ分レテアリシニヤ、サルコマカナル事ハ知カタシ、何レニテモ凡テノサマハカハルコトナシ云々、コノ柄基ナトモ、コノ蒂ノ地ニ連續ルアトニテ、諸尊ノ天ニ往來マシキ処ナルヘシ、今ヤ數萬歲ノ後ニ及ヒテ、ソノ語嗣ル迹ノ傳リテ、其ヲ又尊ミテ削ラス除カス、又今ヨリ數萬歲ノ後ニモ流ツツヘ行ナントスナル、此吾邦イニシヘノ故実ヲ存在アライマニセル忠誠ノヒトツニシテ、世々ノ大御代ヲ治メ行玉フニモ、ソカ法政ノマニく私ノ賢ヲ用ヒス謀ラス、國安ク家脩ルノ風土ナリ、コノ意ノ味ヲ旨ク甘ヒナンコソユカシカルヘキ道ナラスヤ、

○下津瀨川南ノ郷村ニ在

源ハ同村ノ鹿谷ニ出テ、松山郷ヲ經テ志布志郷安樂川ニ

注ク、

○下津方男祠レモツカタカヲノ下津瀬ノ上ニ在リ、櫛祠、辰巳ノ方二十八町許ナリ、

奉祀大直日神・底津少童命・底筒男命、例祭十一月申日、慶長十四年

廿四日ノ棟札ヲ納ム、

此神社ノ前ヲ下津瀬ノ濟トス、瀧二間許、ソノ流溜水ノ如クニテ、淀滯テ清ルノミ、下瀬太弱トアルニ聊違ハス、ソモノ上瀬・中瀬・下瀬トハ、同シ川ニ三ノ湍瀬アルニアラス、三ノ川流レテ、各別ニテ上中下ノ名ヲ得タルナリ、サテ上瀬ハ疾コト瀧ノコトク、下瀬ハ滯水ノ如ク、中瀬川ノミ駄カラス弱カラス、今ニ至テソノ川流ノ轉變コトナクシテ、神世ノマ、ノ面目ヲ存遺ルコト最貴ムヘシ、仰クヘシ、夫諾尊ノ此處ニヲヒテ祓除ヲ修玉ヒシ事ハ、所謂尽天地海而盪滌焉ト見ヘテ、黄泉ノ濁穢ヲ滌去玉ハシコトヲ興言シ、天下ニ布告シメ、天上地下ノ分ヲ清明ニシ、日月ニ神ヲ生成玉フノ極ニ至ル、是所謂天地開闢ノ事狀也、故ニ先始ニ阿波ノ水門・豊後ノ名門ヲモ臨觀シ、此二門ハ宜シク其所ニ非サルヲモテ、更ニ還向於橋之小門トアルコトキ、編ク天下ノ勝處靈地ヲ擇ミ、又疾弱ヲ捨テ中瀬ニ就玉フ、其丁寧親切ナルコト、譬ハ後世大嘗會國郡卜定ナトノ式少シク是ニ准フヘク、サテ

西ハ大隅佐多岬ヲ限り、東ハ日向縣ノ極ニ到リ、祓除ヲ

修玉フ齋陽ノ疆内トナサレシトソ見ヘタル、故ニ又沈瀧

於海底ナトアルハ、乃祓除ノ靈陽唯一所ノミニ非サルノ

證ナリ、此ニ由テ日向ヨリ筑前ニ及テ、小戸・立花・櫛

原等ノ地名ヲ存シ、又住吉大神ナトノ祠廟モ在リテ、遠

ク廣ク世ニイヒ傳ヘタルニテソアルヘキヤ、古事記傳曰、

ヲ中ト云ハ、モト此中津瀬ヨリ出タル言ニテ、清明ト云コトナラン、其故

ハ今觀シ玉ヒテ清明クナリタマフ瀬ナレハナリ、○ミソキハ身滌ナリ、

必ス水邊ニ出テスルニ限りテ云ヘリ、又コリトテ水浴ルコトナリ、皆歎

ノ意ハヘナリ、コリハ川降ノ約タルニテ、垢離ノ字ヲ書ヒテ足ラズ、

神功紀ニ、於日向國橋小門之水底、所居水葉稚之出居ナトアレハ、諾

尊ノ身滌ハ、必ス此中瀬ノ川上シテ爲玉ヒシ事ハ著シ又ハラヒハ拂ナリ、

今俗ニ物ヲ買タル直ヲ出スラ拂ヒトモ、拂ラスルトモイフハ、祓除ノ

意ニ當リ、又コレヲ濟ストイフモ、令清ノ意ニテ、故ノ義ニ通ヘリ、

ソモノコノ櫛カ原ハ、橋力嶽高ク聳テ雲樹蒼々トシテ、

萬年ノ聲ヲ號ヒ、三川巴ノ如ク回リテ、決々トシテ千秋

ノ影ヲ移シ、夏ノ風花香ヲ送り、春ノ雨艸色ヲ滋セリ、

蓋神聖ノ舊都ニシテ不變ノ芳躅也、

櫛原故迹記

從三位卜部朝臣兼連

日州橋之櫛原、上古之神迹也、載于國史、在于人口炳々

焉、神代卷曰、伊弉諾尊當滌去吾身之濁穢、則往至筑紫

日向小戸橋之櫛原、而祓除焉、遂將滌身之所汚、乃興言

曰、上瀬是太疾、下瀬是太弱、便濯之中瀬也、因以生神

号曰八十狂津日神、次將矯其狂、而生神号曰神直日神、

次大直日神、又沈灌於海底、因以生神号曰底津少童命、次底筒男命、又潛濯於潮中、因以生神号曰表津少童命、次表筒男命、凡有九神矣、其底筒男命・中筒男命・表筒男命、是即住吉大神矣、底津少童命・中津少童命・表津少童命、是阿曇連等所祭神矣、今郡吏藤原久行、語虜島諏方神主藤原信秋曰、我生神國尊崇神明、且吏此郡也、豈不亦至幸哉、願增舊制以據我懷、信秋感其恭敬之思、共以告諸太守源中將光久朝臣、朝臣載喜載命、乃令信秋圖其地形、而屬予作之記、予按地圖、則河水映帶、山巒逶迤、宛如展輶川圖矣、其輶記乎中央、龜從撐天者橋嶽也、麓有眞津男神社而面中瀨、巽方有下津方男神社而竝下瀨、艮方有上津方男神社而對上瀨、其瀑流噴激濺而爲三瀨者櫻谷也、望之林壑鬱紆者住吉神社也、前太守常謁此廟、詠和歌冀神庇焉、其下有小戸池、今則稍荒廢、猶雲土夢作収欵、櫛原以南則大洋也、曩祖兼直歌曰、西之海櫛原之潮道与理洗出志住吉乃神、蓋詠之耶、予於是歎曰、物有理則必有迹、與神宜太袂之說、如合符節也、昔者司馬子長、登會稽探禹穴、李太白以七澤之觀至荊州、况今靈蹤奇迹在其封内者乎、宜矣、太守標之新之也、夫蕩滌中瀨化生九神者、蓋清淨直心而已矣、所謂包天地之

表、出日月之上、蟬蛻於塵區者也、若能擴之而體此心、則邇之事父遠之事君、且風光雪月之情、無處而不至焉、按、先儒以舞雩、爲上巳袂除之所、加旃袂禳於四方、左氏所注、上巳官民禊飲于東流水上、漢志之所誌在于彼、其來尚矣、我邦 天子詔有司修袂除、國司又令寮案修焉、凡以六月・十二月爲式、謂之神事也、亦謂之政事也、亦宜豈小々故事哉、今太守袂除于茲、諷詠于茲、斯國向淳素、斯民遊清淨、則他日致德七五、繼職禹稷者、其亦庶幾耶、於是乎、予不能固辭、聊述舊文以爲記、

天和三年閏五月上澣、コノ兼連ノ記ヲ見ルニ、初字宿信秋三瀨ノヲノノ別流ナトコトヲ知ラス、一川ニ上中下ノ三瀨アリト図取ヲ誤リシヲ、兼連モソノ圖ニ因テ記セン故、一向地形実景ニ暗キ書サマノ也、ソモノ上中下ノ三瀨ハソノ源異ニ、其流モ亦別ニシテ、三川櫛原ヲ回り流ルコト、恰モ巴ノ字ノ勢ヲナセリ、豈徒ニ輶川圖ト譬ヘ言フ哉、ミルモノ文ニ泥ムヘカラス、

同郡志布志郷武備志同シ、東漢會集作思備州、大崎郷、志布志郷ヲ教仁院トス、

○檳榔島海中ノ小嶼ニテ、蒲葵茂生スルヲ以テ名トス、此処ハ内浦ト連接シテ日隅ノ分界ナリ、

延喜内膳式曰、檳榔葉ハ、枚扇涼御飯料トアルモノハ、即此處ノ蒲葵扇ニテ、當邑ノ名産タリ、又民部式ニ、檳榔ノ馬糞六十領、同螻糞百廿領、藺帖笠百卅、太宰府交易ノ物ニテ、并ニ此島ノ出ス所、今ニ至テ、禁裏攝家等ノ檳榔毛御車料ノ蒲葵ハ、并ニ此地ノ産ヲ取玉ヘリ、蛤

日記ニ、これかれそのかせて、たむひらうひつに、四人はかりのしてたりと云々、昔ハ檳榔車の事を略きて、ひらうとのミ云しとおも

へる、東鑑二品上落、
檳榔毛ノ車并扇車云々、

○飭鈔曰、毛車執柄家之人用之、檳榔前ノ関白近衛領鎮西志摩戸莊土産云々、仍所望用之、

餘ハ首巻ニ見ヘタリ、コノ檳榔島中ニ叢社アリ、乙姫宮ト称ス、木像一軀、蓋玉依姫ナリ、

○中宮大明神 下安樂村ニ在リ

奉祀玉依姫、例祭正、
月西日

○山口大明神 同郷安樂村ニ在リ、○安樂正一位山口六社大明神ト号称ス、

奉祀未詳、
神體男女木像二座、又古鏡三十五面ヲ納ム

里俗以爲天智天皇・大友天皇・持統天皇・王依姫等數坐也、按ニ、山口トイヘルハ字ノ如クニテ、此邊ハ彦火ノ

出見尊海郷ヨリ還幸ノ時、御舟ノ泊シ所也トイヘハ、尊

ノ泊船ヲ天智帝ト謬傳シニハアラン歟、又古鏡三十五面

ハ尊ニ扈從セル諸神ノ影像歟、餘ハ開聞神社ノ所ニコノ

縁起ヲ載タリ、

○千歳松 大慈寺内六月坂ノ側ニ在リ、○文與日記ニ、文祿五年七月、近衛信輔公御歸洛之時、志布志大慈寺トイフ寺御旅宿ニ成侍ル、和漢ノアラマシアリト見ヘタリ、

大慈寺ニ臨止ラレシ時、コノ松樹ノ下ニ御息ヒ玉ヒ

テ、
家久公

たえせぬや契りなれたる秋ならん千歳の松の陰のやす

らひ

奉和尊作

寺主龍雲

平原沙塵又層巒 今日送君思万般

獨立亭ニ松樹下 高韻一詠和皆難

○妻万五社一宮大明神 同郷大崎郷ニ在リ、本社ハ兒湯郡都萬神社ナリ

奉祀木花開耶姫命、

社記ニ、木花花也姫ト書タリ、花ハ開ノ俗字ニヤ、メツ

ラシ、其原ハ瓊々杵尊ノ皇后ナルカ故ニ、妻ノ神社ト申

セシ也、後ニ万ノ字ヲ加ヘサイマント唱フルハ、兒湯郡

ノ村名ニ分ツナリ、白杵・兒湯・那珂・宮崎・諸縣ノ五

郡、皆妻大明神祠アリ、依テ五社某ト称ス、又以テ日向

ノ宗廟ト称ス、

同郡都城郷

高千穂宮舊址 古事記

府巽位十二里

此地ハ霧島ヨリハ東ニテ、即都城ハ霧島嶽ノ麓也、抑都

城ハ庄内・中郷・南郷・北郷トテ、三方ニ分レシ中郷ノ

内ヲムカンハ宮丸村・都島ト唱シ処アリシヲ、後ニ城案

キテ、乃都城ト名ケシヨリ、遂ニ一郷ノ名ヲ都城ト称シ

ナリ、サテ都トハ本官所ノ省ニテ、イツコニテモ皇居ノ

墟或ハ都府ノ址ヲイヒ習セリ、又島トハ一方限ノ名ナル

コト、魔島ノ所ニ辨シカコトク、霧島ナトモソノ例ニテ、
宮丸テフ名ソ宮所ノ一方限ライヘルコト、今ノ俗ニ本丸
ナト呼リシカ如ク、コノ都城ハ古ノ時ニ宮丸トモ都島ト
モイヘリシハ、即大宮所ノ縁ニシヲ傳ヘタル遺称ナルコ
ト想ヒミルヘキ也、今現ニ霧島嶽ノ頂ニ登リテ四方ノ分
野ヲ量リ觀ニ、コノ都城ノ方域、西南ニ志布志・内浦、
西ニ國分・魔島ナト、皆魚塩ノ運漕海船ノ輻輳セル地ノ
利アリ、東北ハ連山波濤ノ如ク、其中周袤十三里ホトハ
平地曠野遶^レシテ目モ極カタク、誠ニ日隅薩ノ境内ニ
ハ双ナキ沃美高厚ノ勝処ナレハ、太ムカシノ時皇都ヲ居
サセ玉ハン事、最ソノ故ナルヘシ、凡尚古ノ事ハ後世ニ
違ヒ、國津界村邑ノ分域ナトモ未タ定ラステ都トモナシ
玉ハン、左右ハ皆其名ヲモテ呼嗣シカハ、西南吾平邑・
高山ノ内浦村ノアタリマテ、皆高千穗宮テフ疆内ニテソ
アリシナラン、又神武帝降誕アリシトイフ高原佐野ナト
モ、コノ都城ノ比隣ノ地ナレハ、是等モ亦今ノコトク別
郷ニハアラテ、高千穗宮ノ疆内ニテソアリケラシ、古事
記曰、日子穗々手見命者、在高千穗宮云々、御陵者即在
高千穗山之西也、コノ高千穗山ハ今ノ霧島嶽ヲ指セルニ
テ、御陵ハ即其西ニ在リトイフハ、今ノ内之浦國見山陵

ノ事ナレハ、トニカク内浦ヨリ遠キワタリナラサルハ察
ルヘシ、先火々出見尊始ハ大隅桑原郡ナル宮内ニ御坐ケ
ルト申傳フハ、皇兄弟易幸ノ前ツカタニテソアリケラシ、
天書曰、瓊々杵尊出誕生^{命ナリ}、終崩ト書セリ、サラハ火々出見尊
讓此、次生子^{命ナリ}、天下ヲ治メスヘキヲ以テ出見尊ヘ御讓位ア
リ、是ヨリ瓊々杵尊ハ崩御ナサレ、サテ其後ニ闌降命ノ
出見尊ニ逼リ玉フカラ、出見尊ハ海郷ニ位ヲ避マシテ三
年ヲ經玉フル、此時ニ丁テ、葦原中國ハ闌降命ソ主張居
ラレシ事ハ、天書ニ見ヘタルカ如シ、天書ノ説長ケレ、サ
ハコ、ニ省シテ、サ
テ出見尊再ヒ海郷ヨリ還御アリシ時ハ、始ノ大宮所國分
ノ旧都ニハ歸リ入玉ハス、故ト内浦ノ港・那珂郡油津ナ
トノ地ニ着御ナサレシナルヘシ、是闌降命ヲ從ヘ玉ハンカ爲ナ
レハ、其道ヲ易ラレシナリ、
仍豊玉姫ノ御蹤ヲ慕レテ渡リ來リ玉フルモ、那珂ノ鶴戸
濱ト申傳ヘ、茲ニテ葦不合尊御降誕玉ヘルハ、是出見尊
此ワタリニ行在所ナサレタリシ證ナリ、内浦ト那珂ノ鶴戸濱
其間七八里ノ路程ナリ、因テ内浦
・那珂ノ間ノ港ニ着御トシラル、カクテ闌降命モ出見尊ノ聖德
ニ服從アリテ、宮牆ノ守護トナリ玉フカラ、大隅國ニ居
シメ玉ヒシ事トモハ前ニ述ルカ如ク、宮牆ノ守ハ所謂天
皇ノ藩屏トナリ、一方ヲ知シメ玉ヘルナリ、其時ニ速^{フクシ}テ

出見尊ハ、コノ都城ノ地ニ大宮ヲ立テ坐セシホトニ、高千穗宮ノ號ハ出來ケル、コノ都城ハ始ニイヘルカコトク、高千穗嶽ノ麓ナレハ、其宮モ乃高千穗宮ト申セルハ後々ノ例ニテ知ラルヘク、又御陵所ヲ卽在其高千穗山西トアルニモ能叶ヒケル、但都城ヨリ内浦マテハ西南ニ距コトモ五里隔リタレハ、遠方ニ玉體ヲ葬リ奉ルハイカ、ナレトモ、古ノ時ノ方域ハ今ヲ以量ルヘカラス、此都城ヨリ内浦カケテハ同シ宮所ノ疆内ニテ、且ツ上代ハ殊ニ御陵所ヲ擇マレシ事ナレハ、葺不合尊ニ至リ、同シ所ニ葬リ奉ラレシナトニテモ、同シ所ニ都シ玉ヘルハ察ルヘシ、又都城ノ連疆ナル高原郷ノ佐野ハ神武帝御降誕ノ神跡ト申傳フルモ據アリ、神武記曰、神倭伊波礼毗古命與其伊呂兄五瀨命二柱坐高千穗宮而議曰、坐何地者、平聞看天下之政、猶思東行、卽日向發幸御筑紫、通證曰、神代之古、皇孫臨降襲峰、專治西偏、而神武勃興漸事于東州、コノ高千穗宮モ爰ナルヘク、蓋神武ノ御運ニ及ヒテ、宮崎郡ニ都遷サレ玉ヘルニカ、今モ宮崎ニ神武ノ御廟アリテ、皇居ノ墟ト申傳フルコト久シク聞ヘタリ、ソモノ神武ノ御運ニ宮崎ニ遷リ玉ヒテモ、ソノ皇居ノ名ハ猶高千穗宮ト記スヘキハ、所謂終ヲ以テ始ヲ括リタル史ノ例ナレバナリ、ソモノ古ノ時ハ、天子御

父子一所ニ坐在ヌ例ニテ、此時神武帝ハ御兄モ數多ヲハシヌレハ、ソノ皇兄弟コノ都城ヨリ宮崎カケテノ間ニ、別居ノ宮所アリシヲモフヘク、唯出見・葺不合ノ御兩代ハ此アタリニ相繼テ都ナサレシ證ハ、ソノ御陵所ノ共ニ同シワタリナルニテ、又此都城トハ、太ムカシ都シラヘノ時、其事ノ濟サリシヨシヲ土人イヒ傳フルハ、神武ノ御時ニ至リ、此西偏ヲ治シテハ天下ヲ奄有玉フヘキニ非ストテ、大ニ挙テ東ニ遷リマセシ事ヲイヒ嗣所トハ見ヘタリ、古事記神武卷傳曰、高千穗宮ノ事、大隅國ナルヘクヲホユ、日向宮崎也トイフ説ハ古書ノ趣ニ叶ス、今ノ世ニ日向國南方村ト云ニ神武天皇ノ社トテ有テ、其処ヲ皇居ノ趾ソト云ルモ信ラレス、書記ナトニ日向高千穗峯ト云、此紀ノ此處ニモ自日向發シテアルカラ、今ノ日向國ノ地也ト心得ルハ委シカラス、上代ニハ大隅・薩摩ノ地マテヲカケテ日向トイヒシコト、上ニ處ミ云ルカ如シ、三代実録ニ、日向高智保神ト云アリ、和名鈔、同國白杵郡ニ智保郷アリ、是等モ高千穗山ニ附タル名トハ聞ユメレト、高千穗宮ハ猶大隅ノ國ノ方ニ有ヘキコト疑ヒナシト云ミ、是等ハ火ミ出見・葺不合兩代ノ御陵大隅國ニ御坐アレハ、ソノ皇居トナサレシ所モ、ソノ左右

ナラテハ事実ニ合ヌヲ以テ論ヒシナリ、若宮崎郡ヲ高千穂ノ宮ノ墟トセハ、イカテ御陵所ノ遠ク隔リタル内浦ニハ在ルヘキソ、マシテ臼杵郡高千穂山ナトハ、内浦ヨリ子方ニ去ルコト五十四里程ナレハ、高千穂宮ノ墟ニ非サル事ハイフニモ及ハス、又古事記綏靖卷遷都ノ傳曰、凡書紀ニ遷都トアルハ、只漢籍ニナラヒテ記サレタルモノシテ、実ハ後世ノ如ク引遷サレタルニ非ス、上代ニ御代コトニ都ノカハレルハ、大方上代ニハ皇子タチモ御父天皇ト同シ大宮ニ住坐スシテ、多クハ別所ニ住坐リシカハ、御父天皇崩坐テハ、皇太子天津日嗣所知メセハ、其元ヨリ住坐ル郷即都トナサレシナリ、サレハ諸ノ臣連タチナトモ、多クハ各其本郷ニ住メリシカハ、都城ト云テモ、後世ノ如クコヨナク大キニナトハアラサリシカハ、何地ニマレ、元來住坐ル宮ナカラニ天下治シ、ナリ、サレハ古事記ノ如ク、坐某宮治天下ト云ルソ実ニテ、古書ニハ有ケルト云々、神武ナトモ本ハ第四皇子ニテ坐シカハ、今ノ宮崎ノ地ニ別居シ玉ヒタルヲ、後ニ天下ヲ所知サレシヨリ、神武帝皇居ノ趾ナト、申傳ヘシニテモアルヘシ、是亦終ヲモテ始ヲ記セシ例ナルヲ、大カタハ世俗今ノスカタヲモテ、イニシヘヲ推シ量ルカラ、事ノ審ナ

ラヌニ委メリ、能察ルヘキ者也、

○忍穂井

在所今詳ナラネト、高原郷東兩所權現社ノ麓ニ、御井川ト稱フル靈泉ヲ忍穂井ノ址ト申傳メリ、是モ都城ヨリツ

タレリ、即霧島嶽ノ半嶺ナレハ、カタク由アリ、或曰、今延岡領ニ忍穂井ノ故蹟トテ、山中ニ大ナル遷ヲ井筒トナシテアリト云、コノ忍穂井ト申セシハ、皇孫ノ行幸坐シ所処ニハ必ス設ラレシ、新田宮ノ前ナル川ヲモ忍穂井川トイフカ如ク、爰ナルモ霧島嶽ヨリ巡幸ノ時ニ移ナレシ址ナルモ知ルヘカラス、里人談テフ冊子ニ、常陸國息柄明神ニ磯近キ海中ニ、女瓶・男瓶トテ二ノ石アリ、男ハ徑一丈餘、銚子ノ形ニ似タリ、相傳云、即神代ノ物也、ソノ銚子ノ中ハ紫水ニシテ潮ノ味ナシ、是ヲ忍塩井ノ水トイヘリ、歌に、心ある人に見せばや常陸潮ノ味息柄の濱の忍塩井の水、又、神さふる鹿嶋を見れば玉たれのこかめ計そまた残りける、とあり、サラハ忍穂井ノ水トイヘルモ、諸所ニアル事トミヘタリ、

神道百首

卜部兼邦

あまくたる天の村雲袖ふれて移せる水や高千穂の峯

此歌ノコ、ロハ、神代許註龍瀬近曰、我秘記稱、皇孫尊天降之時、天村雲扈從、皇孫詔之曰、中、即時崇定日向高千穂宮御井奉仕矣、爾後移居於丹波眞井、風雅集度會延誠、世々を経て汲とも尽す久方の天より移す忍穂井の水、通證曰、古者主水可猷立春ノ新汲水、號曰若水、以供天子朝餉、近世元日亦用之、至土庶皆倣之、蓋忍石清水之遺意也、今俗間ニ新汲水、或ハ潮水ヲモテ神ニ薦メ袂ヲ修スルヲ忍穂井ト稱へ、其桶ヲ忍穂井桶トイフハ、コノ遺俗ナリ、夫木集、度會仲房、君か代に濁りもあら

したかくらやふもとにすめるをしほ井の水、○事ノ序ニ、日向國白杵郡高千穂山ノ事ヲ論ヒ置ヘシ、ソモく此白杵郡ニ高千穂山トイフカアリテ、風土記ニモ、皇孫降臨ノ時、大餌・小餌テフ土蜘蛛住侍リシ事ヲシルシ、稻穂ノ縁ニシヲモコ、ニ在ルカコト見ヘタルハ、皇孫先今ノ霧島嶽ニ天降玉ヒ、夫ヨリ都立ヘキ地理ヲ覓求テ、東方白杵郡ニ巡幸坐シ事ヲ申ストハ見ヘタリ、今ノ白杵ノ高千穂山トイヘルハ、京都ニテイハ、吉田ノ神樂岡、江門ニテハ芝ノ愛宕山計ナル茂山ニテ、中く霧島嶽ナト、同シ日ニ論フヘキ処ニアラスト、イカテカ、ル丘陵ラシキ岡山ニ天降玉フ理リアラン哉、コノ一ニテ、ソノイニシヘニイヘル襲之高千穂峯ニ非サル事ハ察ルヘシ、シカルヲ後ノ世ニ、ソノ高千穂山ノ名ニスカリテ、是ヲ始テ皇孫降臨ノ靈跡也トイフハ、イト、歎カシキ妄言ニテソアリケル、白杵郡ナル山ハ、先五所村トイフ所ニ祖母嶽トイフアリ、其次ナルヲ黒嶽トイヒ、其ワタリヲ天狗眞僧坊山ト唱ヘ、其次ナルヲ嵐カ峯トイヒ、又箇ノ嶽トイフアリ、其下ヲ鑑カ鼻ト呼ヒ、其次ハ同郡三田井村ニテ、爰ニ楯觸峯亦速日降トイフアリ、其次ナルヲ烏帽子嶽、其次ナルヲ四王子峯、又高天原ナト唱ヘ、爰ニモ楯

觸峯トイフアリ、サテ其次ハ同郡ノ内押方村ニテ、爰ヲ日本第一旧跡ニ上峯ト称シ、二神明神社ヲ齋フ、如是連レル層巒トモ、前ニイヘルカコト小く壘立ル岡嶺ニテ、木茂繁リタルノミ、一モ高嶽ラシキ峯山ハ見ヘス、マシテ同シ処ニ楯觸峯トイフモ兩所アリテ、又二上峯ナト、別所ニ分チ称フ事、是後世僞称ノ證ニシテ、凡ソ白杵郡邊ニ一モ高山ナク、只高城ノ地ニ新納院トイフモノ一ノ峯ナレト、是亦霧島嶽ノ半ニモ及ヘリヌ小巒ニテ、殊更其地甚僻隘、土人水田ナク、只粟麻ヲ植テ生活ヲナセリ、サレハコノ他ニ伊弉諾尊誕生ノ窟、瓊々杵尊・火々出見尊ノ山陵ナト申傳ヘシハ、イヨく妄リ言ナルハイフニ及ス、今試ニ申サンニハ、始皇孫霧島嶽ニ降臨シ玉ヒ、夫ヨリ國寛シツ、東ニ行去玉フ路次ヲ考フルニ、霧島ヨリ先都城安永ノ地ニ下リ玉ヒ、是ヨリ平地連キニテ、同シ郷ナル高城ニ渡御シ玉ヒ、夫ヨリ穂北ニ至リ、秋月ノ高鍋、同シキ都農、是ヨリ耳津・細島ニ至リ、島浦ニ出テ延岡領高千穂山ニ至リ玉ヒシナルヘシ、霧島嶽ヨリ延岡領ノ白杵郡千穂郷マテハ路程五十四五里ナルヘシ、サテ此ニ至リテハ豊後界ニテ、祖母嶽ナト竹ノ節ノ如クニ隔テ阻ヌルホトニ、又更ニ南ヘ轉テ延岡・島浦・細島・

耳津ヲ經テ都農ニ出玉ヒ、其ヨリ蚊口・佐土原・廣瀬・

江田・赤江ニ渡御シ、志布志ニ至リ、今ノ花岡郷ヨリ内

海ヲ渡リテ、笠狹之御崎ニハ戻止玉ヒシナルヘシ、是今

ノ街道ノ次第ト世ニ申傳ヘシ旧跡ニ因テ、假ニカクモ有

ナント試イフナリ、サテ當初延岡ノ地ニ至リマセシ時、

其処ニ暫ク行在所ヲシツラヒ御坐ケル事トモアリシホト

ニ、風土記ニモ天降ト申傳ヘ、後々ニ皇孫ノ靈ヲ齋ヒ祭

レル事共ハ出來シナラン坎、又按ニ、日向風土記ニ曰、

速日郷此所有山、云速日峯、古日神之御孫瓊々杵尊皇兒

饒速日尊、至坐此山峯、故曰速日峰、トアル速日峯ソコ

ノ臼杵郡穗觸峯亦云速日峯トミヘシモノニテ、續千載集

太上天皇大御歌ニ、傾かぬ速日の峰に天降る天の御孫の

國そ吾邦、と遊レシハ爰ナルヘク思ワルナリ、始霧島嶽ニ天降玉ヒテ

寬國テ經過ハソニハ、東西ノ前後ヲイフヘキニアラス、又コノ霧島ノ

頂ヨリヘ東ノ方ツ路ノシキ所ヘアリテ、西ノ方ヘ今タニ山谷ノミツ

キテ、行幸シ玉フヘキ平地ハナケレバ、是必ス上ニイヘルカ如ク、嚴初

霧島嶽ヨリシテ東ノカタ延岡ノ地マテ巡符シ玉ヒ、又引回シテ南巡シ

笠狹ノ御崎マテ國ヲ臨觀玉ヒシ事ナルヘシ、古事記傳等ニ、此間

ノ事クハ御崎見ヘタレトモ、ソノ現在ナル地理ニ暗ケレバ、前後ノ路次

サヘソノ序ヲ失ヒヌ、本ヨリ延岡領ノ高千穂山ナルハ、余殊更ニ見ニマ

カリテ、初テ丘體コトキ小キ茂山ナルニ驚キ、決クイニシヘノ高千穂峯

ニ非サルノ證拠ヲ得ツレキハ、古事記傳ノ惑ヘルモ辨ヘ、後ノ疑モ明メ

ン者ソト、カクハ物シ置事トナリヌ、アナ賢、私ノ本土ニ負シテ、公

ハ努力アルヘキ事ナラスト知シタマヘ

ノイニシヘ文ニ違ヒナン、大マガ事トモ

同郡高原郷浦渚田村佐野原

土俗傳稱ス、高原ハ高天原ノ略稱也、此地都城ト相接キ、

平砥曠逸土壤膏腴、土俗ノ傳稱亦從フヘシ、南浦文集曰、

夫霧島之爲山也、跨日隅二州之間、我邦内之名山也、諸

侯而祭封内山川者、古今之通禮也、高原ノ爲城也、霧島

山之東麓也、下略

○狹野神社 今言狹野權現、亦佐野ト書ケリ、即此如ノ地名ニテ、俗ニ佐野原トイフ、

奉祀瓊々杵尊、

合祀木花開耶姬・火々出見尊・豊玉姬・葺不合尊・玉

依姬、

東掖宮 神武天皇・吾平津媛 以上各神像ヲ奉安ス

西掖宮 經津主命・武甕槌命 以上各神像ヲ奉安ス

四社宮 大己貴命一座・伊弉諾尊・菊理姬・伊弉冉尊一座・罔象女一座・大山祇一座、此他支祠多トモ此ニ略ス、

府北十六里 例祭十一月吉日ヲ以テ、神舞在リ、

九月八日ヨリ同廿九日マテヲ御祭トイヒ、関外四ヶ所佐

土原・高鍋・御料・本庄邊ヨリ、毎日諸人群參ス、

此地ハ神武天皇岳降ノ故址ナリ、書紀曰、狹野尊亦號神

日本磐余彦尊、所稱狹野者、是年少時之號也、後撥平天

下奄有八州、故復加號曰神日本磐余彦尊、又曰御諱彦火

々出見 兼良纂疏曰、神武御名彦火々出見、其冒祖號者、孫可爲王父之尸故也、因是後世子孫之襲名其祖考之諱者起乎茲、神

武ノ御幼名ヲ狹野ト申セシハ、コノ狹野ノ地ニテ聖誕ア

ニ再建ト云リ、

同郡同郷同村

霧島岑神社 續後紀 ○今名東・御在所兩所權現、東トハ西霧島ニ對ヘ、御在所トハ御坐所ニテ、此地高千穂宮ノ舊墟ニ係ルヲ以テ、此遺跡アリトミヘタリ、

奉祀伊弉諾尊・伊弉冉尊、

相殿六座 天照大神・忍穗耳命・瓊々杵尊・火々出見尊・葦不合尊・磐余彥尊

脇宮 菊理媛神、号白山明神、本社在加賀白山故名、速玉之男・事解

協宮之男、白山三所之中、中爲菊理媛、兩腋爲速玉・事解、寺記以爲兩重行者、以此也、

末社 狗人社 左火明命
右火闌降命

此他支社數十所、略之、

續後紀承和四年八月壬子、日向國諸縣郡霧島岑神預官位、

是年仁明天
皇丁巳歲也、

按ニ、霧島岑トハ即今ノ東方ノ矛ノ峯ニテ、

是兩所權現社ノ境内ナリ、今權現祠壇在所、高原郷麓ヨリ二里山上ニシテ、石燈三百六十餘級、是ヨリ絶頂ニ至

ルモ亦遠カラス、續後紀岑トアルハ爲此ナリ、又兩所權

現ト稱フハ、諾・冉二尊ヲ祀レルヲ以テ也、

○霧島縁起二十卷、平家ニ島津庄ノ内朝鞍野トイフ所ト

アルモ、此郷内ノ朝倉村ト呼ル地ノ事ナリキ、

○抜川 都城管内
ニ係ル

廟中傳記及土俗ノ説曰、此川ハ古ノ時、伊弉諾・伊弉冉

尊御矛ヲ御指留ノ時ニ、衆神御集リニテ、身滌ヲナシ御

禊アリシ処、故ニ抜川ト名ク、今ニ至リ兩所宮ニ詣ルモ

ノハ、此川ニテ水ソキ清メスルヲ故実トス云々、今按、

伊弉諾尊既ニ伊弉冉尊ト建絶、妻之誓玉ヒテ、櫛原ニシ

テ禊抜ヲ爲サレシ時ノ方城ニ係ルヲモテ、此名アルカ、

掖宮ニ菊理媛・泉津・事解之男等ヲ祭り玉ヒ、重テ陰陽

ノ神合躰ノ靈ヲ崇奉シテ、兩所權現ト齋ヒマツリシトハ

ヲモワル也、

○女池 亦御池トイフ、峯神社ヨリ東八
町許ニ在リ、半ハ都城ニ屬セリ、

池ニ七湊トイフアリ、一曰松湊、二曰劍崎湊、三曰駒湊、

亦云護 四曰柳湊、五曰身瀨湊、六曰皇子湊、七曰刈茅湊、

○男池 都城管内ナリ、回リ一里、西去
高原二十町許、又小池ト書ケリ、

此兩湖ヲ陰陽ノ靈沼ト称ス、蓋諾・冉二柱ノ神ニ縁故ア

ルヘシ、○霧島岑廟ノ社僧寺ヲ錫杖密院トイフ、旧號東

光坊、相傳、文曆元年、霧島峯大ニ炎テ、祠宇災ニ羅ル、

後 先君忠昌公重建シ玉フ、其後 惟新公之時、伊東氏

之陪臣池江民部トイヘル解魔法師、自來テ此處ヲ押領セ

ントス、公久留掃部助重辰・赤塚源左衛門眞重・富田

肥後守政ニ命シテ、民部ヲ誅戮シ玉ヒ、神人共復ヒ社務

ヲ掌ルコトヲ得タリト、南浦文集及宮田政次カ裔高原郷

士宮田某カ譜牒ニ録セリ、○元祿年中、覺慧カ紀行ニ、

到高原佐野、自此攀野徑、徑幽林、回谷上嶺、遙指佐野

原花堂於霧海、高戴御鉢嶽二神於靄雲、躡拙滑ヒレ泥土、

蝸刺肩蛭血足、漸憩背馱尾脚庵、東光坊來而迎余、

曰、今日也雨晴天清、盍登舉絕頂、乃至御鉢麓、立杖窺

晴、自負掛嶽一朵浮雲惹雨來、須臾御鉢頂霧鎖不見、乍

晴乍陰、一日ノ中氣候千變、

高千穗嶽御鉢嶽 先雨浮雲断又連

今日上方氣難定 不堪舉陟恨綿々

○同郡高崎郷ハ延宝八年十二月廿九日、高原郷ヲ割テ此

郷ヲ置リ、高原ノ地旧廣大ナル知ヘシ、

同郡高城郷東霧島村

霧島神社 三代実録 ○今名東霧島権現、ツマハ此地長尾山ノ尾端ニ在

ノ界タリ、高城・勝岡・山口地ヲ

水俣院ト云、水俣式ニミヘタリ、
奉祀伊弉諾尊、瓊々杵尊・開那姬・出見尊・葦不合尊・玉依媛・
神武帝ヲ相殿トス、之ヲ神人ニ問ニ、社傳ニハ此

相殿ナ
シト云、

府東北十九里、自高原東距四里許、

此處ハ諾尊ノ再尊ノ火神ノ爲ニ灼レテ神去玉ヲヲハ甚タ

ニ恨ミテ、火雷ヲ斬玉ヒシ址ナリトイヒ傳フ、又本田氏

社記曰、高城トイヘルハ、瓊々杵尊東行シ玉ヘル時、行

宮ヲ建玉フノ遺號ナリ、猶千臺高城郡ノ例ノコトシ、又

高千穗峯ヨリ東ニ連ル地ナルカ故ニ、東霧島ノ名アリ、

或曰、高千穗峯ヲ霧島ト呼名セル事ハ、此地ヨリ昉リシ

ナラン、又曰、皇孫ノ御時ニ諾尊ヲ崇奉シ玉フ所ナラン

トシ、凡城ヲ讀コト原ト是字音ナリ、山背ノ字ヲ山城ト換ラレテ、始

サテ後ニ志呂ト唱フ、因テ
城ヲジャウト訓ハ却テ舊シ、

三代実録天安二年十月廿二日己酉、授日向國從五位下霧

島神從四位下、
文徳天皇ノ御宇ナリ、又同史ニ、同日高智保神從四
位上ヲ授ラレン由ミヘタリ、是則霧島神ト高智保神

トハ別処
ノ證ナリ、

○延喜神名式曰、日向國諸縣郡一座小霧島神社、

○十握劍 此廟ノ宝物ナリ、長十把許、○今按、十握トハ願宗紀ニ、

ニハ十拳又十握
ノ字ヲ慎メリ、
古事記

神代系圖中ニ、伊弉諾尊ミハカセル十握劍テフモノ、日

向ノ國ニ降シ玉ヒシヨシラシルシ、又神武天皇聖壽四十

アマリ四トセノ御時、寶劍降于蘇峯、
辛酉年 正月朔 此寶劍者其

十握劍欬云々、○社記曰、寛永五年戊辰九月廿九日卯刻、

東霧島廟火タリ、災池魚ニ及テ藏寶神物拳テ烏有トナレ

リ、獨十握劍屹然トシテ、煨燼中ヨリ出テ少モ燬フ所ナ

シト云々、又、あはれけに雲の上なる我なるを焼て出と

は何をいふらん、此歌社僧寺勤院縁起ニミヘ、タリ、後世ノ付會ナルヘシ、享保元年九月

廿六日、霧島山火ヲ發セシ時、此地モ延燎セリ、

東霧島神廟每歲二月酉日濱下飾物

一忍穗井取壹人 一先拂貳人 一寶幣貳串 一金幣貳串

一錦旗八旒 一弓旗壹具 一銅柏子壹對 一笛壹管 一

鉦壹挺 一太鼓壹面 一面貳懸 一十握御劍壹振 一神

輿壹腰 一金瓔珞水引天井覆錦壹通 一角金幡四箇 一

鈴十六口 一絹蓋壹 大御輿江差掛、

元錄十年三月十三日、於東霧島山被埋霧、

覺慧

襲峯埋尽没殘餘 不覺吾身遊太虛

賴立浮橋朝霧上 瓊矛指下探洲歟

○割裂石ワラツケイシ亦云、破裂磐即神石ナリ、東長尾山ノ側胞夜谷ノ上ニ在リ、石高五尺許、微シク橢圓シテ、砍テ兩段トナセシ痕アリ、

書紀曰、伊弉諾尊技所帶十握劍、斬軻遇突智爲三段、古

事記謂、石拆神、次根拆神、次石筒男神是也、此神石ハ

卽其事実ヲ表スル所ニシテ、三段ノ内一段ハ嘗テ飛ヒ去

テ今亡トイフ、現在スル其一段ハ、地ヲ出コト堅九尺餘、

横九尺五寸、厚一尺二寸、其一段地ヲ出ルコト堅横右ニ

同シク、圍リ一丈八尺五寸、○元祿十年、覺慧見神石於

故有谷詩ニ、尊神曾每驅魔鬼 十握劍頭生吳輝 截斷磐

陀作三段 右邊一片拗宮崎、

同郡飯野郷末永村末永村、旧名正原村、

○白鳥神社今言白鳥、六所權現、

奉祀日本武尊、相殿瓊、杵尊ヨリ神武天皇迄ヲ六座ト、スナリ、霧島嶽ノ半服ヲ六觀音ト稱ス、

府良位十八里

日本武尊ハ景行天皇第二之皇子也、二十七年貴庚十六歲

ニテ日向國ニ下リ玉ヒ、熊襲ノ渠首川上梟帥ヲハ、大隅

國國分郷隼人城下ニテ誅戮シ玉ヒ、其以後東夷征伐シテ

歸京ノ中途、伊勢國ニテ三十歲ニシテ崩シ玉ヒ、其靈方

ニ陟リ白鳥ト作リ去玉フカ故ニ、此廟號アリ、是古今無

雙ノ英傑ニシテ、而尊ヲ此ニ奉祀ハ、其在天ノ神靈永ク

國祚ヲ護リ、長ク異賊ヲ鎮メ玉ハンコトヲコヒネカフ也

トシ、夫追慕前王久不志也、其恭行天罰、以得兆民、蓋

尊之德沢隆高及人ノ深ニ非ハ、豈能至此哉、○白鳥山ハ

霧島嶽ノ嶺連ニテ高山ノ壹也、

同郡大河平村

○黒園麓山クワノソノ祇祠即端山ノ山中三里山奥ニ在リ、申刻以後參詣スヘカラス、又四十歲以上ハ御腰廻ヲ禁スト榜示

アリ端山寺トイフ、山号ヲ玖瑠孫ト稱ス、即黒園ノ換字也、

奉祀麓山祇命、府良位二

書紀曰、伊弉諾尊斬軻遇突智命、爲五段云々、其三則手

化爲麓山祇、麓此云鏡耶磨、此麓ノ一字ニテハヤマナリ、然レハ今モ端山ノ山ト書レンバ、今モ端山ノ山トカ如、古事記曰、眞坂山・於度山・奥山・谷山・重山等ノ祇神アリテ、次於右手所成神名、羽山津見神トアリ、羽山モ即端山ノ義ニテ、源重之歌ニ、筑波山はやましけ山茂けれと思ひ入には障さりけり、ハ山シケ山ト并云コト、此神名ヨリ出テ故キ事也ト云々、○サテ黒園嶽テフ名ハ、コノ山中ニ千仞ノ峯百丈ノ谿アリ、麓ヲ距コト三里ニシテ、ソノ谿底ヨリ挺然トシテ離立セル大巖ノ、轟ニ聳テ柱ノ如キアリ、其圍五町餘、其頂數武ニシテ、黒園三社權現祠ヲ建リ、奉祠即麓山祇、其二座ハ蓋正勝山祇ト鶴山祇ナルヘシ、縁起ニハ、瓊々杵尊トモミヘタリ此大巖ニ並テ、長十五尋、圍七尺四方ノ二大石副立リ、俗ニ之ヲ黒園佛ト唱フ、ソノ二大石ノ際ヲ身ヲ側テ通ルヘシ、扱大巖ノ圍五町餘ナルニ板橋ヲ架シテ社ニ達レハ、大巖ニ劍鼻ノ如キ所一周ス、橋ノ下ヨリ此ニ進ミテ、身ヲ側テ手ヲ伸テ、二大石ノ際ヲモ通りヌケ、其劍鼻ノ如キヲ環リ畢ヲ、俗ニ御腰廻ト呼リ、其藤蘿ニ掛リ樹抄ヲ渉ルノ間、伏テ瞰ハ、松頂蓬蘽ノ如ク、鳥聲履下ニ聞ヘ、心愕テ躋ンコトヲ恐レ、目眩テ視ニ失フ、然ルニコノ御腰廻ヲナスモノ、毎ニ絶スシテ、未タ一人モ誤テ千仞ノ谿ニ墮タリトイフ

モノヲ聞ス、抑安キニ安ンスルモノハ危ク、危ヲ不忘シテ戒ル者ハ却テ安キノ謂ナルヘシ、○端山寺縁起ノ中ニ、皇孫既ニ天降玉ヒシ時、世界皆海水ニシテ、此山ト霧島嶽ノミ島ノヤウニ見ヘタルヲ、皇孫天ノ浮橋ニ登リテ、茲ニ御渡玉ヒシト記セリ、所謂浮渚平處ニ立シトイフヲ語リ嗣シ所ナルヘシ、

○飯野球磨山中ニ、断崖如削ノ間ニ數十町ノ曠野アリ、川流泉石頗奇、嘉木良材凌霄翳日、シカレトモ其道只峭壁一徑ヲ攀躋カユエニ、山伐斧斤ヲ運シカタシ、其傍ニ故冢壘々トシテ、ムカシ人宅アリシ所ノ如シ、是處熊ノ隼人占據ノ墟ナルヘシトイヘリ、

○一宮大明神同郷今西村ニ在リ、

奉祀齋主命・天兒屋命・三女神、并ニ木像、而齋主命ハ衣冠也。

棟札曰、應永廿七年庚子仲春吉日、大願主周防守伴久兼、

○再興棟札、文明五年・大永三年等アリ、又天正三年乙亥八月吉日、島津兵庫頭藤原朝臣忠平・同鎌壽丸・如意壽丸并ニ息女云々、○天正九年辛巳二月吉日、兵庫頭藤

原朝臣忠平諸願成就ト云々、○永祿七年甲子十一月十七

日、先君宰相公飯野城ニ遷リ玉ヒテ、伊藤氏ノ入犯乎壓鎮ラレンシ時、公嘗テ御一句アリ、伊東との薩摩に軍

は桶平に、時盲僧眞成御前ニ侍リ、卽座ニ、飯のほしさ
におひのゆるさよ、公厚眞成ヲ賞シ玉ヘリトソ、桶平

野・飯肥、皆此邊ノ地名ニテ、伊東氏ノ欲スル所ナリ、故ニ云尔、元龜三五月三日、公大ニ伊

東氏ニ克玉ヒ、又天正十八年、飯野ヨリ栗野城ニ遷リ玉

ヒ、文祿元年十一月、爰ヨリ征韓ノ役ニ御出馬アリ、事

大隅栗野郷ノ按、中井竹山魯陰逸史曰、正親町帝永祿二年

ヨリ天文十年辛丑云々、伊東義佑伏薩、與島津氏戰、遂

屢ノ交兵、連歲不決、二十年辛亥、伊東氏與島津氏

戰者十年、於是行成、分隅有之、○弘治三年、伊東氏與

島津氏復爭隅地、擧兵相伐ツト云々、按ニ、伊東氏ノ吾

地ヲ侵掠ルモノハ日向縁邊ニシテ、大隅國界ヲ去ルコト

或ハ十里、或ハ廿里、未曾テ大隅地ニテ戰爭ノ事ナク、

況ヤ隅ヲ分チ有之ナトイフモノハ、日州ヲ誤ニ誤レルニ

ソ、後世是等ノ杜撰ヲ信受スル者アラン事ヲ恐レ、事ニ

因テ批シ置ナリ、

○大王社
同郡吉田郷龜沢村

○大王社
奉祀猿田彦大神、

棟札曰、貞和二年庚戌二月八日修造、源高秀敬白、貞和

ハ南朝ノ後村上天皇
正平元年ニ値レリ、コノ外文明七年、コノ棟札アリ、又同郡

野尻郷麓村ニモ大王權現アリ、奉祀卽猿田彦大神也、蓋

大神ノ皇孫臨降ヲ迎ヘ導キ奉ラレシニ由アリテ崇シナル

ヘシ、又高原郷ノ境大河ノ濟口ノ向ニ、猿瀬テフ地名ナ

トモアリ、

○飯野・加久藤・小林・吉田・馬鍛田ノ五邑ヲ眞幸院ト

稱ス、延喜式ニ眞祈トミヘタルモ是ナルヘシ、眞幸トハ

皇孫尊高千穗ノ峯ニ天降マサントシテ、天照大神ノ勅ニ、

行サキ眞幸ク臨ミ治シメ玉ヘト、首途ヲ祝ヒ送リマイラ

セ玉ヘルニ起レル遺稱トソ、○又水戸光圀卿ニ筮仕ケル

眞幸正心テフ人ハ、コノ吉田郷ノ産也、因テ眞幸ヲ以テ

家号トセシトイヒ傳フ、正心、三國筆海等ノ書ヲ著ス、
臆鷹集ニ正心ノ事ミヘタリ、

同郡小林郷コハヤシ小林旧名三山、今併テ小林郷トシテ、其三之山小林ニ諱リ、

夷守ヒナモリ權現祠北二十八里八町、○府

夷守ハイニシヘノ官名、始景行紀ニミヘタリ、傳イフ、

此地景行帝ノ親征ヲ迎奉リシ所ナリ、蓋夷守處守ノ遺址、

故ニ此名アリ、白石遺文引魏志曰、倭國官曰多模、曰卑

奴母離ト云々、多模卽伴造也、卑奴母離卽夷守也、凡伴造ハ國造ノ
屬官、夷守ハ伴造ノ副職ニシテ、夷服ニ在テ兵守ヲ

兼掌ル、因テ兼掌ル、コノ權守祠ノ如キハ、尚古有土、治民ノ令

徳アルモノ、後世其宗祊ヲ守リ、之カ祀ヲ奉スル耳、天

下郡縣トナリ、其世守祭者四方ニ散シテ、其主トスル所

ノ祖宗ノ神拳テ皆詳ナラス、巫僧妄ニ推シテ淫祀非類曰

某、曰某イフ者、或ハ未審ナラサルモノアラン、コノ小
林ノ地タルヤ、日隅ノ要會ニテ、四方ノ商賈茲ニ來テ交
易ノ市場トス、故ニ郷内富饒近境ニ比類ナシ、蓋ソノム
カシ佐須岐ノ君ノ故墟ナルヘシ、

○瀬戸尾神社、奉祀霧島宮ニ同シ、享保元年九月廿六日、
霧島炎上ノ時、此地モソノ災ヲ被レリ、

同郡須木郷須木・野尻・飯田・内山・穆佐・倉岡・綾等ノ諸邑
ヲ穆佐院トス、○須木郷ヘ求ノ境ニテ、大山嶺嶺
ノ間ニ民居アリ、簞端ヨリ茂林陰翳シ、白日トイヘトモ
仰テ青髯ヲ瞻モノ稱ナリ、信ニ僻地ノ山國トイフヘシ、續紀天

平十五年七月、天皇御石原宮、賜饗於隼人、略中授
佐須岐君夜麻等久々賣外正五位下、佐須岐疑クハ今
肥後ノ佐敷ニテ、此邊裔ヲ領セル者也、

穆佐和名鈔○邑人ノ説ニ、本義ハ六
笠也トイヘリ、○府東廿九里

同郷中ノ小山田村ニ、大岳公誕辰ノ時栽タリシ御歲ク
ラヘノ杉樹アリ、枝葉扶疎葱蘢トシテ、一株萬朶ヲ抽テ
左右數歩ニ繁衍ス、

又倉岡郷アリ、穆佐ヨリ一里、コノ地ノ岡嶺ノ間ニ土ヲ
穿テ窟居セシ址諸所ニナリ、相傳、イニシヘ土蜘蛛ノ栖
止セシ所ニテ、倉岡ノ号此ヨリ起レリ、備中國山崎村ニ此ニ
等シキ山穴多シトイ

フコト、西遊
旅潭ニ載タリ、

同郡高岡郷高岡郷ヘ和名鈔ニ載ス八代ノ地也、今ノ高
高濱村岡・萬原・深歳・田尻・向高等ノ所ミテ
ムカシハ八代ト稱ス、慶長五年、八代飯田ノ中ニ新城ヲ築カレ、始
テ高岡ト号セラレシ也、今八代ト呼ル所ヘ、高岡ノ内東一里ノ飛
地ニ少シ、

○粟野祠神社在ル所、本ハ穆佐院ノ中ナリシヲ、
是モ慶長五年以來高岡ニ隸リシナリ、

奉祀大汝命・事代主命・下照姫・味耜高彥根命・少彥
名命・高照光姫・御井神・健御名方命、以上八坐、例祭
六月初七日、

三月初七日、○府東廿
三里、内九里海上、

六月廿七日、禊祭ニ神輿ヲ奉出シ、川ニ浮テ延岡上野町
ニ濱下リアリ、當社ヨリ
四里程此時數艘ノ船、ヲノノ先ヲ爭
テ競ヒ渡リ、囃子ヲ唱テ上野町ニ漕着、爰ニテ神樂ヲ奏
シ、神酒ヲ供ヘ、其後宮歸トテ、上野町ノ民家、神輿ノ

船ニ數尋ノ綱ヲ着ケ、強力綱ト稱、神輿船ヲ引上ル、自
他國ノ男女群至シテ遊觀ス、又十月初午ノ祭ニハ、滴流馬
ナトアリテ、一郷ノ開哄ナリ、

○梅樹山カウシヤク
高濱村香積禪寺ニ在リ、
○月知梅香積寺ノ庭
ニ在ル所延宝元年癸丑五月廿二日、寬陽公

命シテ月知梅ト名ケ玉フテ、時ノ尊作、香積寺前有梅樹、
大二十圍、盤結如蓋、不知所栽之歲月、蓋古世尤物也、
余偶過見之、名以月知、作詩係之、

老龍盤屈歲寒枝 遠出人間托佛祠

移植春風今歷幾 當初唯有月明知

笈埃隨筆曰、日向香積寺境内ノ梅、百花一面ニ上ニ連リ開キテ、更ニ枝モ見ヘス、圓キ岳ニ雪ヲ積タルカ如シト云々、按ニ、駿河國有度郡御穂ノ清見寺ニ梅アリ、長十七間ニ蔓延レリ、香積寺ノ名木ト供ニ世ニ知ラレシ古梅也、梅譜云、去城都二十里有臥梅、偃蹇十餘丈、相傳、唐物也、謂之梅龍、好事者載酒遊之、コレ月知梅ト能相似タリ、

同郡同郷去川村ナリカハ今内山村ト稱フ

去飛川ナリ 延喜式ニ出末ハ赤江ノ海ニ入ル 赤江ノ海ヲ橋原トイフモ 此川ノ橋原ヨリ流レ出ルヲ以テナリ、○蘆所川 是日向國ノ大川ナリ、西側ニ在リ、○南十町餘ニ紙屋村ノ城アリ、是日向國ノ大川ナリ、水勢迅奔、ソノ聲雷霆ノ如シ、コノ津渡ノ上下ニ自然ノ磐石アリテ、ソノ激流ヲ支フル故ニ、上下ノ間ヲ船涉トス、倘此磐石ナカラマシカハ、舟楫ヲ運スヘカラス、信ニ水阻ノ絶嶮トイフヘシ、

去川口號

光久公

仰瞻雲外有人家 日上丹霞染水涯

迢遞去川來湛々 年々流出洞中花

寛政中、竹村雄也建福テフ者行脚シテ爰ニ來リシヲ、

関吏過所ナキヲ咎メケレハ、

治れる代ともさつをかしらぬひの心つくしに関を守と

ハ

関司、歌ニメテ、通シヤリヌトソ、

○法華嶽寺同郷深年村ニ在リ

コノ寺ノ縁起曰、六十六代一條帝ノ皇后上東門院ニ仕ヘシ和泉式部、悪疾ヲ患ヒ、夢想ニツイテ此地ヘ下リ、百磨千折祈願セシカトモ其驗ヲ得サリシカハ、身投嶽ニ至リ身投嶽爰ニ在リ、身ヲ不測ノ谷ニ投ント思ヒ窮テ、辞世ニ、南無藥師諸病悉除の願たてゝみとり佛の名こそをしけれ、と詠シ、既ニ合掌シテ千尋ノ岸ニ臨ミ、瞑目キタルニ、藥師如來ノ歌ニ、村雨はたゝ一時のものそかしをのか蓑笠そこにぬきをけ、と妙ナル聲ヲ聞シカ、乃心地潔ク、數年ノ悪疾忽ニ愈タリ、式部御礼歌トテ、法華嶽の松のあらしに夢さめてこゝろすゝしくなるそうれしき、又、身を捨て菩提を願ふ我なれば生まれ都に歸りこそすれ、又寺堂ニ、式部カ持テリシモノトテ琵琶一面ヲ藏ム、按ニ、コノ式部カ歌トイフモノ、更ニ式部ノ口吻ニ出シ趣味ナシ、拙キ村僧ノ作レルニソ、名高キ歌人ニ矯リ託シハイト片腹イタキワサナメリ、○又愛染川トテ、法華嶽

寺ノ卯辰方十八町許ニ在リ、土人ハ一ノ瀬トイフ渡ノ上ニ、愛染權現乎安置ス、緣起ニ曰、和泉式部病疴平愈ノ後、此川ニ出テ身ソ、キノツイテ、傍ノ社ヲイカナル神ソト尋ネシニ、里人宿世結ノ權現トイヒケレハ、日向なる愛染川ノ邊にそ宿世結ふの神はまします、按、是亦偽作也、信濃ナル藍染川ノ邊ニソ云々、トイフ古歌アルヲ、信濃ノ三句ヲ日向ニ作り直シタルマ、ニテ、末ハ同シ、此ヒトツニテモ緣起ノ胡説ミソトハ知レタリ、又藍染川トイフハ、筑前太宰府ノ北高橋口トイフ所ニ石橋架リタル所アリ、此川ヲ思ヒ川トイフ、コ、ニモ藍染川・石踏川・白川トテ三ノ流落合所ナリ、後撰集ニ、をもひ川絶す流るゝ水の泡のうたかた人にあわて消めや、又越風石白歌ニ、思ひ川わたらぬさきにかほと深きを白はだ染て悔しや藍紫にもとの白地かまししやもの、とあり、歌モ曲モカヤウニアランコソ、大和言ノ葉トハメツヘケレ、信濃ノ歌ナトヲ作り直シ、又藍染ヲ愛染ナト、湯桶ニ取ナシ、率強附會虚説ヲ造リテ愚蒙ノ人ヲ瞞クトモ、有識ノ士ハ見テ、即其偽ヲ笑フヘシ、○和泉式部カ塚ハ京師誓願寺ノ側ニ在リ、又美濃路ニモアリテ、イツレモ碑ヲ建タリ、シカルニ或説ニ、佐土原鹿野田村氷室山ノ腰ニ、式部ノ

塚トテ有リ、ソノ山ノ子方十五町許ニ、幸納ノ畠中ニ一字ノ地藏堂アルヲ式部形代ト唱へ、堂ノ丑方三町許ニ叢林アルヲ、式部手火所トイフ、又曰、某年十月五日、法華嶽ニ式部參籠シ、明テ正月十六日都ニ上リ、再ヒ日向ニ下リ、鹿野田村ニテ俄ニ病死ス、三月三日、四十三歳也トソ、又氷室里湖見社トイフアリ、式部ノ歌トテ、日か暮やひむろの里をなかむれはうしほの烟いづもたへせぬ、云々、按ニ、大日本史列女傳曰、和泉式部越前守大江雅致女也、善和歌、嫁和泉守橋道貞、生女小式部、道貞歿後仕上東門院、歌仙傳、時有僧性空者、居播磨書寫山、ヲラキョクシクニソノイダヘ舉世崇信之、式部贈和歌曰、暗岐與利暗岐路仁曾入奴倍ハルカニシテ岐逢仁照世山端乃月、世以爲精妙、新古今再醮藤原保昌、和歌集又小式部傳曰、即道貞女也、亦仕上東門院、幼善和歌、時人謂、内侍有佳句、多其母所潤色也、母式部從保昌赴丹後云々、サラハ和泉式部終ハ保昌ニ從ヒ丹後ニ赴シナリ、サテコノ式部ハ歌ハメテタカリツレトモ、心クセノアタノシキ女ニテ、前夫和泉守道貞ニウトマレケルヲ、赤染衛門カ式部平諫テ贈レル歌ニ、うつろはてしはし笈田のもりをみよかへりもそする葛のうら風、コハ道貞ニワスラレタリトモ、コナタノ心ハ變ハテ、シハシ

見ヨ復本ニ反ルコトアランナリ、式部カ心ノアタノシ
キハ、紫ノ日記ニモ譏テ書リ、サレト零落テ日向ナトニ
下ルヨシ記シモ置ネハ、コノ法華嶽寺ニ來リシハ、同シ
名ノ女ナトヲ取マガヘシニツ、一條帝ノ皇后ニ仕ヘシ大
輔ナトソ、再ヒ日向ニ歸リシトハ見ヘタリケル、

○和名鈔、諸縣郡瓜生ツラフ字利布乃國加用野ノ字云々、此瓜生ハ今ハ高篠

テフ左右ノ地ニテ、慶安二年高辻帳ニ、日向國宮崎郡有馬

左衛門、ノ内瓜生野村、高千五百八石八舛内千五百石寄斗田

佐領分、トアリ、右ノ瓜生、古ハ諸縣郡内ナリケン、イツ四百貳石九斗

ノ比ヨリシテ宮崎郡ニハ隸ヌルニヤ、如是ナル所數多見

ユレトモ、卒ニ考覈ヲ得カタシ、

鹿児島県史料編さん関係者

編集課	総務課	所長	委員	顧問
宮田博美	今釜和代	牧迫綱江	尾口義哉	晋哲哉
				長山恭子
				福永秀三
				山口昭美
				大人形矩道
				芳村野守次
				五味克夫
				原口虎雄
				北川鐵三
				東京大学教授
				前東京大学教授
				学習院大学名誉教授
				前早稲田大学教授
				聖心女子大学講師
				大久保利謙
				竹内幸三
				兒玉幸多
				小西四郎
				今枝愛真
				桃園恵真
				四本健光
				桑波田健興
				山下千本
				田島秀隆
				瀨島和夫
				中島茂弘
				宮下満郎
				古賀秋好
				平賀秋好
				黒山祐子

鹿児島県史料

魔藩名勝考

昭和57年2月19日印刷

昭和57年2月27日発行

非売品

編集 鹿児島県維新史料編さん所

発行 鹿児島県

印刷所 大日本印刷株式会社
東京都新宿区市谷加賀町1丁目12番地